

千葉市 高齢者保健福祉 推進計画

(第8期介護保険事業計画)

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和3(2021)年3月



はじめに

2000年4月にスタートした介護保険制度は、2020年4月で20年を迎え、この間、千葉市においては、総人口が約1.1倍に、第1号被保険者数（65歳以上人口）は約2.5倍となり、高齢化率も11.7%から26.1%となりました。

将来推計においては、総人口が減少するとともに、担い手・支え手とされる生産年齢人口（15～64歳）も減少が見込まれており、高齢化率は、2025年には28.68%、2040年には35.63%まで上昇するとともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加することが予想されております。

このような人口減少下の人生100年時代においては、高齢者や地域の皆様、関係機関との連携強化により、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるための取組みと、支援が必要になっても安心できる生活支援体制の整備が必要です。

そこで、2025年及び2040年を見据えた本計画は、2021年度から3年間の本市の主な取組みを示すとともに、介護予防・健康づくりや地域支援の一助となる情報として、各区・日常生活圏域の状況について初めて掲載したほか、様々な施策を分かりやすくお伝えするコラムを盛り込むなど、市民の皆様と共有できる内容としました。また、近年の台風等災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新たに「災害・感染症対策」を追加し、日頃からの備えに積極的に取り組んでいくこととしています。

さらに、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたことを受け、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様の参加と、関係機関の皆様との連携・協働による「地域包括ケアシステム」の強化、さらには「地域共生社会」の実現を目指し、全力で取り組んで参りますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会や市民の皆様から、貴重な多くのご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和3年3月



千葉市長 神谷 俊一

<目次>

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	関連する計画との関係	4
4	計画期間	6
5	介護保険制度改正の主な内容	7
	(1) 地域共生社会の実現に向けて	7
	(2) 計画において記載を充実する事項	8

第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況

1	高齢者人口等の推移	11
	(1) 高齢者人口・高齢化率の推移	11
	(2) ひとり暮らし高齢者数の推移	13
	(3) 認知症高齢者数の推移	14
	(4) 平均寿命と健康寿命	14
2	介護保険事業等の現状	15
	(1) 要支援・要介護認定者数の推移	15
	(2) 介護サービスの利用状況	16
	(3) 保険給付費の推移	17
	(4) 第7期計画の実績	18
3	各種基礎調査からみた現状	20
	(1) 調査の目的	20
	(2) 調査期間、調査方法及び調査の種類	20
	(3) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査	22
	(4) 在宅介護実態調査	27
	(5) 介護保険事業所向けアンケート調査	33
	(6) 千葉市在宅医療・介護実態調査	36
4	第7期計画における取組み及び課題	38
	(1) 高齢者が元気であるための生きがいづくりと地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～	38
	(2) 支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制の推進	40
	(3) 必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備	44
	(4) 適正な介護保険制度の運営	45
5	日常生活圏域の状況	46
	(1) 日常生活圏域の設定	46
	(2) 地域の特性にあった地域包括ケアシステムの構築に向けて	48

第3章 計画の基本的な考え方

1 千葉市の2025年及び2040年の目指す将来像	65
（1）将来の状況	65
（2）市の目指す将来像	66
2 計画の基本理念・基本目標	68
3 基本方針	69
4 施策の体系	72
5 自立支援・重度化防止の取組目標	73

第4章 施策の展開

基本方針1 高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくりを 目指して～健康寿命の延伸～	77
（1）生きがいづくりと社会参加の促進	77
（2）健康づくり	81
（3）自立支援と重度化防止	85
基本方針2 支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられる まちを目指して	90
（1）あんしんケアセンターの機能強化	90
（2）地域ケア会議の強化	93
（3）切れ目のない在宅医療・介護連携の推進	96
（4）エンディングサポートの推進	100
（5）安心して暮らせるための地域等による支援	102
（6）災害・感染症対策	106
基本方針3 だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して （認知症施策推進計画）	110
（1）認知症への理解の促進	113
（2）認知症予防に向けた活動の推進	116
（3）医療・ケア・介護サービス体制の向上	118
（4）認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援	121
（5）権利擁護体制の充実	124
基本方針4 必要なサービスが必要としている高齢者に届く 安心なサービス提供体制を目指して	129
（1）介護保険施設等の計画的な整備	129
（2）在宅支援サービスの提供体制の整備	132
（3）その他介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確保支援	133
基本方針5 適正な介護を提供するために	135
（1）適正な介護サービスの提供	135
（2）公正で効率的な介護認定体制の構築	137
（3）介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援	139

(4) 低所得者への配慮	143
--------------	-----

第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料

1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み	147
2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み	149
3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み	151
4 第1号被保険者の保険料	152
(1) 費用の負担割合（財源構成）	152
(2) 第8期計画期間（令和3（2021）年度から5（2023）年度） 介護保険料段階の設定と保険料	153

第6章 計画の推進にあたって

1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携	157
2 計画の進行管理と評価	157
3 計画の弾力的な運用	158

付属資料

1 高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）の策定体制	161
2 高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）策定の過程	162
3 千葉市社会福祉審議会条例	163
4 千葉市社会福祉審議会運営要綱	167
5 千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会委員名簿	169
6 用語解説	170

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の総人口は約1億2,700万人で、平成21年をピークに10年連続で減少しています（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）。一方、人口構成は、高齢者人口（65歳以上）が、平成27（2015）年以降は年少人口（0～14歳）の2倍以上で推移し、世界でも1、2位を争う長寿大国となっています。そして、将来的には、令和7（2025）年になると団塊世代（1947年～49年生まれ）が全て後期高齢者層（75歳以上）に入り、「約3.3人に1人が高齢者の時代」となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代（1971年～74年生まれ）が全て高齢者となり、「現役世代（担い手・支え手）の減少」が進むなど、医療・介護などの社会保障費の急増だけでなく雇用など社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においても、高齢化が急速に進展する中で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続け、令和7（2025）年には高齢化率は28.7%となり、75歳以上の高齢者の割合も17.8%に増加するとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれています。

国は、これまで介護保険法の改正を断続的に行い、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進してきました。そして、平成29（2017）年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められました。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策として、平時からの備えについて周知啓発するとともに、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築するなど、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい視点での見直しや工夫が必要となってきています。

本市では、これまでも令和7（2025）年を見据え、『支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ』を基本理念に掲げ、「千葉市の地域包括ケアシステムの構築・強化」に段階的に取り組み、「健康寿命の延伸」と「介護保険制度の持続可能性の確保」に向け、介護予防の普及啓発に取り組んできました。

本計画は、これまでの取り組みを引き継ぎながら、改めて令和7（2025）年、そして令和22（2040）年までの見通しを十分に踏まえた上で、本市における地域包括ケアシステムの構築・強化を図る計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉推進計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいつくりを含め、高齢者の地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、地域支援事業に関する事項、制度の円滑な実施に向けた取組みの内容を定める計画です。

《老人福祉法（抜粋）》

- 第20条の8第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

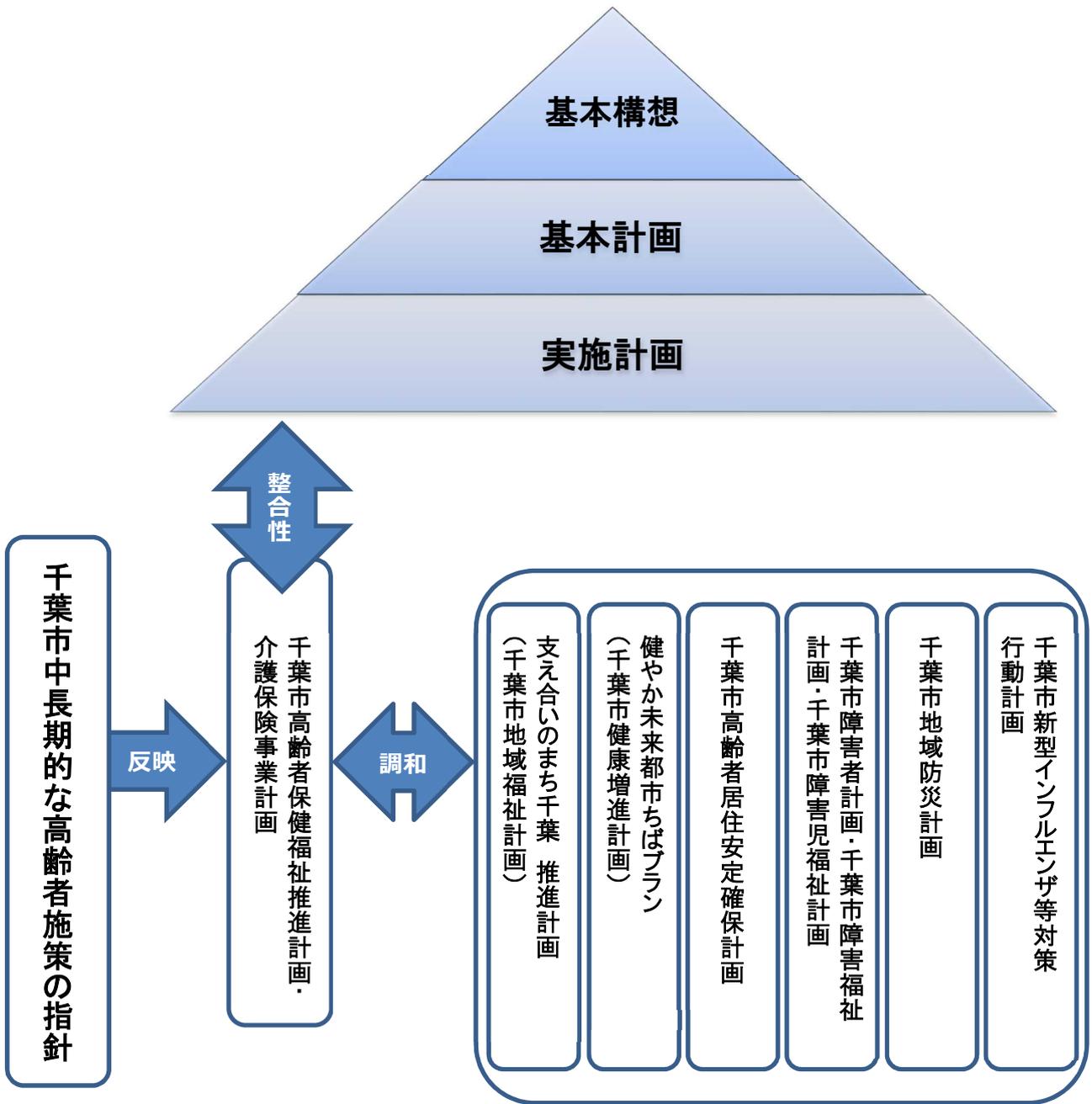
《介護保険法（抜粋）》

- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 関連する計画との関係

本計画は、市政運営や施策の基本となる「千葉市基本構想」及び「千葉市新基本計画」の理念や将来像と方向性をともした、高齢者分野の個別計画です。

2025年問題に備えるための千葉市としての対策を講じた「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」を踏まえるとともに、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりを推進する、社会福祉法第107条に規定される「支え合いのまち千葉推進計画（千葉市地域福祉計画）」をはじめ、関連する他の個別計画との連携を図り策定しています。



さらに、千葉県保健医療計画と本計画の整合性を図るため、地域医療構想による介護施設・在宅医療等の追加的需要について、千葉県と協議のうえ、介護施設と在宅医療の配分を決め、本計画の施設整備方針等に反映しました。

5 介護保険制度改正の主な内容

(1) 地域共生社会の実現に向けて

令和2（2020）年に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3（2021）年4月に施行されます。

この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市区町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われます。

主な事項は次のとおりです。

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

ア 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。

イ 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。

ウ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

ア 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができる」と規定する。

イ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。

ウ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

ア 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。

イ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。

ウ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

（2）計画において記載を充実する事項

令和元（2019）年12月にまとめた第8期に向けた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、令和2（2020）年7月に開催された社会保障審議会介護保険部会では、基本指針における「第8期計画において記載を充実する事項(案)」が検討されました。

主な事項は次のとおりです。

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

第2章

千葉市の高齢者を取り巻く状況

第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況

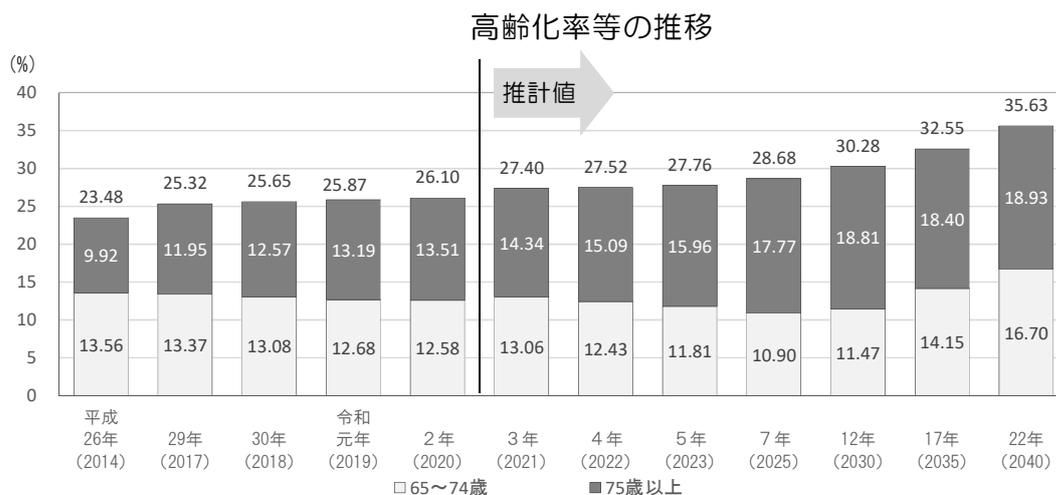
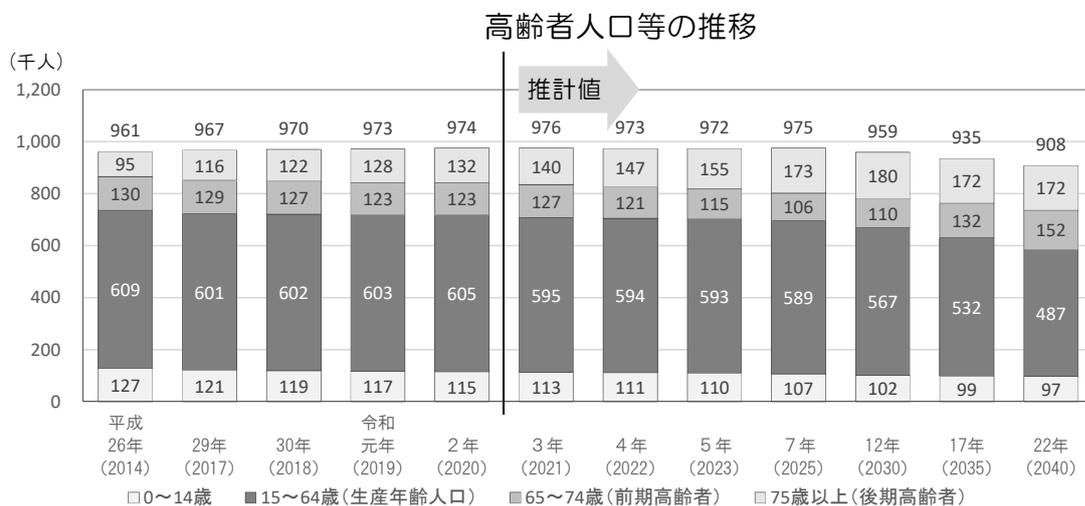
1 高齢者人口等の推移

(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年9月末現在で97万4千人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は25万4千人、高齢化率は26.1%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は27万9千人、高齢化率は28.68%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのに対して、高齢者人口は32万4千人、高齢化率は35.63%まで上昇することが見込まれています。



注1：令和2（2020）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和3（2021）年～22（2040）年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

区別の高齢者人口等の推移を比較しました。

区別の高齢者人口等の比較

	区分	人口(人)						
		平成27年 (2015)	令和3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	7年 (2025)	22年 (2040)	
千葉市	総人口	971,882	975,607	973,355	972,490	974,868	907,640	
	65歳以上	242,401	267,299	267,845	270,001	279,545	323,382	
	うち、65～74歳	137,100	127,392	120,982	114,821	106,295	151,609	
	うち、75歳以上	105,301	139,907	146,863	155,180	173,250	171,772	
	中央区	総人口	205,070	213,563	214,308	215,284	218,372	225,912
		65歳以上	45,941	50,220	50,384	50,797	52,746	70,956
		うち、65～74歳	24,903	25,585	24,520	23,679	22,432	35,898
		うち、75歳以上	21,038	24,634	25,865	27,118	30,314	35,058
	花見川区	総人口	179,200	176,321	175,311	174,633	174,206	151,208
		65歳以上	48,277	52,694	52,646	52,927	54,486	58,175
		うち、65～74歳	27,285	23,995	22,647	21,193	19,159	26,432
		うち、75歳以上	20,992	28,699	29,999	31,734	35,327	31,744
稲毛区	総人口	160,968	160,376	159,706	159,303	159,066	143,617	
	65歳以上	40,301	44,770	44,857	45,250	46,900	52,090	
	うち、65～74歳	22,651	21,590	20,596	19,592	18,136	23,418	
	うち、75歳以上	17,650	23,180	24,261	25,658	28,763	28,672	
若葉区	総人口	151,078	148,140	147,244	146,579	146,054	123,968	
	65歳以上	45,580	49,441	49,313	49,531	51,045	51,208	
	うち、65～74歳	24,995	21,567	20,164	18,968	17,145	22,331	
	うち、75歳以上	20,585	27,875	29,149	30,562	33,900	28,878	
緑区	総人口	126,848	129,811	129,987	130,347	131,530	131,789	
	65歳以上	26,205	30,275	30,722	31,341	33,055	42,931	
	うち、65～74歳	14,809	14,969	14,643	14,324	13,892	19,125	
	うち、75歳以上	11,396	15,306	16,079	17,018	19,163	23,806	
美浜区	総人口	148,718	147,396	146,800	146,346	145,641	131,147	
	65歳以上	36,097	39,899	39,922	40,156	41,313	48,021	
	うち、65～74歳	22,457	19,685	18,412	17,065	15,530	24,406	
	うち、75歳以上	13,640	20,214	21,510	23,090	25,783	23,615	

	区分	割合(%)					
		平成27年 (2015)	令和3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	7年 (2025)	22年 (2040)
千葉市	65歳以上	24.9	27.4	27.5	27.8	28.7	35.6
	うち、65～74歳	14.1	13.1	12.4	11.8	10.9	16.7
	うち、75歳以上	10.8	14.3	15.1	16.0	17.8	18.9
中央区	65歳以上	22.4	23.5	23.5	23.6	24.2	31.4
	うち、65～74歳	12.1	12.0	11.4	11.0	10.3	15.9
	うち、75歳以上	10.3	11.5	12.1	12.6	13.9	15.5
花見川区	65歳以上	26.9	29.9	30.0	30.3	31.3	38.5
	うち、65～74歳	15.2	13.6	12.9	12.1	11.0	17.5
	うち、75歳以上	11.7	16.3	17.1	18.2	20.3	21.0
稲毛区	65歳以上	25.0	27.9	28.1	28.4	29.5	36.3
	うち、65～74歳	14.1	13.5	12.9	12.3	11.4	16.3
	うち、75歳以上	11.0	14.5	15.2	16.1	18.1	20.0
若葉区	65歳以上	30.2	33.4	33.5	33.8	34.9	41.3
	うち、65～74歳	16.5	14.6	13.7	12.9	11.7	18.0
	うち、75歳以上	13.6	18.8	19.8	20.9	23.2	23.3
緑区	65歳以上	20.7	23.3	23.6	24.0	25.1	32.6
	うち、65～74歳	11.7	11.5	11.3	11.0	10.6	14.5
	うち、75歳以上	9.0	11.8	12.4	13.1	14.6	18.1
美浜区	65歳以上	24.3	27.1	27.2	27.4	28.4	36.6
	うち、65～74歳	15.1	13.4	12.5	11.7	10.7	18.6
	うち、75歳以上	9.2	13.7	14.7	15.8	17.7	18.0

注1：平成27（2015）年は、平成27年国勢調査に基づく実績数値（年齢不詳分を按分）

注2：令和3（2021）年以降、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

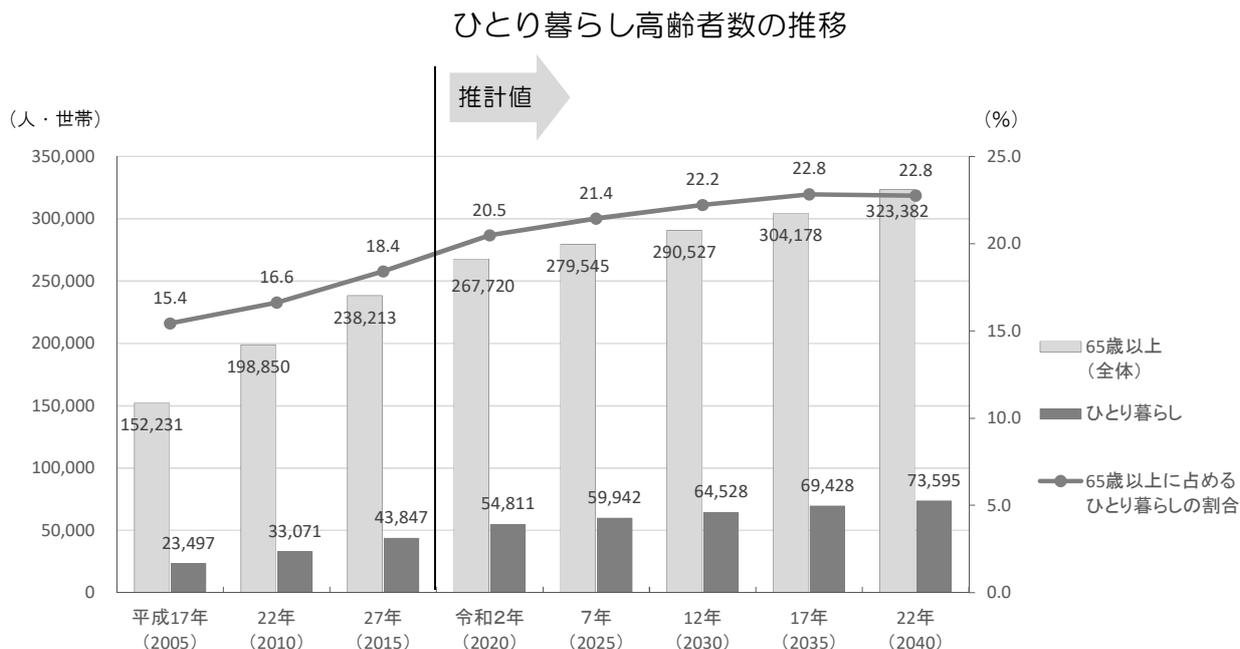
注3：推計の人口は、区分ごとに小数点第一位以下を四捨五入して表示している。そのため、区分ごとの合計が、必ずしも一致しない場合がある。

注4：割合は、小数点第二位以下を四捨五入して表示している。そのため、65～74歳の割合と75歳以上の割合の合計が、65歳以上の割合とは必ずしも一致しない場合がある。

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移

本市のひとり暮らし高齢者は、平成27（2015）年に実施した国勢調査によると約4万4千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は18.4%となっています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、ひとり暮らし高齢者数は約6万人、高齢者に占めるその割合は21.4%、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年には、ひとり暮らし高齢者数は約7万4千人、高齢者に占めるその割合は22.8%まで上昇することが見込まれています。

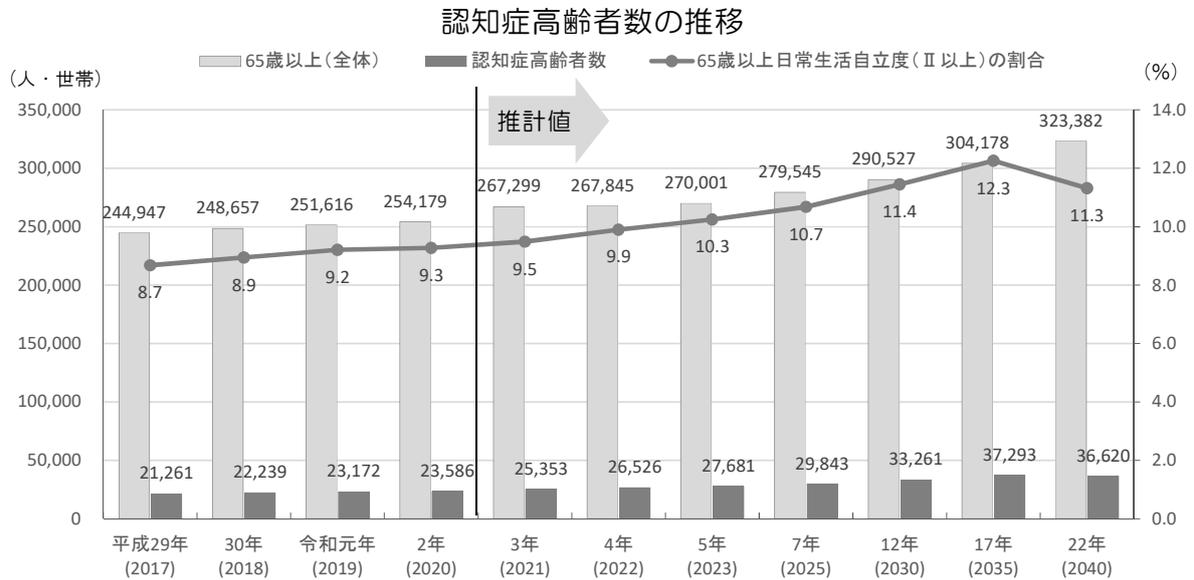


注1：平成17（2005）年～27（2015）年は平成27年国勢調査の実績

注2：令和2（2020）年以降は各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、高齢者単独世帯割合の仮定値を乗ずる方法で推計した。

(3) 認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で約2万4千人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれています。



- 注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値
- 注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。
- 注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。
- 注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。
- 注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

(4) 平均寿命と健康寿命

平均寿命・健康寿命は男女とも延伸していますが、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて、平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」については、男性では伸び、女性では若干縮まっています。

	男性			女性		
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	延伸	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	延伸
平均寿命	80.06年	81.24年	1.18年	86.70年	86.77年	0.07年
健康寿命	78.61年	79.66年	1.05年	83.36年	83.48年	0.12年
不健康な期間	1.45年	1.58年	0.13年	3.34年	3.29年	-0.05年

出典：平成30（2018）年3月「健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直し報告書」

2 介護保険事業等の現状

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者数は、令和2（2020）年9月末現在253,347人、そのうち要支援・要介護認定者数は43,833人、認定率は17.3%となっています。認定率は平成28（2016）年度までは約15%台で推移していましたが、高齢化の急速な進展に伴い、平成29（2017）年度には16%台となり、令和元（2019）年度には17%に達しました。要介護度別にみると、要介護1が最も多く認定者のおよそ4人に1人です。これに要支援1・2を合わせると、軽度者は52.6%と認定者数の約半数を占めています。

要支援・要介護認定者数・認定率の推移

単位：人

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
第1号被保険者数	232,961	239,076	244,189	247,933	250,863	253,347
要支援・要介護認定者数	37,147	38,618	40,592	42,237	43,701	44,790
第1号被保険者	36,105	37,637	39,608	41,242	42,740	43,833
第2号被保険者	1,042	981	984	995	961	957
認定率（第1号被保険者）	15.50%	15.74%	16.22%	16.63%	17.04%	17.30%

要支援・要介護認定者数	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
要支援1	5,342	5,619	6,097	6,635	7,006	7,049
要支援2	4,630	4,805	4,879	5,057	5,143	5,060
要介護1	8,188	8,656	9,495	10,128	10,881	11,472
要介護2	6,226	6,398	6,487	6,469	6,638	6,686
要介護3	4,880	5,075	5,181	5,374	5,370	5,554
要介護4	4,273	4,514	4,759	4,814	4,850	5,123
要介護5	3,608	3,551	3,694	3,760	3,813	3,846

注：各年度9月末現在

要介護度別認定者割合の推移



注1：各年度9月末現在

注2：割合は、小数点第二位以下を四捨五入して表示している。そのため、要介護度の割合の合計が、100%にならない場合がある。

(2) 介護サービスの利用状況

本市における令和元（2019）年度の介護サービスの利用者数は36,852人となっており、平成27（2015）年度と比較して約1.16倍となっています。

また、居宅サービスと施設サービスの利用比率は、同比率で推移しています。

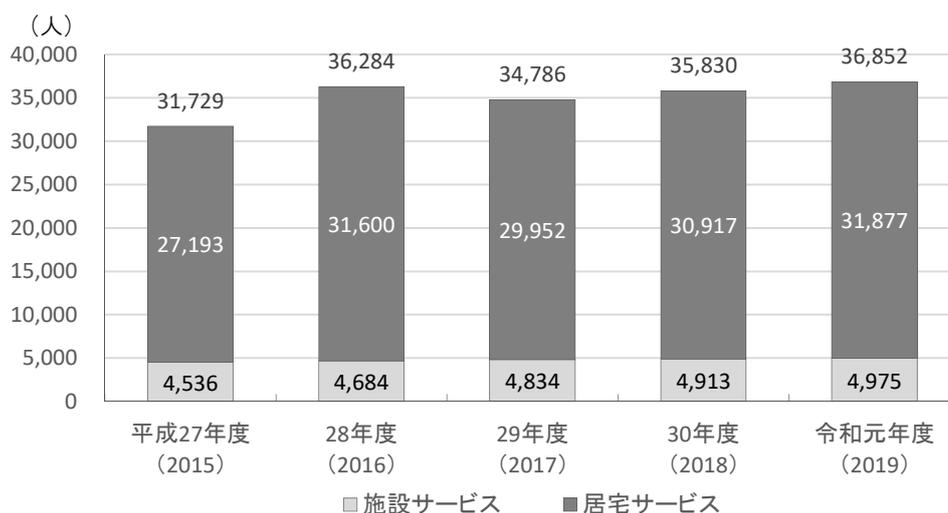
介護サービス利用者数の推移

単位：人

	平成27 年度 (2015)	平成28 年度 (2016)	平成29 年度 (2017)	平成30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	対 前年比
サービス利用者数	31,729	36,284	34,786	35,830	36,852	1.03倍
居宅サービス	27,193	31,600	29,952	30,917	31,877	1.03倍
施設サービス	4,536	4,684	4,834	4,913	4,975	1.01倍
介護老人福祉施設	2,766	2,942	3,075	3,201	3,199	1.00倍
介護老人保健施設	1,669	1,680	1,733	1,697	1,692	1.00倍
介護療養型医療施設	101	62	26	10	8	0.80倍
介護医療院				5	76	15.2倍
居宅サービス：施設サービス	86：14	87：13	86：14	86：14	86：14	—

注：居宅サービスには、地域密着型サービスを含む
出典：介護保険事業状況報告（各年度月末現在）

居宅サービス利用者数、施設サービス利用者数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

(3) 保険給付費の推移

本市における令和元（2019）年度の保険給付費は約630億円で、平成27（2015）年度と比較して約1.15倍となっています。

また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業へ順次移行したことで、地域支援事業費は平成29（2017）年度から増加しており、平成30（2018）年以降は、約30億円となっています。

保険給付費及び地域支援事業費の推移

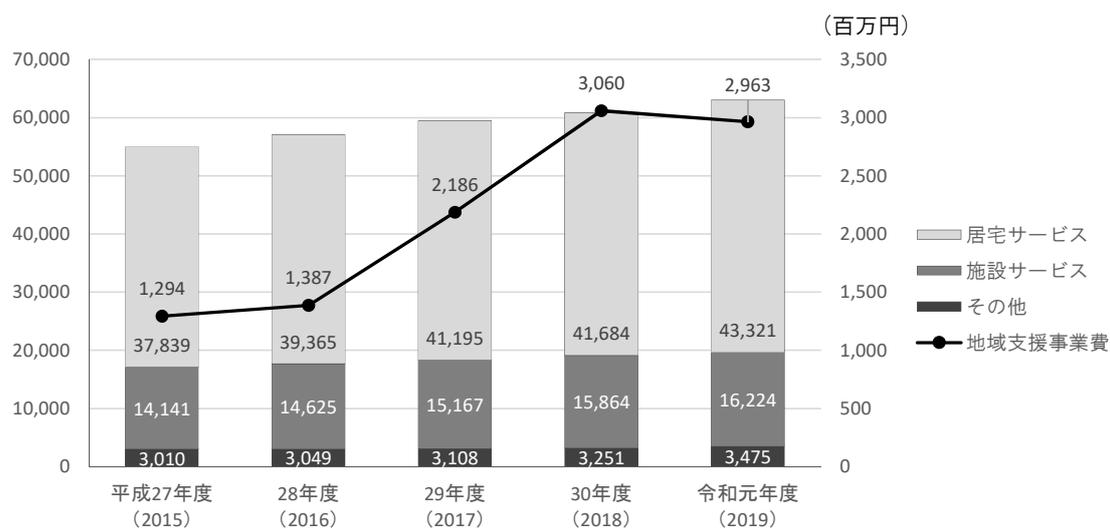
単位：百万円

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	対前年比
保険給付費	54,990	57,039	59,470	60,799	63,020	1.04倍
居宅サービス	37,839	39,365	41,195	41,684	43,321	1.04倍
施設サービス	14,141	14,625	15,167	15,864	16,224	1.02倍
その他	3,010	3,049	3,108	3,251	3,475	1.07倍
地域支援事業費	1,294	1,387	2,186	3,060	2,963	0.97倍

注：「その他」は、高額介護サービス費等、特定入所者介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料の合計額

出典：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

保険給付費及び地域支援事業費の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

(4) 第7期計画の実績

サービス種類ごとに、計画値に対する実績値の割合を見てみると、多くのサービスで80～90%台で、計画を若干下回る程度となっています。

介護サービス

サービス種類	年度	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A
(1) 居宅サービス										
①訪問介護	回	2,286,252	2,210,422	96.7%	2,367,852	2,232,820	94.3%	2,431,932	2,300,358	94.6%
	人	7,207	7,102	98.5%	7,347	7,292	99.3%	7,433	7,204	96.9%
②訪問入浴介護	回	37,908	36,831	97.2%	38,928	37,936	97.5%	39,708	34,416	86.7%
	人	584	572	97.9%	594	573	96.5%	604	562	93.0%
③訪問看護	回	425,532	404,379	95.0%	482,256	433,006	89.8%	544,560	455,764	83.7%
	人	3,155	3,176	100.7%	3,421	3,493	102.1%	3,696	3,517	95.2%
④訪問リハビリテーション	回	72,912	69,738	95.6%	82,668	78,950	95.5%	91,752	82,822	90.3%
	人	466	438	94.0%	522	510	97.7%	576	498	86.5%
⑤居宅療養管理指導	人	7,249	7,122	98.2%	7,951	7,713	97.0%	8,664	8,018	92.5%
⑥通所介護	回	733,140	702,128	95.8%	785,532	734,894	93.6%	845,052	649,958	76.9%
	人	6,063	5,962	98.3%	6,416	6,069	94.6%	6,775	5,342	78.8%
⑦通所リハビリテーション	回	265,284	257,798	97.2%	267,636	272,331	101.8%	269,628	229,364	85.1%
	人	2,816	2,774	98.5%	2,868	2,895	100.9%	2,905	2,510	86.4%
⑧短期入所生活介護	日	379,020	346,385	91.4%	406,668	367,401	90.3%	435,192	352,090	80.9%
	人	2,032	1,913	94.1%	2,134	1,986	93.1%	2,234	1,609	72.0%
⑨短期入所療養介護	日	19,020	22,851	120.1%	19,020	23,741	124.8%	19,020	14,629	76.9%
	人	196	247	126.0%	196	257	131.1%	196	157	80.1%
⑩福祉用具貸与	人	11,242	11,013	98.0%	11,890	11,892	100.0%	12,551	12,007	95.7%
⑪特定福祉用具販売	人	210	172	81.9%	210	190	90.5%	210	195	92.9%
⑫住宅改修費	人	160	125	78.1%	161	123	76.4%	162	127	78.4%
⑬特定施設入居者生活介護	人	1,926	1,884	97.8%	2,071	2,030	98.0%	2,231	2,108	94.5%
(2) 地域密着型サービス										
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	181	164	90.6%	194	248	127.8%	207	249	120.3%
②夜間対応型訪問介護	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③地域密着型通所介護(小規模デイサービス)	人	3,471	3,257	93.8%	3,649	3,541	97.0%	3,839	3,201	83.4%
④認知症対応型通所介護	回	13,644	12,534	91.9%	13,644	10,489	76.9%	13,644	10,780	79.0%
	人	90	101	112.2%	90	79	87.8%	90	73	81.1%
⑤小規模多機能型居宅介護	人	366	356	97.3%	417	429	102.9%	434	454	104.6%
⑥認知症対応型共同生活介護	人	1,648	1,609	97.6%	1,702	1,682	98.8%	1,756	1,734	98.7%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人	56	53	94.6%	56	55	98.2%	56	55	98.2%
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	85	86	101.2%	85	86	101.2%	85	89	104.7%
⑨複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	人	51	32	62.7%	85	61	71.8%	85	84	98.8%
(3) 介護保険施設サービス										
①介護老人福祉施設	人	3,206	3,164	98.7%	3,366	3,212	95.4%	3,526	3,184	90.3%
②介護老人保健施設	人	1,717	1,659	96.6%	1,717	1,694	98.7%	1,717	1,623	94.5%
③介護医療院	人	0	0	—	0	7	—	0	160	—
④介護療養型医療施設	人	10	19	190.0%	10	10	100.0%	10	3	30.0%
(4) 居宅介護支援	人	17,962	17,671	98.4%	18,712	18,520	99.0%	19,429	18,422	94.8%

注1：人数は各年の10月利用者数（令和2年度は見込み）

注2：回数及び日数は年度ごとの合計（令和2年度は見込み）

第7期計画値に対するサービスの利用状況

介護予防サービス

サービス種類	年度	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A
(1) 介護予防サービス										
① 介護予防訪問入浴介護	回	228	36	15.8%	228	67	29.4%	228	61	26.8%
	人	5	2	40.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
② 介護予防訪問看護	回	30,348	35,524	117.1%	31,104	44,225	142.2%	32,616	49,424	151.5%
	人	317	337	106.3%	337	432	128.2%	366	449	122.7%
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回	4,860	4,482	92.2%	5,076	6,409	126.3%	5,508	6,907	125.4%
	人	38	42	110.5%	39	50	128.2%	40	52	130.0%
④ 介護予防居宅療養管理指導	人	311	331	106.4%	343	379	110.5%	377	379	100.5%
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	人	888	835	94.0%	980	875	89.3%	1,073	680	63.4%
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日	2,472	1,650	66.7%	3,324	1,994	60.0%	4,128	1,116	27.0%
	人	30	28	93.3%	38	27	71.1%	44	12	27.3%
⑦ 介護予防短期入所療養介護	日	192	121	63.0%	192	150	78.1%	192	98	51.0%
	人	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%
⑧ 介護予防福祉用具貸与	人	2,210	2,383	107.8%	2,361	2,677	113.4%	2,503	2,782	111.1%
⑨ 特定介護予防福祉用具購入費	人	60	65	108.3%	60	60	100.0%	60	48	80.0%
⑩ 介護予防住宅改修費	人	80	57	71.3%	80	51	63.8%	80	54	67.5%
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	人	219	204	93.2%	234	214	91.5%	249	204	81.9%
(2) 地域密着型サービス										
① 介護予防認知症対応型通所介護	回	108	128	118.5%	108	22	20.4%	108	0	0.0%
	人	1	2	200.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	人	23	34	147.8%	23	34	147.8%	24	45	187.5%
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	人	10	2	20.0%	15	3	20.0%	19	3	15.8%
(3) 介護予防支援	人	5,181	3,173	61.2%	4,654	3,512	75.5%	4,053	3,536	87.2%

注1：人数は各年の10月利用者数（令和2年度は見込み）

注2：回数及び日数は年度ごとの合計（令和2年度は見込み）

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種類	年度	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A
介護予防・生活支援サービス事業										
① 訪問介護相当サービス	人	—	432	—	—	391	—	—	401	—
② 生活援助型訪問サービス	人	—	1,884	—	—	1,862	—	—	1,912	—
③ 通所介護相当サービス	人	—	3,117	—	—	3,103	—	—	3,186	—
④ ミニデイ型通所サービス	人	—	17	—	—	204	—	—	209	—

注3：人数は各年の10月利用者数（令和2年度は見込み）

注4：計画値は人数単位ではないため実績のみ記載

3 各種基礎調査からみた現状

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、市内の高齢者の生活実態、健康状態や介護保険・保健福祉サービスなどに関するニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和元（2019）年12月～令和2（2020）年1月にかけて、「在宅介護実態調査」を平成31（2019）年4月～令和元（2019）年12月にかけて行いました。

また、市内の介護事業所のサービス提供や運営状況、制度へのニーズを把握するため、令和2（2020）年1月～2月に「介護保険事業所向けアンケート調査」を行ったほか、在宅医療及び介護に係る資源情報や将来の需要を推計するため、令和元年11月～令和2年2月に「千葉市在宅医療・介護実態調査」を行いました。

(2) 調査期間、調査方法及び調査の種類

ア【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

目的	要介護リスクやニーズ等の把握			
実施期間	令和元（2019）年12月20日～令和2（2020）年1月10日			
調査方法	郵送配布・郵送回収			
対象	市内在住の一般高齢者及び要支援1、2の方 8,400人	配布数	回収数	回収率
		8,400件	4,839件	57.6%
報告書 掲載URL	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/8kikei/kakuzigyoushomuke.html			

イ【在宅介護実態調査】

目的	介護サービスに関するニーズ等の把握		
実施期間	平成31（2019）年4月～令和元（2019）年12月		
調査方法	各区介護認定調査員による聞き取り調査		
対象	在宅生活の要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方 591人	回収数	
		591件	
報告書 掲載URL	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/8kikei/kakuzigyoushomuke.html		

ウ【介護保険事業所向けアンケート調査】

目的	事業者のサービス提供にかかるニーズ等の把握			
実施期間	令和2（2020）年1月23日～令和2（2020）年2月3日			
調査方法	ちば電子申請サービス			
対象	市内で介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所 1,418事業所	配布数	回収数	回収率
		1,418事業所	479事業所	33.8%
報告書 掲載URL	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/8kikeikakuzigyoushomuke.html			

エ【千葉市在宅医療・介護実態調査】

目的	在宅医療及び介護に係る資源情報、各事業所の機能及び需要の把握			
実施期間	令和元（2019）年11月～令和2（2020）年2月			
調査方法	郵送発送、郵送回収による自記式アンケート調査方式			
対象	市内医療機関・訪問看護ステーション・居宅支援事業所 など	配布数	回収数	回収率
		2,073事業所	1,216事業所	58.7%
報告書 掲載URL	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/jittaityouusa.html			

オ 結果の読み方及び注意事項

- 報告書本文中の比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位以下を四捨五入しています。そのため単一回答であっても構成比の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、回答が2つ以上あり得るため、構成比の合計が100%を上回る場合があります。
- 図表中の「N」（Numberofcasesの略）とは設問に対する回収件数の総数を示しており、回答者の構成比（％）を算出するための基数です。

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

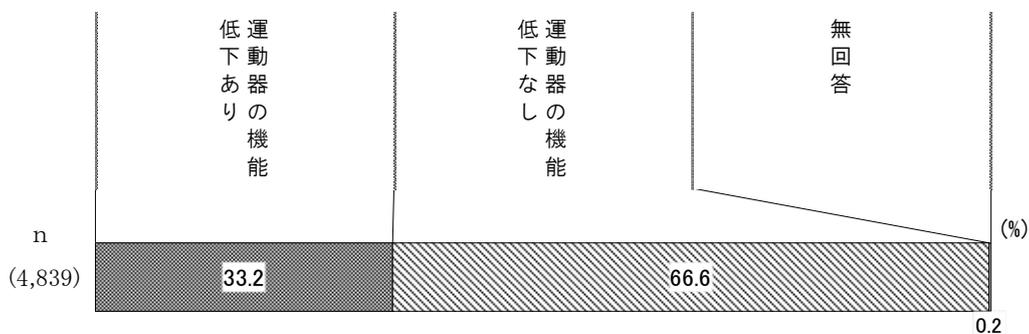
①運動器の機能評価

下記の5つの設問は、運動器の機能低下を問うものとされており、5つの設問で3問以上、機能低下に該当する選択肢が回答された場合は、運動器機能の低下している高齢者と考えられています（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

5つの設問における回答者の回答状況を整理したところ、「運動器の機能低下あり」は33.2%です。

設問内容	配点	選択肢	
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	0	1. できるし、している	41.4%
	0	2. できるけどしていない	19.2%
	1	3. できない	36.1%
	0	無回答	3.3%
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	0	1. できるし、している	57.9%
	0	2. できるけどしていない	13.7%
	1	3. できない	25.6%
	0	無回答	2.8%
15分位続けて歩いていますか。	0	1. できるし、している	66.7%
	0	2. できるけどしていない	12.3%
	1	3. できない	19.1%
	0	無回答	1.9%
過去1年間に転んだことがありますか。	1	1. 何度もある	15.5%
	1	2. 1度ある	26.2%
	0	3. ない	57.1%
	0	無回答	1.2%
転倒に対する不安は大きいですか。	1	1. とても不安である	27.8%
	1	2. やや不安である	40.6%
	0	3. あまり不安でない	17.2%
	0	4. 不安でない	12.0%
	0	無回答	2.3%

★合計が3点以上で「運動器機能が低下している高齢者」と判定

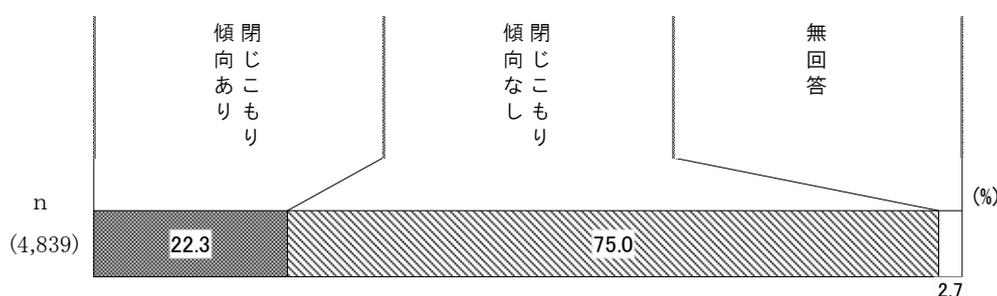


②閉じこもり

一週間の外出状況で「ほとんど外出しない」または「週1回」と回答している場合に、閉じこもり傾向のある高齢者と判定します（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

その結果、「閉じこもり傾向あり」は、22.3%となっています。

設問内容		
週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない	8.0%
	2. 週1回	14.3%
	3. 週2～4回	45.1%
	4. 週5回以上	29.9%
	無回答	2.7%

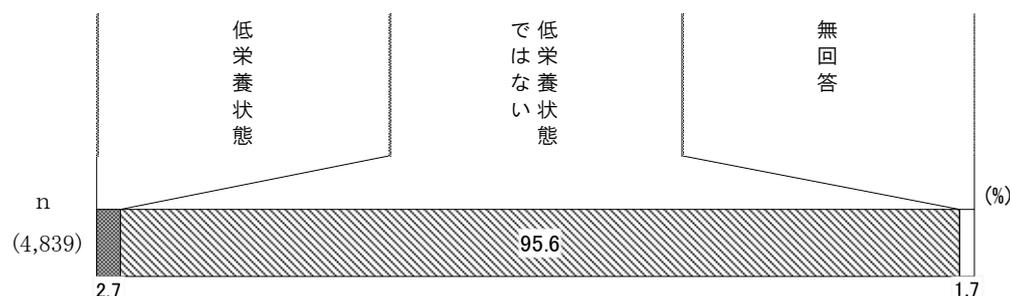


③低栄養

低栄養については、身長と体重から算出されるBMI（体重（kg）÷{身長（m）×身長（m）}）が、18.5未満の場合に低栄養が疑われる高齢者となり、かつ、直近の6か月間に2～3kg以上の体重減少があった場合に「低栄養状態」と判定します（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

回答者の回答状況を整理したところ、「低栄養状態」は2.7%です。

設問内容		
身長・体重	()cm	
	()kg	
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	15.9%
	2. いいえ	80.4%
	無回答	3.7%

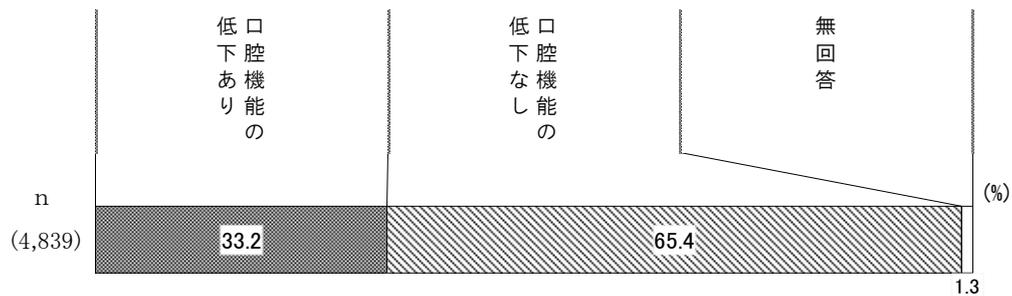


④口腔機能（咀嚼機能）

口腔機能については、3設問のうち2設問で「はい」と回答した場合に「口腔機能（咀嚼機能）の低下あり」と判定します（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

回答者の回答状況を整理したところ、「口腔機能(咀嚼機能)の低下あり」は33.2%となっています。

設問内容	選択肢	
半年前比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	35.9%
	2. いいえ	61.4%
	無回答	2.7%
お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	34.6%
	2. いいえ	63.3%
	無回答	2.1%
口の渴きが気になりますか	1. はい	37.0%
	2. いいえ	60.7%
	無回答	2.3%

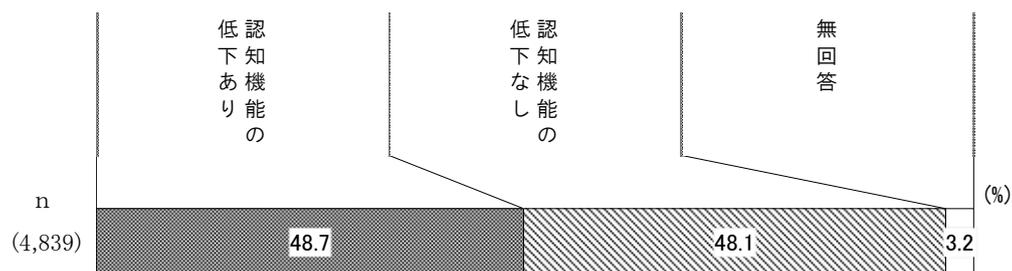


⑤認知機能

認知機能については、「はい」と回答している場合、「認知機能の低下あり」と判定します（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

その結果、「認知機能の低下あり」は48.7%となっています。

設問内容	選択肢	
物忘れが多いと感じますか。	1. はい	48.7%
	2. いいえ	48.1%
	無回答	3.2%

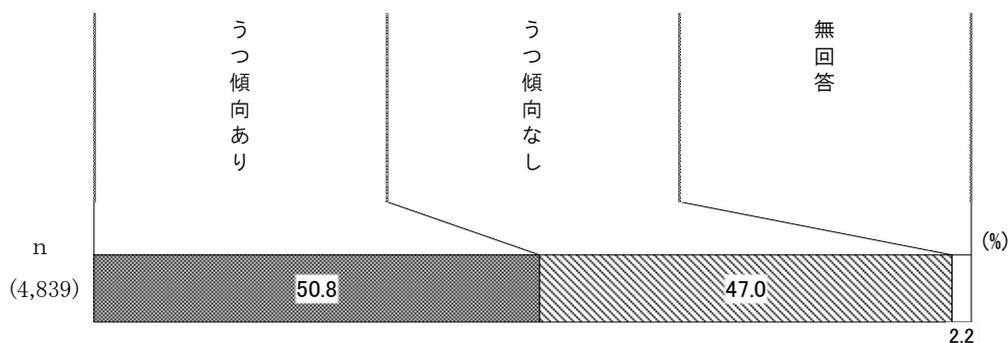


⑥ うつ傾向

うつ傾向については、2つの設問でいずれか1つでも「はい」が回答された場合、「うつ傾向あり」と判定します（『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』）。

「うつ傾向あり」は、50.8%となっています。

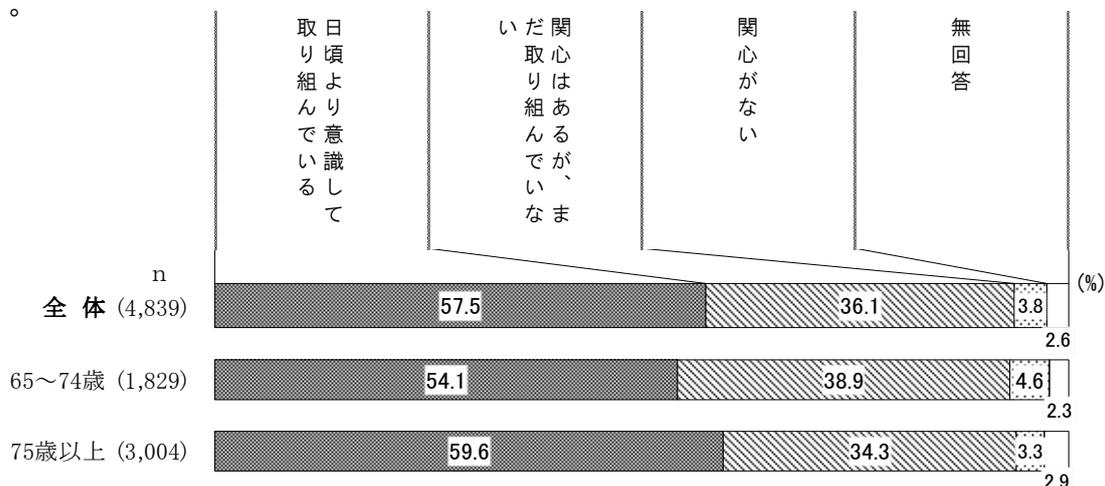
設問内容	選択肢	
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい	46.1%
	2. いいえ	50.5%
	無回答	3.4%
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい	32.3%
	2. いいえ	64.0%
	無回答	3.7%



⑦ 「介護予防」の取組

「介護予防」の取組について、「日頃より意識して取り組んでいる」が57.5%と最も高く、次いで「関心はあるが、まだ取り組んでいない」が36.1%、「関心がない」が3.8%となっています。

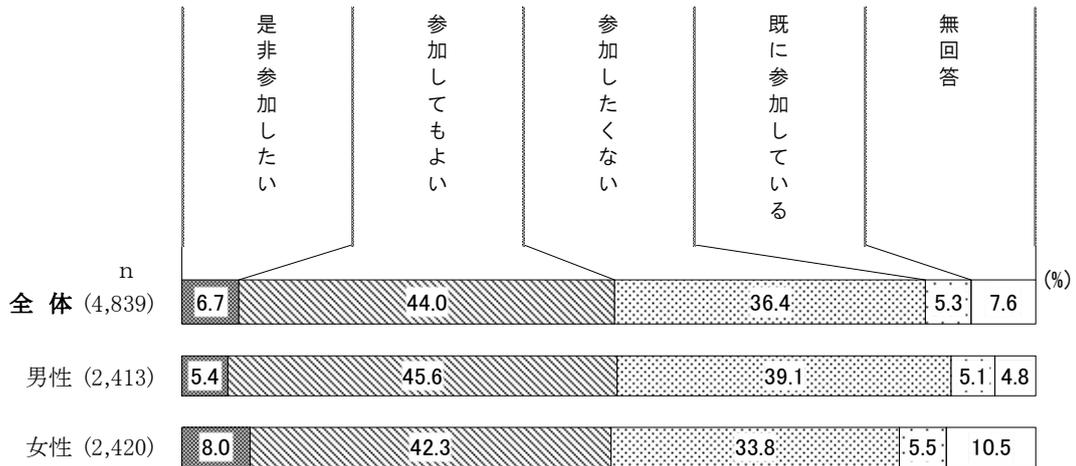
また、前期・後期高齢者別でみると「日頃より意識して取り組んでいる」が『後期高齢者』では59.6%と『前期高齢者』の54.1%に対して5ポイント以上高くなっています。



⑧地域住民の有志による地域づくりの参加者として参加したいか

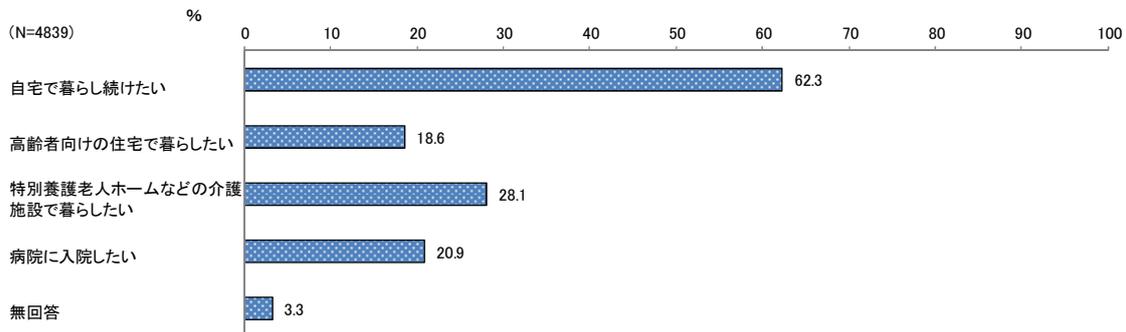
地域住民の有志による地域づくりの参加者として参加したいかについて、「参加してもよい」が44.0%と最も高く、次いで「参加したくない」が36.4%、「是非参加したい」が6.7%となっています。

また、男女別でみると「参加したくない」が『男性』では39.1%と『女性』の33.8%に対して5ポイント以上高くなっています。



⑨将来的に生活や療養する場所の希望

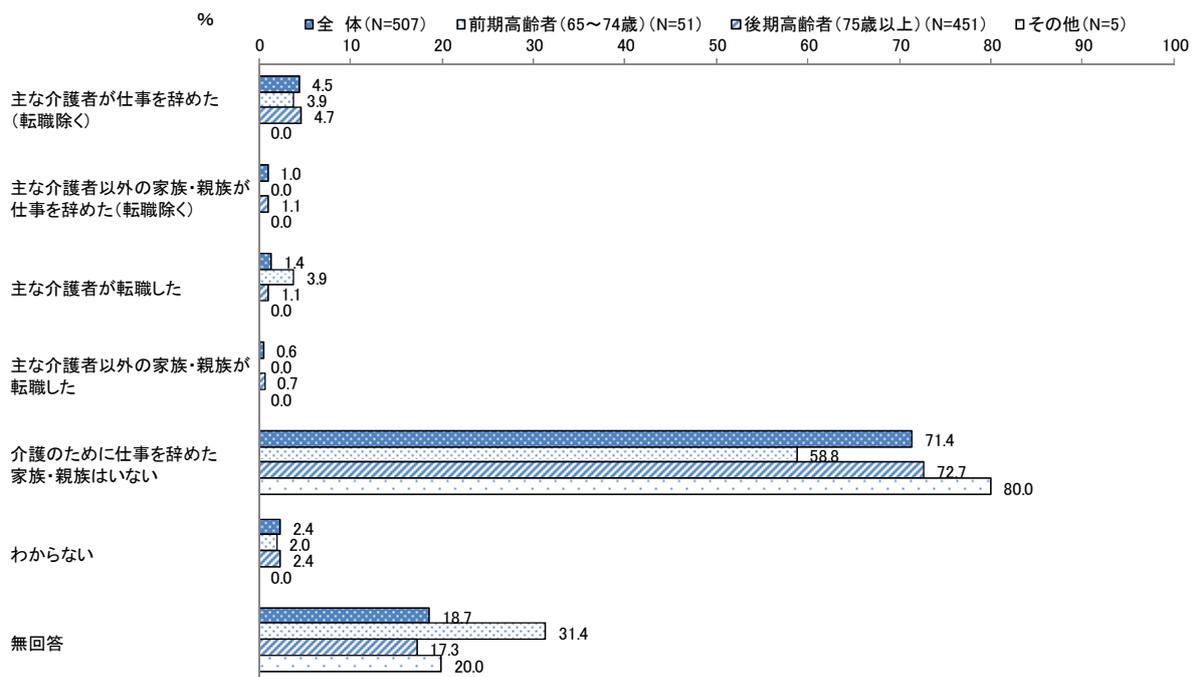
将来的に生活や療養する場所の希望について、「自宅で暮らし続けたい」が62.3%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護施設で暮らしたい」が28.1%、「病院に入院したい」が20.9%となっています。



(4) 在宅介護実態調査

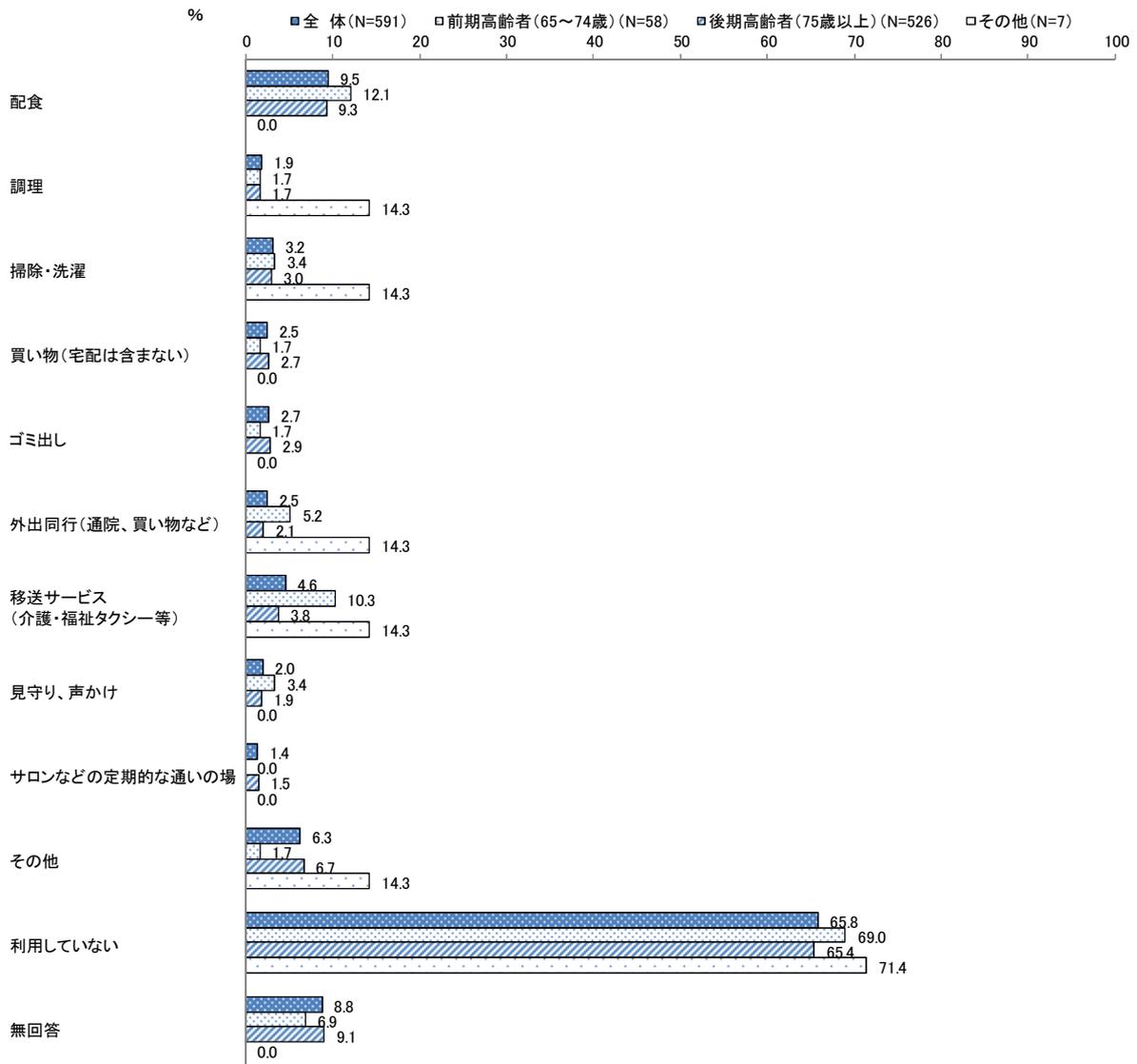
①介護のための離職の有無

介護を主な理由として過去1年に仕事をやめた家族・親族がいるかについて、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が71.4%と最も高く、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が4.5%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が4.5%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が1.0%、「主な介護者が転職した」が1.4%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.6%、「わからない」が2.4%、「無回答」が18.7%となっています。



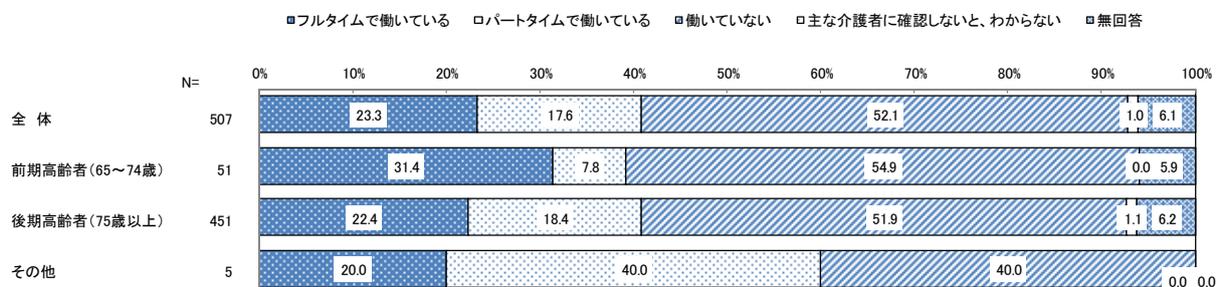
②保険外の支援・サービスの利用状況

現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、「利用していない」が65.8%と最も高く、次いで「配食」が9.5%であり、他の全項目も1割を下回っています。



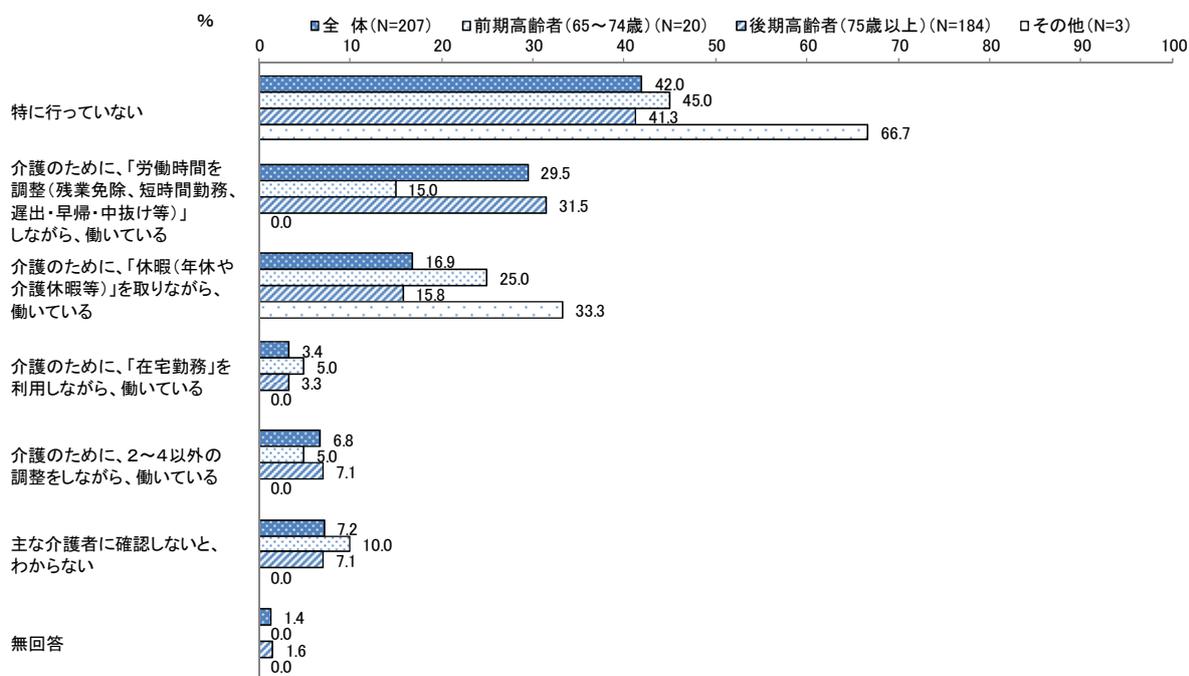
③ 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態について、「働いていない」が52.1%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が23.3%、「パートタイムで働いている」が17.6%となっています。



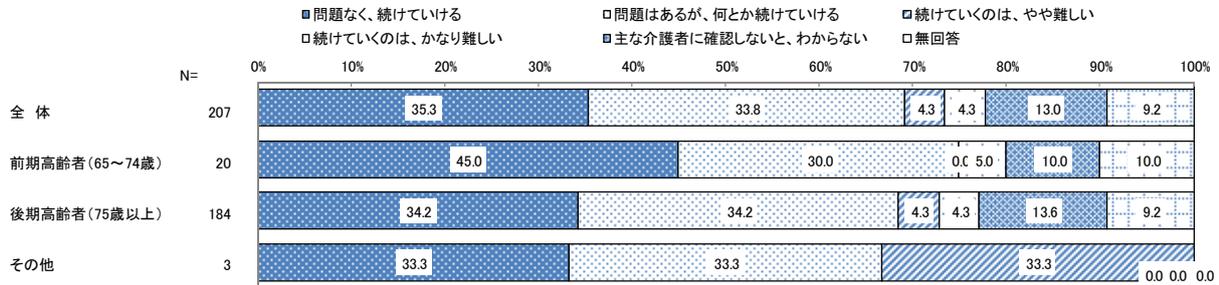
④ 主な介護者の働き方の調整

介護をするにあたって行っている働き方の調整について、「特に行っていない」が42.0%と最も高く、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が29.5%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が16.9%となっています。



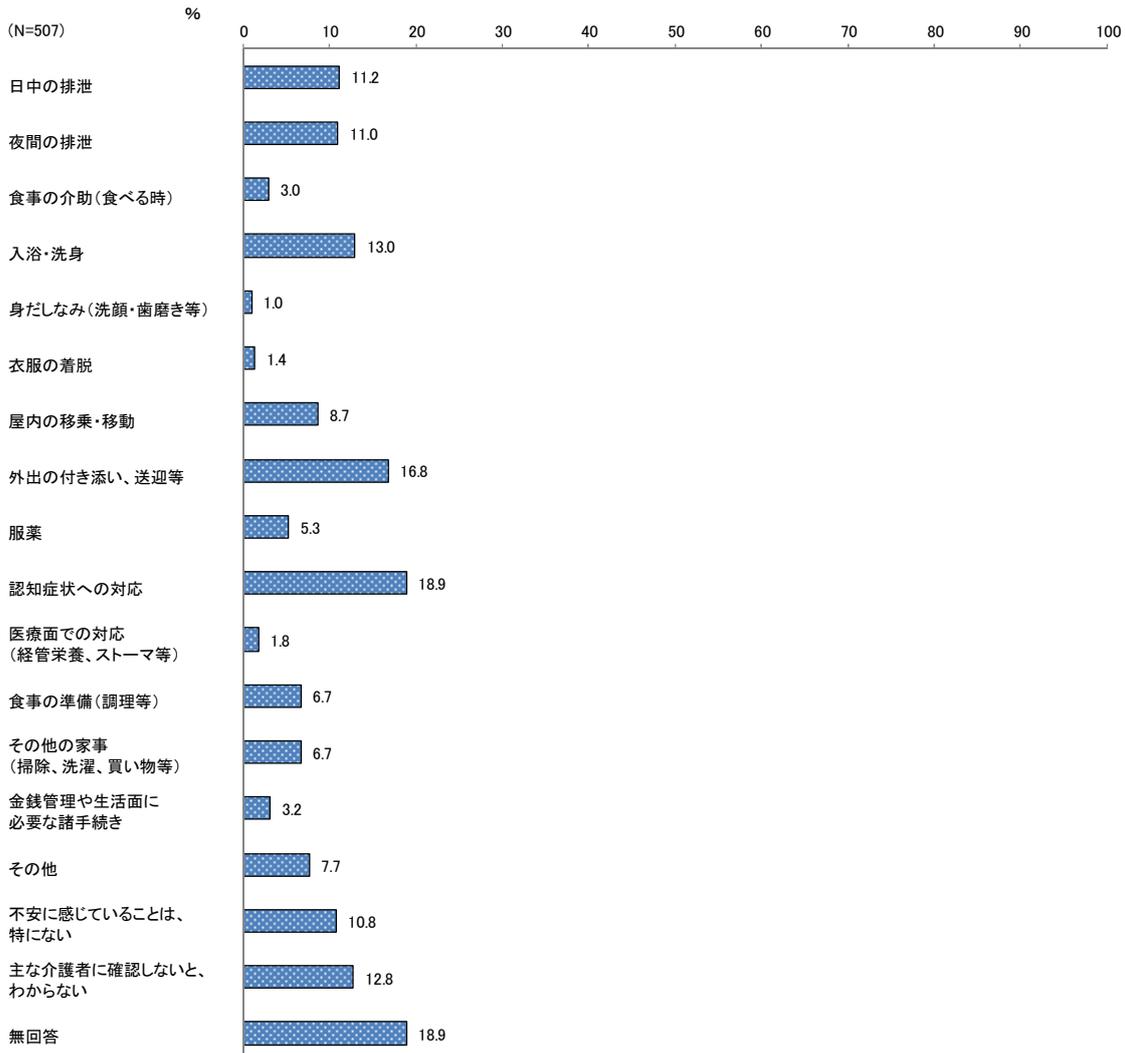
⑤ 主な介護者の就労継続見込み

今後も働きながら介護を続けていけそうかについて、「問題なく、続けていける」が35.3%と最も高く、次いで「問題はあるが、何とか続けていける」が33.8%となっています。



⑥ 介護者が不安に感じる介護

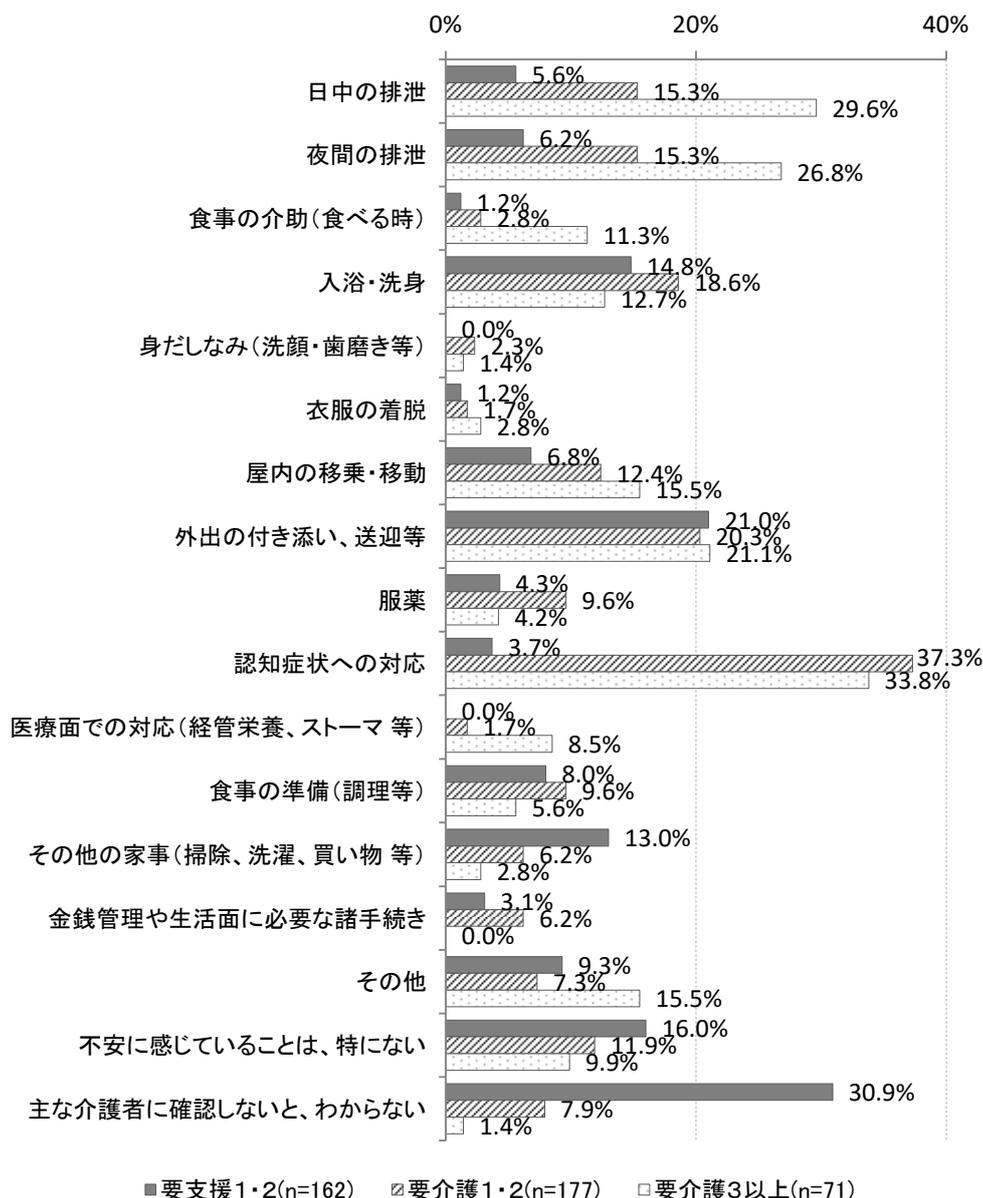
現在の生活継続にあたり、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が18.9%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が16.8%、「入浴・洗身」が13.0%となっています。



在宅介護実態調査は、「要介護認定データ」と関連付けた分析を行うことで、要介護度別などの細かい分析ができます。

現在の生活継続にあたり、主な介護者が不安を感じる介護等を、要介護度別にみると、「認知症への対応」は“要介護1・2”と“要介護3以上”で3割台と高くなっています。

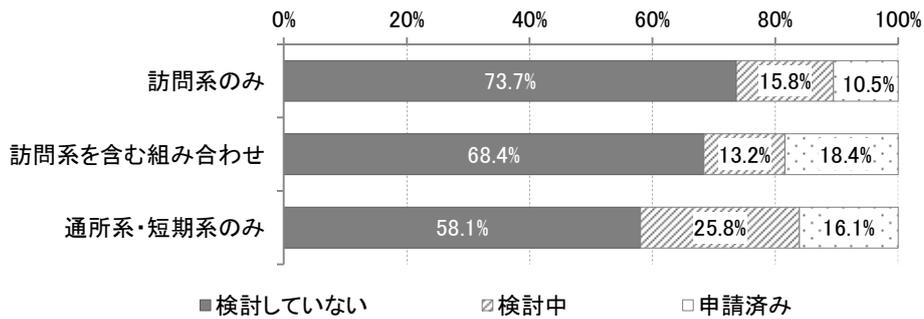
また、「日中の排泄」と「夜間の排泄」は要介護度が高いほど割合が高くなり、「外出の付き添い、送迎等」はどの要介護度も高くなっています。



⑦ サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上）

「要介護認定データ」と関連付けることで、要介護3以上の方の施設等の検討状況について、サービス利用の組合せ別にみると、「検討していない」の割合は、「訪問系のみ」が73.7%で最も高く、「訪問系を含む組合せ」が68.4%、「通所系・短期系のみ」が58.1%と続いています。

一方、「検討中」の割合は、「通所系・短期系のみ」が25.8%で最も高くなっています。



※サービス利用の組み合わせに用いた用語の定義

A【訪問系のみ】＝「①」もしくは「⑥」のみの利用

B【訪問系を含む組み合わせ】＝「A+②」、「A+③」、「A+②+③」、「④」、「⑤」の利用

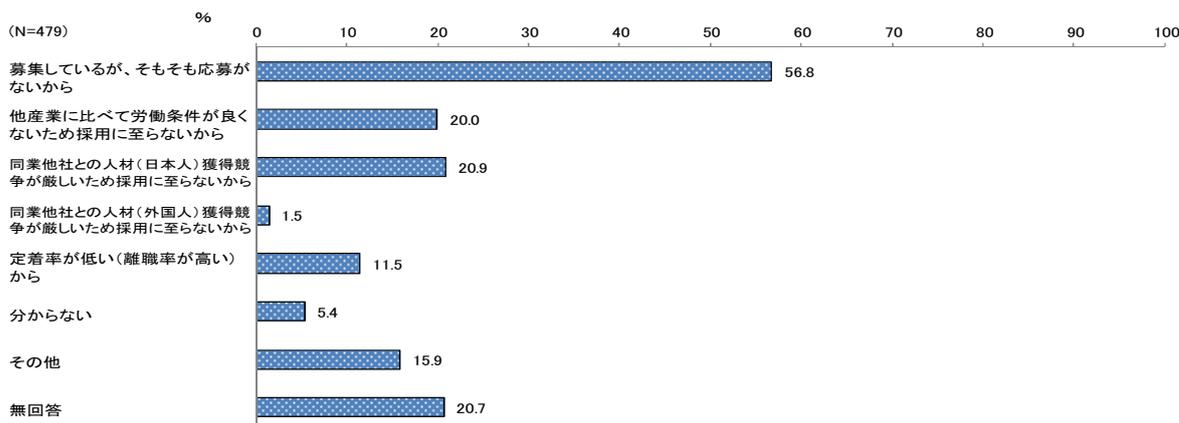
C【通所系・短期系のみ】＝「②」、「③」、「②+③」の利用

- ①「訪問系」：（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護
- ②「通所系」：（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護
- ③「短期系」：（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護
- ④「小規模多機能」：（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ⑤「看護多機能」：看護小規模多機能型居宅介護
- ⑥「定期巡回」：定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 介護保険事業所向けアンケート調査

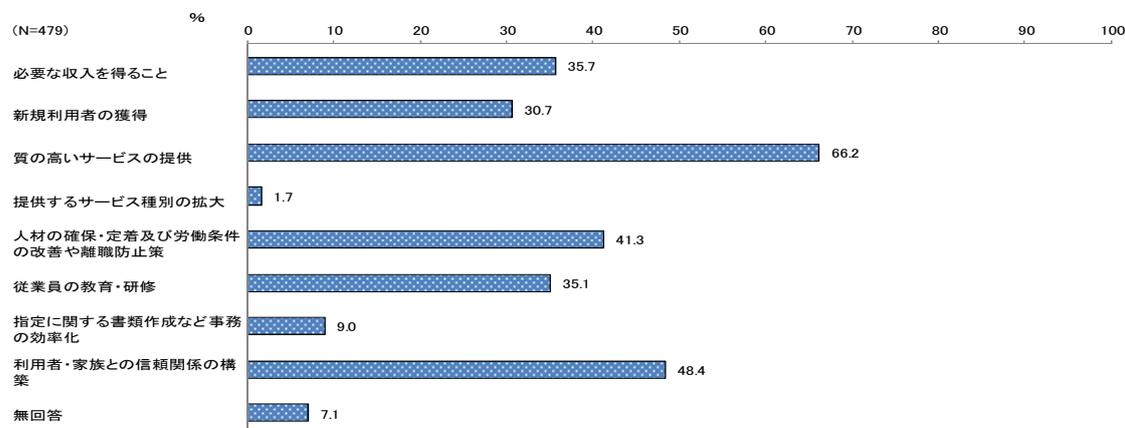
①現在の従業員数と理想とする従業員数に差がある理由

現在の従業員数と理想とする従業員数に差がある理由について、「募集しているが、そもそも応募がないから」が56.8%と最も高く、次いで「同業他社との人材（日本人）獲得競争が厳しいため採用に至らないから」が20.9%、「他産業に比べて労働条件が良くないため採用に至らないから」が20.0%となっています。



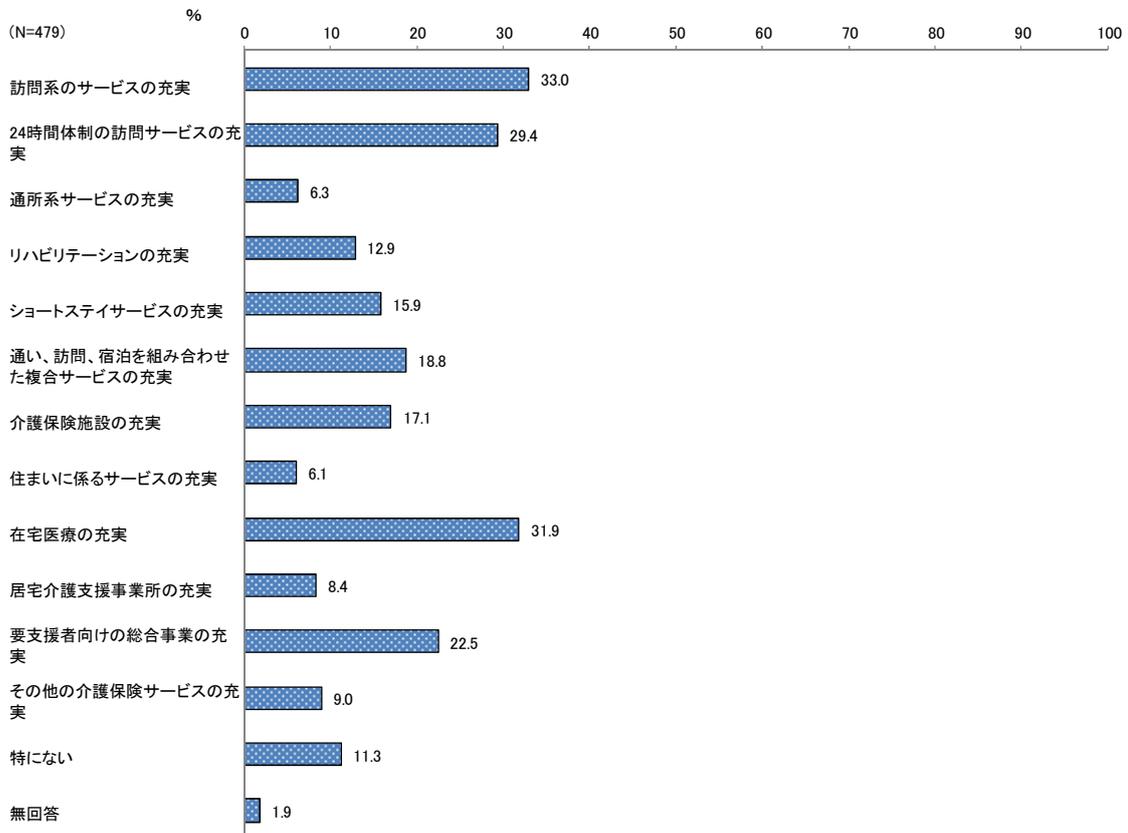
②介護事業を運営する上で、重視して取り組んでいること

介護事業を運営する上で、重視して取り組んでいることについて、「質の高いサービスの提供」が66.2%と最も高く、次いで「利用者・家族との信頼関係の構築」が48.4%、「人材の確保・定着及び労働条件の改善や離職防止策」が41.3%となっています。



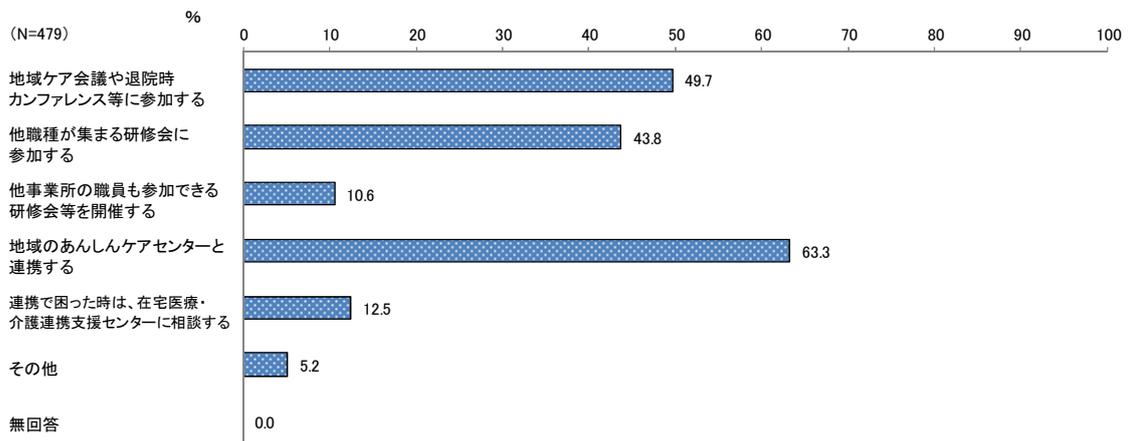
③市内で充実が必要と思われるサービス

市内で充実が必要と思われるサービスについて、「訪問系のサービスの充実」が33.0%と最も高く、次いで「在宅医療の充実」が31.9%、「24時間体制の訪問サービスの充実」が29.4%となっています。



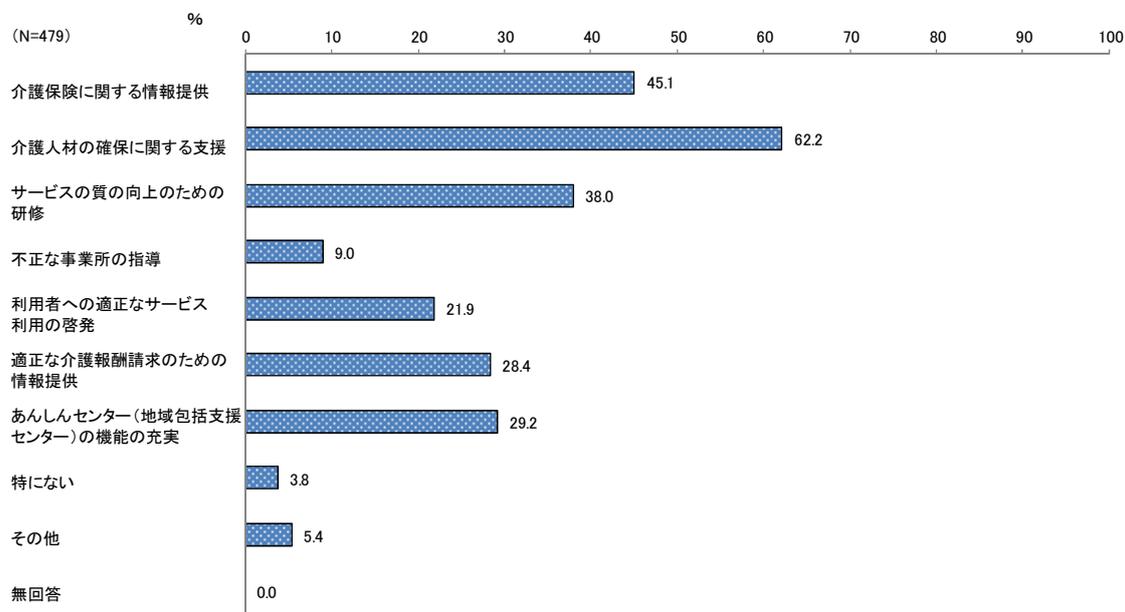
④他事業所や他職種と連携するために取り組んでいること

他事業所や他職種と連携するために取り組んでいることについて、「地域のあんしんケアセンターと連携する」が63.3%と最も高く、次いで「地域ケア会議や退院時カンファレンス等に参加する」が49.7%、「他職種が集まる研修会に参加する」が43.8%となっています。



⑤ 千葉市に対して望むこと

千葉市に対して望むことについて、「介護人材の確保に関する支援」が62.2%と最も高く、次いで「介護保険に関する情報提供」が45.1%、「サービスの質の向上のための研修」が38.0%となっています。



(6) 千葉市在宅医療・介護実態調査

①在宅医療を必要とする患者数の将来推計

千葉市内の医療機関、居宅介護事業所を対象にレセプトデータの分析を行い、本市の将来推計人口をもとに、今後の1か月あたりの在宅医療患者数を推計したところ、高齢者人口が最大になるとされる令和22(2040)年以降も在宅医療を必要とする患者数は増加し、令和42(2060)年に最大になる見込みが示されました。

【在宅の診療報酬を算定する1か月あたりの推計患者数】

[千葉市全体]

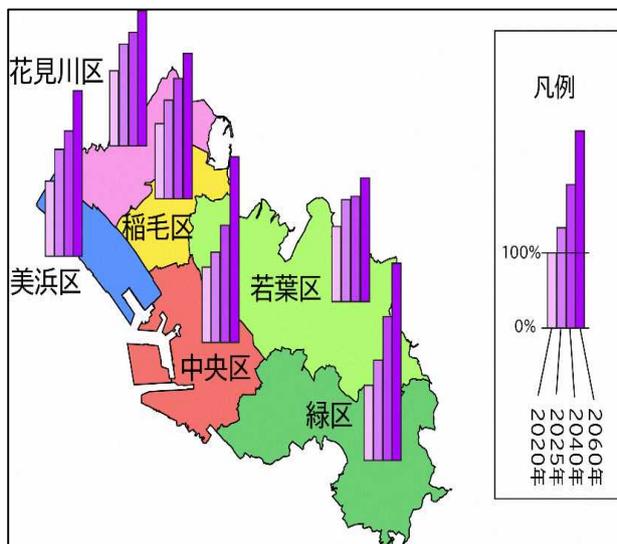
(単位:人)

診療報酬種別(患者数)	年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
在宅患者訪問診療料		7,556	9,862	11,647	12,366	11,733	11,693	12,989	14,685	15,362	14,298
往診料		1,243	1,578	1,825	1,917	1,828	1,828	2,022	2,261	2,345	2,178
歯科訪問診療料		5,909	7,380	8,473	8,819	8,385	8,384	9,206	10,227	10,558	9,835
訪問看護(看護師および理学療法士等)		4,223	5,253	5,977	6,228	6,058	6,170	6,793	7,438	7,539	6,975
うち、訪問看護(理学療法士等のみ)		1,980	2,404	2,695	2,786	2,724	2,784	3,035	3,276	3,283	3,039
合計		18,931	24,073	27,921	29,330	28,003	28,076	31,010	34,611	35,804	33,286

②区ごとの在宅医療を必要とする患者数の将来推計

令和2(2020)年から令和42(2060)年までの将来推計人口を基にした区ごとの増加率では、現在、最も在宅医療の受療者が少ない緑区で最大となる見込みが示されました。

【令和2年度を1とした場合の各年の値(各別別)】



	2020年	2025年	2040年	2060年
中央区	1.00	1.18	1.53	2.42
花見川区	1.00	1.34	1.48	1.77
稲毛区	1.00	1.29	1.58	1.89
若葉区	1.00	1.34	1.38	1.61
緑区	1.00	1.31	1.88	2.57
美浜区	1.00	1.41	1.63	2.17

(参考:各区の推計患者数)

(単位:人)

	2020年	2025年	2040年	2060年
中央区	1,508	1,777	2,302	3,649
花見川区	1,495	2,005	2,219	2,646
稲毛区	1,263	1,630	1,990	2,393
若葉区	1,462	1,960	2,024	2,355
緑区	880	1,154	1,651	2,261
美浜区	947	1,337	1,546	2,058

③在宅医療の整備目標

本調査では、訪問診療患者数の現状を把握するとともに、将来の訪問患者数を推計しました。

また、アンケートにより、市内で訪問診療を実施する医療機関の訪問診療の提供状況や将来の見込みを把握しました。

この結果、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年以降、現在の訪問診療提供体制では需要を満たせなくなると見込まれています。

今後も増加する在宅医療のニーズに対応するため、訪問診療医師、訪問看護ステーション、在宅医療介護対応薬剤師の増強を推進し、在宅療養を担う医療従事者を支援していく必要があります。

4 第7期計画における取組み及び課題

(1) 高齢者が元気であるための生きがいづくりと地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
(1) 高齢者の社会参加の促進	<p>高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって生活できるよう、生涯現役応援センターを運営するとともに、老人クラブなど地域の高齢者の自主的な活動に対する支援を行いました。</p> <p>また、シルバー人材センターでは、高齢者の就労支援の充実を図りつつ、ワンコインサービスの充実を図ってきました。</p>	<p>生涯現役応援センターの利用者の伸び悩んでおり、老人クラブ及びシルバー人材センターの会員数も減少傾向です。</p> <p>また、ボランティア講座の開催回数を増やし、ボランティア養成に努めているものの、ボランティア登録者も増加していません。</p> <p>いずれの施策も、周知活動の充実のほか、高齢者のニーズへの対応、魅力ある活動を実施する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針1へ</p>
(2) 健康寿命	<p>加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、主体的な健康づくりの重要性について効果的な広報・啓発をはじめ、「チャレンジシニア教室」や「シニアフィットネス習慣普及事業」のような多様な視点を取り入れた事業を実施しました。</p>	<p>広報・啓発を進めてきたものの、介護予防に関心はあるが取り組んでいない層が一定数存在したままです。</p> <p>また、介護予防の取組みは、市や地域において実施されていることから、事業の対象である高齢者にとって、情報を取得しづらい状況もみられます。</p> <p>そのため、高齢者が活用しやすい情報提供の方法を工夫・改善し、効果的な介護予防事業につなげる必要があります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針1へ</p>

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
(3) 自立支援と重度化防止	<p>国民健康保険における高齢者の低栄養防止と連携した対象者把握や、地域リハビリテーション活動支援や短期リハビリ型通所サービス事業の実施を通じて、リハビリテーション専門職の活用を図ってきました。</p>	<p>実際に低栄養状態が疑われる方に対する支援方法とともに、介護予防事業を実施している関係課と事業への繋げ方や、市で行う各介護予防事業への繋げ方、リハビリテーション専門職等を活用する効果的な取組みのあり方など、運用面での検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針1へ</p>
(4) 地域NPOやNPOの役割NPO	<p>身近な地域で介護予防に取り組めるようシニアリーダー養成のほか、主体的な活動に取り組む地区組織や住民グループへの技術支援、生活支援等の支え手となるボランティア等の育成を行いました。</p>	<p>地域交流スペースなど、市民への周知が不足し、地域支え合い型訪問支援通所支援事業の登録団体数も伸び悩みました。</p> <p>引き続き制度の周知徹底や事業の見直しを図り、登録者や利用者の増加を図るとともに、担い手となる人材を育成するための効果的なカリキュラムの編成が必要です。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針1へ</p>

(2) 支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制の推進

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
(1) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりと地域ケア会議の推進	<p>「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期 千葉市地域福祉計画）」に基づき、地域住民等による地域生活課題の解決力強化及び、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を目指し、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図りました。</p> <p>また、住み慣れた地域での自立した生活の継続に必要なサービスを確保できるように、圏域毎に第2層生活支援コーディネーターを段階的に配置し、住民同士の支え合い活動の立ち上げを支援しました。さらに、高齢者個人に対する支援や地域課題への対応の充実を図るため、地域ケア会議の充実を図りました。</p>	<p>地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していることから、属性を問わない包括的な支援体制の在り方等について検討を進めます。</p> <p>また、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化し、活動の継続が難しくなっている地域も出てきていることから、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていく必要があります。</p> <p>また、第2層生活支援コーディネーターの全区配置や地域ケア会議の充実を図り、地域課題の解決に向けた取組みを推進していきます。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第8期計画体系の基本方針2へ</p>
(2) 在宅医療・介護連携の推進	<p>在宅医療・介護連携の要である訪問看護ステーションを支援するため、まずは調査により経営状況を把握しました。</p> <p>医療や介護等の必要なサービスを包括的に提供するため、地域の医療や介護関係者の調整及び情報提供を行う「在宅医療・介護連携支援センター」を開設しました。</p> <p>また、医療と介護福祉の関係者の連携強化を図るために、多職種連携会議を開催して顔の見える関係づくりを行い、医師会などの関係機関と連携して、在宅医療を担う人材の確保に努めました。</p>	<p>訪問看護ステーションの約半数はマイナス収支を経験しており、経営状況の困難さを改善し、ケアの質を維持していけるよう支援を要します。</p> <p>「在宅医療・介護連携支援センター」は、周知が十分ではないため、周知の徹底を図る必要があります。</p> <p>また、多職種連携会議は浸透してきていますが、地区によっては参加職種の偏りがみられることから、会議実施のためのガイドラインやマニュアルを策定します。</p> <p>さらに、地域医療構想を含む千葉県保健医療計画と本計画の整合性を図るため、千葉県と連携していきます。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第8期計画体系の基本方針2へ</p>

主要 施策	第7期計画（平成30（2018）年度 ～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
(3) 認知症施策の推進	<p>行方不明となった高齢者の早期発見・早期保護を目指し、市内警察署や関係機関による高齢者SOSネットワークに加え、新たに高齢者の保護情報共有サービスの導入の他、認知症の早期診断・早期対応に向け、「認知症初期集中支援チーム」の全区整備を行いました。</p> <p>また、地域全体で認知症を支える社会を目指して認知症サポーターを養成するとともに、活動に向けた取組みを開始したほか、認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパスの検討、認知症カフェへの支援、高齢者見守り声掛け訓練の実施などを進めました。</p> <p>さらに、医療従事者向けには、認知症対応力強化のための研修を実施しました。</p>	<p>高齢者を地域で見守り支える体制の強化に向け、引き続き市民や企業等に対し認知症サポーター養成講座を行います。</p> <p>また、認知症の人が安心して地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーターを認知症の人本人や家族への支援活動に繋げる仕組みを構築する必要があります。</p> <p>さらに、あんしんケアセンター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、地域のかかりつけ医等、医療と福祉の連携強化による、認知症の早期発見、重度化予防を図る体制を構築する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針3へ</p>
(4) 権利擁護体制の充実	<p>成年後見制度等の必要な方が地域で尊厳のある暮らしを継続できるように、必要な支援に適切につなげる体制づくりのため、専門職団体や関係機関との連携体制強化に向け協議会を実施しました。</p> <p>また、成年後見支援センターを中核機関として位置づけ、制度の普及啓発や相談機能の強化、関係機関のネットワークの構築を行い、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備しました。</p>	<p>成年後見制度等を必要とする方を早期に発見し、適切な支援に繋がれる様に、引き続き、地域連携ネットワークを深化させる必要があります。</p> <p>また、地域住民や医療・福祉・金融機関への成年後見制度の広報啓発を行い、制度への理解を促進するとともに、あんしんケアセンターと成年後見支援センターが連携することにより、相談支援体制の強化を図る必要があります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針3へ</p>

主要 施策	第7期計画（平成30（2018）年度 ～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
<p>（5）あんしんケアセンターの機能強化</p>	<p>ひとり暮らし高齢者の増加への対応や、介護離職防止などの観点から、地域の中で、きめ細かく相談などに応じることができるよう、高齢者人口に応じて、職員の適正な配置を行いました。</p> <p>加えて、あんしんケアセンター機能強化に向けた保健福祉センターの体制整備を行いました。</p> <p>更に、あんしんケアセンター等運営部会において、部会委員の中から専門家を招聘し、あんしんケアセンターの事務評価及び意見聴取を行い、事業評価等について検討しました。</p> <p>また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化を図りました。</p>	<p>高齢者人口に応じた職員配置をしていますが、相談内容の複雑化等によりセンター業務が多忙となっており、相談の終結等を適切に行うことで、業務量の適正化を進める必要があります。</p> <p>また、あんしんケアセンター機能強化に向け、主任介護支援専門員の確保が課題となっております。</p> <p>あんしんケアセンターの体制強化に向け、引き続き、専門家による客観的な事業評価を行い、研修等の充実を図る必要があります。</p> <p>自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化に向けては、地域ケア会議を活用した事例の整理と自立に向けたサービスの提供について検討を重ねていく必要があります。また、自立支援のための介護予防ケアマネジメント研修を開催し、ケアマネジメントの強化を図る必要があります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針2へ</p>

主要 施策	第7期計画（平成30（2018）年度 ～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
(6) 高齢者の居住安定の確保	<p>高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）を市に登録し、登録情報を広く提供することで、高齢者の居住の安定確保を図りました。</p> <p>また、千葉市住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）において、住まい探しの情報提供や身近な地域の住環境の情報提供を行いました。</p> <p>さらに、60歳以上の高齢者に対する入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進しました。</p> <p>また、高齢者の居住安定に向けたセーフティネットとなっている養護老人ホームや軽費老人ホームの運営に対して、引き続き支援を行ったほか、老朽化した施設に対する大規模修繕に係る経費の助成を開始しました。</p>	<p>高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録が進んでいないことが課題です。</p> <p>引き続き、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するため、居住支援協議会や不動産関係団体と連携し、不動産オーナーに対して登録の働きかけを行います。</p> <p>また、単身高齢者や低額所得者等に向けた支援制度等の普及に努めるとともに、空き家の利活用に関する情報を提供する機会の拡大に向けて各種制度のより一層の周知を図るほか、養護老人ホーム、軽費老人ホームに対する支援を継続する必要があります。</p> <p>なお、第8期計画では、住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保する視点が求められており、引き続き多様な住まいの確保に向けた検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針4へ</p>

(3) 必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
<p style="text-align: center;">(1) 介護保険施設等の計画的な整備</p>	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は、整備場所が偏在しないようにするほか、従来型多床室を一部取り入れるなど整備手法の多様化を図り推進しました。</p> <p>認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）と特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、地域バランスを考慮して整備を図りました。</p>	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、多数の待機者がいることから、新設整備に関する公募基準・公募方法の見直しや、既存施設の増床や他のサービスからの転換を認めるなど、新設整備以外の柔軟な整備手法を導入しながら整備を継続していきます。</p> <p>認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）と特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、待機状況や充足状況を把握しながら、整備の検討をします。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針4へ</p>
	<p style="text-align: center;">(2) 介護人材の確保・定着の促進</p>	<p>外国人介護人材の活用や介護ロボットの普及促進を図るため、市内介護事業所を対象としたセミナーを開催しました。</p> <p>また、県の基金を活用し、人材確保に資する事業の拡充を継続的に実施するとともに、生活援助型訪問サービスの従事者を養成する研修を実施しました。</p>

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
（3） 高年齢者の自立と尊厳を支える介護給付等サービスの充実・強化	<p>住み慣れた地域で安定した生活を営むことが出来るよう、地域密着型サービスの事業参入を促進しました。</p>	<p>在宅生活者向けサービスは今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要があります。なかでも地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針4へ</p>
（4） 効率的な介護認定体制の構築	<p>要介護認定申請者数の増加に伴う、介護認定審査会委員の負担軽減と効率的な運用に加え、感染症対策の観点から、審査会委員の意向を確認した上で、Web会議を拡充しました。</p> <p>また、介護認定調査員が行っている訪問調査時の記録及びデータ入力に、引き続きタブレットパソコンを活用し、業務の効率化を図りました。</p>	<p>介護認定審査会のWeb会議化は順調に進めることができおり、引き続き拡充に努めます。</p> <p>また、介護認定調査時に活用しているタブレットパソコンについては、より効果的に使用できる方法等を調査員間で共有し、さらなる業務の効率化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針5へ</p>

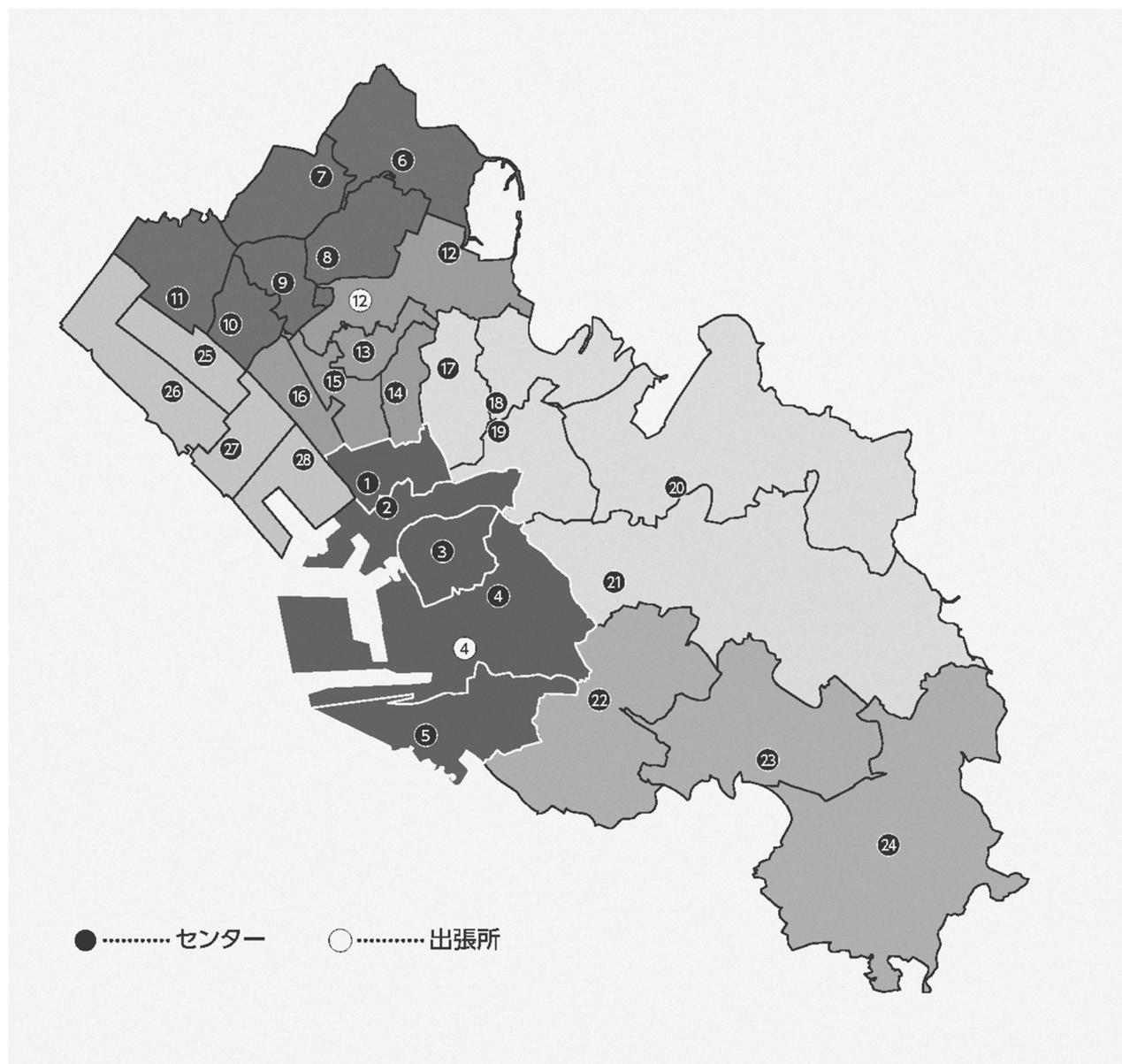
（4）適正な介護保険制度の運営

主要施策	第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の取組施策	第8期への課題と対応策
（1） 低所得者への配慮	<p>本市独自の保険料減免のほか、施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減対策を実施するなど、低所得者に配慮した施策に努めました。</p>	<p>制度の周知に努めながら、引き続き低所得者に配慮した取組を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針5へ</p>
（2） 介護給付適正化の推進	<p>国が示した「第4期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、介護保険給付の適正化や、公正かつ的確な要介護認定の実施を行いました。</p> <p>また、介護サービス事業者への集団指導を実施するとともに、定期的に実地指導を行い、適正な事業運営をするために必要な指導や助言を行いました。</p>	<p>指定基準や報酬算定の要件が頻繁に変わることから、必要な情報提供をすすめていく必要があります。</p> <p>また、認定調査員研修では、実際の調査事例を使って解説をしながら模擬調査をするなど、研修プログラムを工夫していきます。</p> <p style="text-align: right;">第8期計画体系の基本方針5へ</p>

5 日常生活圏域の状況

(1) 日常生活圏域の設定

本市では、高齢者人口の増加、町丁や団地などの「地域のまとまり」、関係機関や団体などとの連携のしやすさなどを踏まえ、平成29（2017）年4月から市内に28の日常生活圏域を設定しています。また、日常生活圏域ごとに1か所ずつあんしんケアセンターを設置し、そのうち2圏域に出張所を設置しています。



日常生活圏域（千葉市あんしんケアセンター）地区割り

	名 称	担当地域	図中番号
中央区	東千葉	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	①
	中央	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	②
	千葉寺	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	③
	松ヶ丘	赤井町、今井町、今井、鶴の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草	④、④
	松ヶ丘 白旗出張所		
	浜野	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町	⑤
花見川区	こてはし台	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸台、横戸町	⑥
	花見川	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	⑦
	さつきが丘	積橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目	⑧
	にれの木台	朝日ヶ丘1～3・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目	⑨
	花園	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂	⑩
	幕張	武石町、幕張町、幕張本郷	⑪
稲毛区	山王	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町	⑫、⑫
	山王 宮野木出張所		
	園生	あやめ台、園生町	⑬
	天台	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町	⑭
	小仲台	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町	⑮
	稲毛	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	⑯
若葉区	みつわ台	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町	⑰
	都賀	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台	⑱
	桜木	貝塚町、貝塚、加曾利町、桜木、桜木北	⑲
	千城台	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	⑳
	大宮台	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町	㉑
緑区	鎌取	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	㉒
	誉田	大膳野町、高田町、平川町、誉田町	㉓
	土気	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	㉔
美浜区	真砂	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉	㉕
	磯辺	磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、豊砂、中瀬2丁目、浜田、ひび野2丁目、幕張西、美浜	㉖
	高洲	稲毛海岸、高洲、高浜1～4・7丁目	㉗
	幸町	幸町、新港	㉘

(2) 地域の特性にあった地域包括ケアシステムの構築に向けて

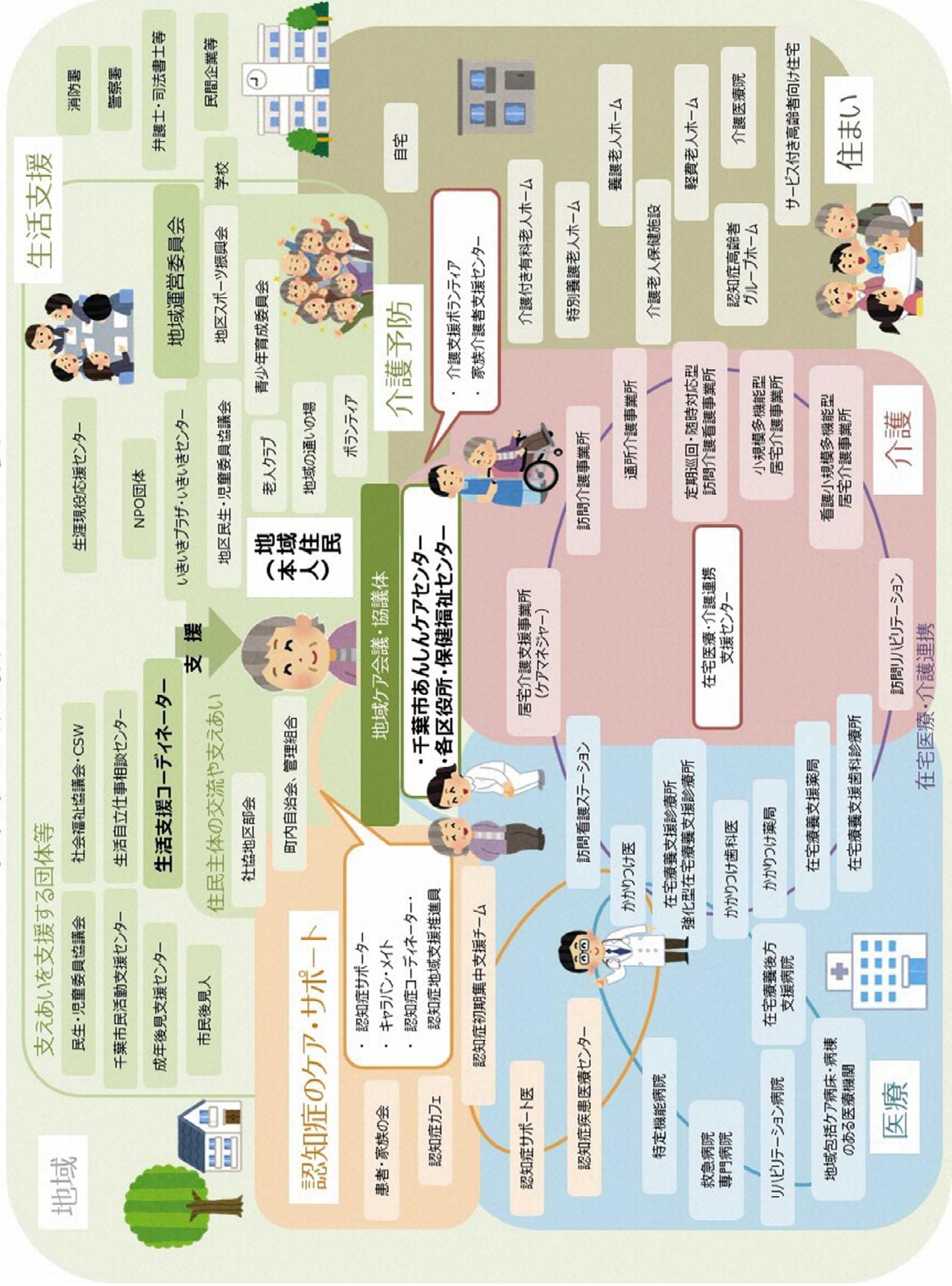
地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、日常生活圏域ごとの人口構成や高齢者人口の変化に伴う介護需要、高齢者を取り巻く地域環境等を踏まえ、地域住民が共に支え合いながら「地域づくり」の一環として取り組む必要があります。

ここでは、区ごとの高齢者人口の状況等のほか、社会資源を整理しました。

今期計画期間においては、こうした区及び日常生活圏域ごとの高齢者の生活実態、健康状態を踏まえ、地域ぐるみの取組みを推進していくとともに、あんしんケアセンターを中心とした地域ケア会議等を通じ、関係者間で地域の課題等を整理・共有しながら、それぞれの地域が目指すべき地域包括ケアシステムの姿を明確にしていきます。

保険者である市は、それぞれの地域における取組みが、当プランの基本理念である「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」との方向性に沿った状況になっているかどうか、検証しながら継続的な支援を推進していきます。

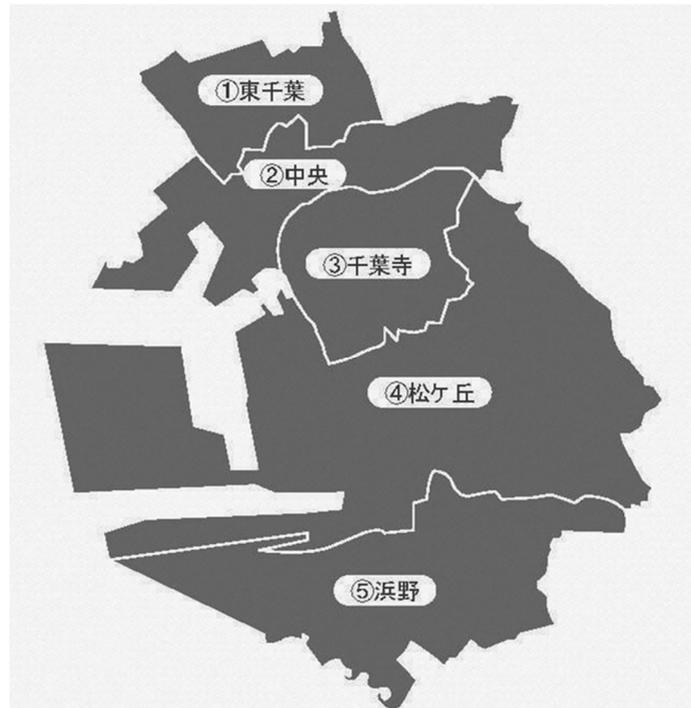
千葉市地域包括ケアシステムの姿



①中央区

中央区では、「知ろう！糖尿病 始めよう！健康生活 まずは健診！中央区」をスローガンに、糖尿病の病態や健診の必要性などについて普及啓発を行い、その予防に努めています。

また、少子超高齢化の進展に伴い地域の担い手が減少していくことから、地域リーダー研修等を開催し、地域活動の活性化に取り組んでいます。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	79箇所	訪問看護事業所	131箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	60箇所	病院	18箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	6箇所	診療所	210箇所
認知症高齢者グループホーム	22箇所	歯科診療所	158箇所
特別養護老人ホーム	8箇所	薬局	132箇所
介護老人保健施設	4箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

体操・運動	141箇所	3,240人	認知症予防	2箇所	24人
シニアリーダー体操	37箇所	748人	認知症カフェ	5箇所	70人
会食	2箇所	70人	趣味活動	14箇所	257人
茶話会	92箇所	2,598人	その他	0箇所	0人
			合計	293箇所	7,007人

	①東千葉	②中央	③千葉寺	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	40,257人	45,066人	32,694人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	9,482人	8,578人	7,491人	
75歳以上人口	4,926人	4,299人	3,895人	
65歳以上の割合	23.6%	19.0%	22.9%	
75歳以上の割合	12.2%	9.5%	11.9%	
ひとり暮らし高齢者数(75歳以上)	1,004人	723人	786人	
ひとり暮らし高齢者の割合(75歳以上)	20.4%	16.8%	20.2%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,867人	1,636人	1,493人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	19.7%	19.1%	19.9%	
認知症高齢者数	994人	914人	821人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	10.5%	10.7%	11.0%	
《社会資源等》				
町内自治会数	31自治会	48自治会	36自治会	市保有データ
民生委員数	68人	65人	55人	
生活支援・見守り支援団体数	87団体	78団体	86団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	26.4%	32.6%	32.9%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	7.4%	11.4%	11.2%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	19.6%	29.1%	24.2%	

	④松ヶ丘	⑤浜野	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	67,850人	24,201人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	16,093人	6,207人	
75歳以上人口	8,452人	3,358人	
65歳以上の割合	23.7%	25.6%	
75歳以上の割合	12.5%	13.9%	
ひとり暮らし高齢者数(75歳以上)	1,471人	498人	
ひとり暮らし高齢者の割合(75歳以上)	17.4%	14.8%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》			
認定者数	3,021人	1,120人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	18.8%	18.0%	
認知症高齢者数	1,669人	566人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	10.4%	9.1%	
《社会資源等》			
町内自治会数	106自治会	12自治会	市保有データ
民生委員数	94人	27人	
生活支援・見守り支援団体数	103団体	79団体	生活支援サイト
《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	37.9%	36.9%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	6.5%	7.7%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	30.8%	29.8%	

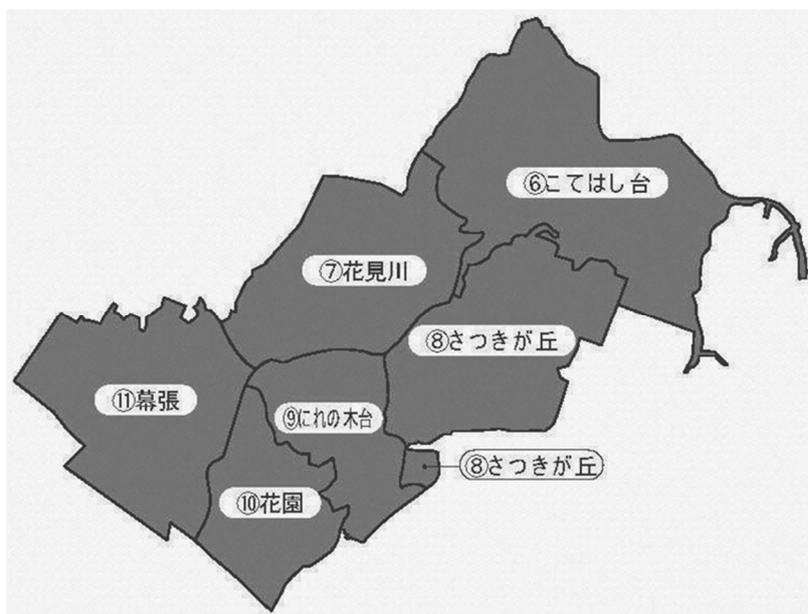
※令和2(2020)年9月末時点

②花見川区

花見川区は、農村・漁村として栄えた地域と、都市のベッドタウンとして住宅開発された大型団地が混在する地域です。

あんしんケアセンターでは、高齢者の身近な相談窓口として、商業施設などの場を活用した出張介護相談に取り組むとともに、認知症になっても住みやすい街づくりを目指し、小学生を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を開催しています。

また、健康寿命の延伸を図るため、「健康なまち花見川」をスローガンとした「花見川 糖尿病プロジェクト」を区と連携し推進しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	53箇所	訪問看護事業所	81箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	51箇所	病院	4箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	5箇所	診療所	107箇所
認知症高齢者グループホーム	23箇所	歯科診療所	91箇所
特別養護老人ホーム	6箇所	薬局	56箇所
介護老人保健施設	6箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

体操・運動	69箇所	1,471人	認知症予防	2箇所	30人
シニアリーダー体操	36箇所	734人	認知症カフェ	4箇所	52人
会食	1箇所	20人	趣味活動	7箇所	210人
茶話会	36箇所	1,030人	その他	0箇所	0人
			合計	155箇所	3,547人

	⑥こてはし台	⑦花見川	⑧さつきが丘	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	18,127人	32,914人	21,132人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	6,627人	12,271人	6,988人	
75歳以上人口	3,813人	6,917人	3,628人	
65歳以上の割合	36.6%	37.3%	33.1%	
75歳以上の割合	21.0%	21.0%	17.2%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	496人	1,215人	662人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	13.0%	17.6%	18.2%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,040人	2,019人	1,183人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	15.7%	16.5%	16.9%	
認知症高齢者数	587人	1,046人	637人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	8.9%	8.5%	9.1%	
《社会資源等》				
町内自治会数	21自治会	32自治会	29自治会	市保有データ
民生委員数	35人	49人	38人	
生活支援・見守り支援団体数	113団体	112団体	116団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	30.1%	37.4%	32.9%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	13.3%	8.6%	12.8%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	28.9%	20.2%	26.2%	

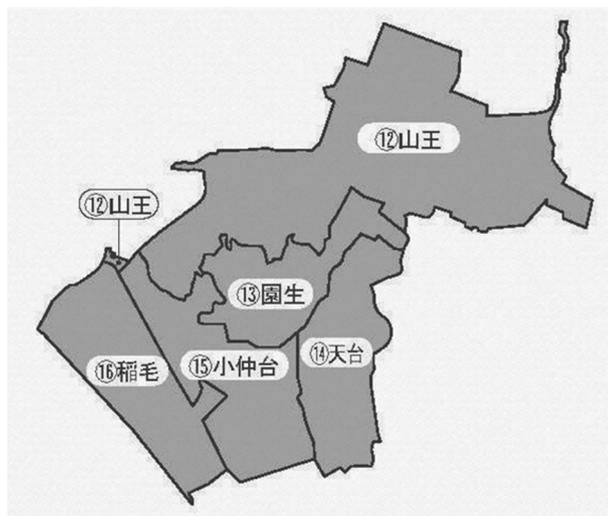
	⑨にれの木台	⑩花園	⑪幕張	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	17,120人	33,214人	54,618人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	6,020人	7,228人	10,013人	
75歳以上人口	2,876人	3,797人	4,894人	
65歳以上の割合	35.2%	21.8%	18.3%	
75歳以上の割合	16.8%	11.4%	9.0%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	441人	591人	801人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	15.3%	15.6%	16.4%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	844人	1,303人	1,736人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	14.0%	18.0%	17.3%	
認知症高齢者数	463人	655人	985人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	7.7%	9.1%	9.8%	
《社会資源等》				
町内自治会数	18自治会	24自治会	21自治会	市保有データ
民生委員数	28人	42人	61人	
生活支援・見守り支援団体数	112団体	107団体	106団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	30.7%	29.5%	30.4%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	9.2%	8.5%	9.9%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	22.1%	17.0%	22.2%	

※令和2（2020）年9月末時点

③稲毛区

稲毛区は、稲毛駅周辺の若い世代が多い中で高齢者課題がある地区、内陸部のひとり暮らし高齢者が多い団地地区など、それぞれの地区特性や課題に合わせ、地域ケア会議等を実施しながら、高齢者への対応や地域づくりに取り組んでいます。

また、シニアリーダーやヘルスサポーター養成講座等と連携し、介護予防・健康づくりのための自主運動グループの支援も展開しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	31箇所	訪問看護事業所	66箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	46箇所	病院	6箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	8箇所	診療所	107箇所
認知症高齢者グループホーム	12箇所	歯科診療所	96箇所
特別養護老人ホーム	9箇所	薬局	65箇所
介護老人保健施設	3箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

体操・運動	39箇所	754人	認知症予防	2箇所	72人
シニアリーダー体操	39箇所	716人	認知症カフェ	8箇所	100人
会食	1箇所	20人	趣味活動	13箇所	220人
茶話会	25箇所	515人	その他	0箇所	0人
			合計	127箇所	2,397人

	⑫山王	⑬園生	⑭天台	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	49,055人	24,521人	18,770人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	15,040人	6,888人	5,555人	
75歳以上人口	7,718人	3,450人	3,021人	
65歳以上の割合	30.7%	28.1%	29.6%	
75歳以上の割合	15.7%	14.1%	16.1%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	1,084人	654人	673人	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	14.0%	19.0%	22.3%	
《要介護認定者数等》				
認定者数	2,332人	1,074人	1,007人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	15.5%	15.6%	18.1%	
認知症高齢者数	1,264人	597人	521人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	8.4%	8.7%	9.4%	
《社会資源等》				
町内自治会数	60自治会	34自治会	24自治会	市保有データ
民生委員数	65人	41人	30人	
生活支援・見守り支援団体数	77団体	80団体	79団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	35.4%	30.6%	37.8%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	14.2%	11.6%	8.1%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	27.4%	22.0%	18.0%	

	⑮小仲台	⑯稲毛	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	33,050人	32,897人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	7,831人	6,827人	
75歳以上人口	3,949人	3,442人	
65歳以上の割合	23.7%	20.8%	
75歳以上の割合	11.9%	10.5%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	749人	596人	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	19.0%	17.3%	
《要介護認定者数等》			
認定者数	1,214人	1,262人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	15.5%	18.5%	
認知症高齢者数	674人	716人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	8.6%	10.5%	
《社会資源等》			
町内自治会数	40自治会	32自治会	市保有データ
民生委員数	50人	50人	
生活支援・見守り支援団体数	81団体	83団体	生活支援サイト
《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	29.8%	33.1%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	14.9%	12.9%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	22.4%	16.6%	

※令和2（2020）年9月末時点

④若葉区

高齢化率が市内で最も高い若葉区では、「健康づくり、コミュニティづくり、そして“高齢者がいきいきと暮らせるまち”」を目指し、地域でのラジオ体操を推進しています。

「若葉区はラジオ体操区！」として、「ラジオ体操の魅力」等を動画配信するほか、運動自主グループを市HPで紹介し、優良団体を表彰しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	46箇所	訪問看護事業所	57箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	59箇所	病院	6箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	2箇所	診療所	85箇所
認知症高齢者グループホーム	24箇所	歯科診療所	65箇所
特別養護老人ホーム	15箇所	薬局	64箇所
介護老人保健施設	3箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

体操・運動	25箇所	490人	認知症予防	2箇所	10人
シニアリーダー体操	31箇所	515人	認知症カフェ	3箇所	38人
会食	1箇所	20人	趣味活動	3箇所	70人
茶話会	29箇所	530人	その他	1箇所	30人
			合計	95箇所	1,703人

	⑰みつわ台	⑱都賀	⑲桜木	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	30,538人	33,855人	31,829人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	7,714人	9,467人	8,558人	
75歳以上人口	3,843人	5,069人	4,310人	
65歳以上の割合	25.3%	28.0%	26.9%	
75歳以上の割合	12.6%	15.0%	13.5%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	581人	707人	747人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	15.1%	13.9%	17.3%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,358人	1,468人	1,481人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	17.6%	15.5%	17.3%	
認知症高齢者数	743人	765人	773人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	9.6%	8.1%	9.0%	
《社会資源等》				
町内自治会数	45自治会	25自治会	38自治会	市保有データ
民生委員数	34人	43人	39人	
生活支援・見守り支援団体数	73団体	70団体	70団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	31.1%	33.3%	36.2%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	8.5%	14.2%	6.1%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	18.6%	19.1%	25.8%	

	⑳千城台	㉑大宮台	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	36,417人	16,625人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	12,458人	7,691人	
75歳以上人口	7,055人	4,675人	
65歳以上の割合	34.2%	46.3%	
75歳以上の割合	19.4%	28.1%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	1,358人	679人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	19.2%	14.5%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》			
認定者数	2,514人	1,724人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	20.2%	22.4%	
認知症高齢者数	1,295人	1,072人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	10.4%	13.9%	
《社会資源等》			
町内自治会数	59自治会	37自治会	市保有データ
民生委員数	67人	37人	
生活支援・見守り支援団体数	74団体	77団体	生活支援サイト
《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	38.8%	28.1%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	10.7%	13.8%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	21.4%	16.9%	

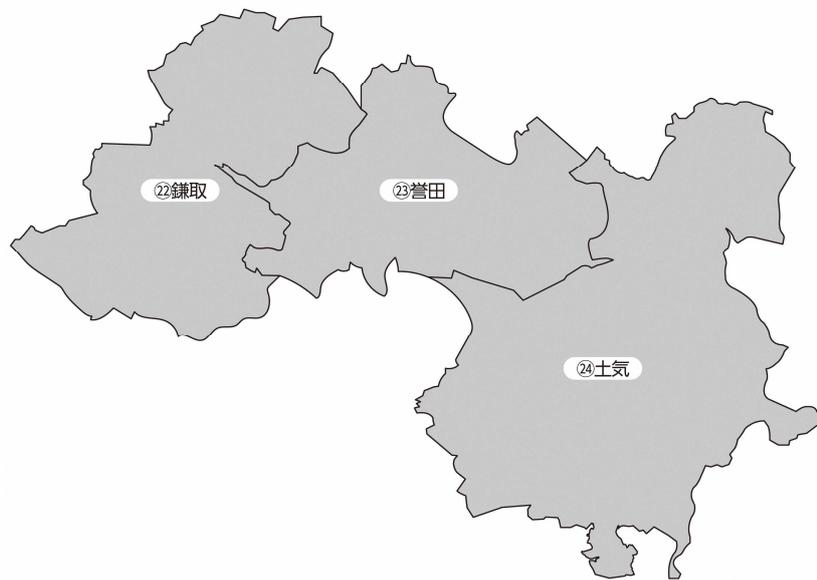
※令和2（2020）年9月末時点

⑤緑区

緑区は、豊かな自然に恵まれ、多くの山林や田畑を有する一方、JR線や京成線沿線では年々市街化が進み、自然と都市が融合した地域であり、総人口、65歳以上人口は、市内で一番低くなっています。

区内に3箇所あるあんしんケアセンターでは、高齢者の様々な困りごとへの対応に加え、各圏域の特徴に合わせ、商業施設来訪者向けの講演会や地域住民と連携した高齢者見守りネットワーク会議等を開催しています。

また、「みどりくみなおし」を合言葉に、生活習慣病予防や介護予防に取り組んでいます。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	33箇所	訪問看護事業所	53箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	25箇所	病院	7箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	5箇所	診療所	98箇所
認知症高齢者グループホーム	14箇所	歯科診療所	66箇所
特別養護老人ホーム	8箇所	薬局	64箇所
介護老人保健施設	4箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

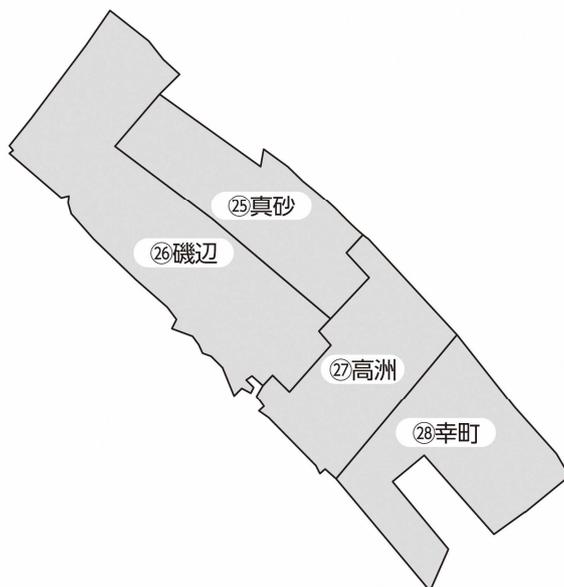
体操・運動	59箇所	1,047人	認知症予防	0箇所	0人
シニアリーダー体操	32箇所	594人	認知症カフェ	6箇所	84人
会食	4箇所	195人	趣味活動	7箇所	127人
茶話会	44箇所	748人	その他	0箇所	0人
			合計	152箇所	2,795人

	②鎌取	③誉田	④土気	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	61,149人	24,010人	44,786人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	10,110人	6,393人	13,085人	
75歳以上人口	4,405人	3,229人	5,719人	
65歳以上の割合	16.5%	26.6%	29.2%	
75歳以上の割合	7.2%	13.4%	12.8%	
ひとり暮らし高齢者数(75歳以上)	585人	452人	799人	
ひとり暮らし高齢者の割合(75歳以上)	13.3%	14.0%	14.0%	
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,699人	1,178人	2,113人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	16.8%	18.4%	16.1%	
認知症高齢者数	923人	689人	1,162人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	9.1%	10.8%	8.9%	
《社会資源等》				
町内自治会数	92自治会	24自治会	46自治会	市保有データ 生活支援サイト
民生委員数	62人	32人	47人	
生活支援・見守り支援団体数	69団体	65団体	67団体	
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	35.8%	34.8%	34.4%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	9.8%	4.5%	11.5%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	20.2%	28.4%	23.5%	

※令和2(2020)年9月末時点

⑥美浜区

美浜区では、目指すべき将来像として、「みんなが主役！こころ豊かな美浜^{まち}づくり」を掲げ、区民一人ひとりが、地域生活課題の解決のための様々な活動に自ら進んで主体的に参画することを通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、12の施策の方向性を定め、認知症サポーター養成講座や見守り活動などの取組みを推進しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和2（2020）年9月末時点

訪問介護事業所	18箇所	訪問看護事業所	61箇所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	18箇所	病院	5箇所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	3箇所	診療所	112箇所
認知症高齢者グループホーム	5箇所	歯科診療所	77箇所
特別養護老人ホーム	5箇所	薬局	46箇所
介護老人保健施設	1箇所		

【区内における通いの場】※令和元（2019）年度実施分（左列：箇所数、右列：参加者数）

体操・運動	73箇所	1,562人	認知症予防	0箇所	0人
シニアリーダー体操	24箇所	415人	認知症カフェ	5箇所	115人
会食	0箇所	0人	趣味活動	2箇所	150人
茶話会	50箇所	1,308人	その他	0箇所	0人
			合計	154箇所	3,550人

	②5真砂	②6磯辺	②7高洲	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	25,819人	57,804人	46,352人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	8,098人	12,536人	12,934人	
75歳以上人口	4,138人	6,317人	6,107人	
65歳以上の割合	31.4%	21.7%	27.9%	
75歳以上の割合	16.0%	10.9%	13.2%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	812人	853人	1,478人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	19.6%	13.5%	24.2%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,112人	1,639人	1,845人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	13.7%	13.1%	14.3%	
認知症高齢者数	619人	857人	927人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	7.6%	6.8%	7.2%	
《社会資源等》				
町内自治会数	32自治会	70自治会	36自治会	市保有データ 生活支援サイト
民生委員数	29人	61人	55人	
生活支援・見守り支援団体数	141団体	148団体	143団体	
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	35.1%	28.9%	34.2%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	10.7%	8.8%	8.3%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	15.5%	23.5%	18.1%	

	②8幸町	備考
《人口・高齢化率等》		
総人口	19,302人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	5,900人	
75歳以上人口	3,203人	
65歳以上の割合	30.6%	
75歳以上の割合	16.6%	
ひとり暮らし高齢者数（75歳以上）	713人	
ひとり暮らし高齢者の割合（75歳以上）	22.3%	令和元年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》		
認定者数	1,003人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	17.0%	
認知症高齢者数	545人	
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合	9.2%	
《社会資源等》		
町内自治会数	29自治会	市保有データ 生活支援サイト
民生委員数	32人	
生活支援・見守り支援団体数	139団体	
《健康状況等》		
運動器機能リスク高齢者の割合	33.3%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	7.5%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	18.2%	

※令和2（2020）年9月末時点

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

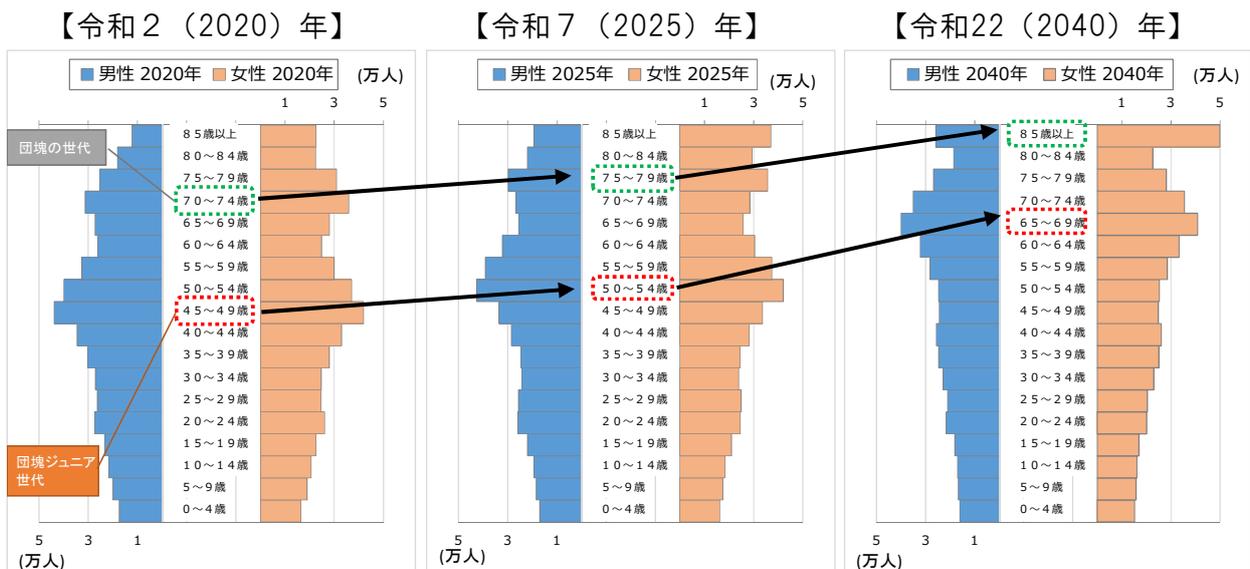
1 千葉市の2025年及び2040年の目指す将来像

(1) 将来の状況

令和2(2020)年現在、65～74歳(前期高齢者)は約12万3千人で、人口の約12.6%を占め、いわゆる団塊の世代が含まれています。団塊ジュニア(45～49歳)世代は、約8万6千人、人口の約8.8%を占めています。

令和7(2025)年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療や介護等の支援を必要とする人が増えてくると予想されます。

さらに、令和22(2040)年に団塊ジュニア世代が全て65歳以上となることで、「現役世代(担い手・支え手)の不足」が考えられます。そして、団塊の世代は全員85歳以上となり、多くの高齢者が医療や介護の支援を必要とし、認知症高齢者の増加も予想されます。



注1：令和2(2020)年度は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和7(2025)年度、22(2040)年度は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

(2) 市の目指す将来像

医療や介護等の需要が増え続けると見込まれる中で、人口構成の変化が予想される節目の年をイメージしながら、本市における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るための将来像を描きました。

年	令和7（2025）年	令和22（2040）年
テーマ	私たちにもできる地域包括ケア	私たちの地域包括ケアから 地域共生社会へ
目指す姿	<p>○一人ひとりが、自らの健康づくり・介護予防に努めながら、生きがいを持って暮らすとともに、社会参加することにより担い手・支え手となる個々の意識が醸成され、より多くの市民に広がりを見せている千葉県</p> <p>○支援を必要とする高齢者と家族のだけれども、専門職等による支援に支えられ、安心して自分らしく生きることが出来る千葉県</p>	<p>○自らの健康づくり・介護予防に努めてきた高齢者を含め市民一人ひとりの心に、支える担い手の精神が根付き、地域全体が支え合いの和となって、高齢者も若者も支援を必要とする人も支援する人も社会の一員として、心豊かに暮らせるあたたかいまち千葉県</p>
方向性	<p><自助と互助の強化> 超高齢社会においては、高齢者も支える担い手となることを目指し、自らの健康づくり・介護予防に努めるよう促進するとともに、広く活発な支え合いの取組みとなるよう強化します。</p> <p><共助と公助の充実> 複雑化、複合化する市民ニーズに対応する市の取組みと包括的な支援体制を構築します。</p>	<p><自助、互助、共助、公助の一体的推進> 4つの助がバランスのよい和となって繋がり、とりわけ互助が強く連結するよう市と地域住民等が一体となって取り組みます。</p>

～千葉市の地域包括ケアシステムの将来像を市の花オオガハスの成長に例えて描きました～



○地域での生活の基盤となる「施設・自宅」をハス池の土壌に例え、地域で行われる「介護予防・生活支援」を土壌の中で育つハスの地下茎（レンコン）に例え、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を3枚の葉に例えています。

●介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援されて、養分を蓄えたレンコンとなり、葉で表現した専門職が茎でつながり、効果的に連携することによって、それぞれ重要な役割を果たし、最も重視されるべき「本人の選択、本人・家族がどのような心構えを持つか」という地域生活を継続する基礎は、池の中の水に捉え、各要素が相互に関係しながら一体的に提供されることを表現しています。

◎2025年までに、私たち一人ひとりの意識の醸成及び取組の推進を図り、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援します（土壌・レンコン・葉の成長を図り、オオガハスの花を咲かせます）。

◎2040年には、私たちだれもが支え合いの和の一員となって、地域共生社会の実現を目指します（肥沃な土壌・大きなレンコン・大きな葉が強くて太い茎でつながり、たくさんの大きなオオガハスの花を咲かせます）。

2 計画の基本理念・基本目標

基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

本市では、第7期計画において、「千葉市新基本計画」で掲げた5つの「まちづくりの方向性」を踏まえ、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」を基本理念として掲げ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指しました。

本計画でも、上位計画を踏まえるとともに、計画の継続性の観点から、引き続きこの基本理念を継承するものとします。

基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る ～地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す～

基本理念の実現に向けた基本目標も、第7期計画では「千葉市新基本計画」を踏まえ、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」と掲げました。その意図は、「人生100年時代への健康づくり・介護予防」や「住み慣れた地域での生活支援体制の整備」を行い、長生きして良かったと実感できる長寿社会の構築を目指したものです。

本計画でも、その考え方を継承しますが、令和2（2020）年に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、令和7（2025）年、そして令和22（2040）年まで展望する視点を併記することとします。

3 基本方針

基本方針1

高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくりを目指して
～健康寿命の延伸～

高齢者の健康づくり事業、「介護予防・日常生活支援総合事業」や介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加等の支援を行うことにより、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 健康づくり
- (3) 自立支援と重度化防止

基本方針2

支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを
目指して

地域包括ケアシステム構築のための中核的な役割を果たすあんしんケアセンターの機能強化を行うとともに、地域ケア会議の強化、切れ目のない医療・介護連携の推進などにより、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

また、高齢者等を含めたすべての市民が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、生活支援コーディネーターが中心となる生活支援体制の整備・充実に努めるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援を行うほか、災害や感染症対策に係る体制整備も図ります。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) あんしんケアセンターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の強化
- (3) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- (4) エンディングサポートの推進
- (5) 安心して暮らせるための地域等による支援
- (6) 災害・感染症対策

基本方針 3

だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して (認知症施策推進計画)

国の「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 認知症への理解の促進
- (2) 認知症予防に向けた活動の推進
- (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上
- (4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援
- (5) 権利擁護の充実

基本方針 4

必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して

待機者の多い特別養護老人ホームや在宅生活を支える地域密着型サービスなどの介護保険サービスの提供体制を整備するほか、介護保険外の養護・軽費老人ホームの運営を支援すること等により、多様なニーズに対応できる体制づくりを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 介護保険施設等の計画的な整備
- (2) 在宅支援サービスの提供体制の整備
- (3) その他介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確保支援

基本方針5

適正な介護を提供するために

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に従い、介護サービスの利用量、保険給付費等を算出するとともに、事業の円滑な運営のための取組み（利用者保護、情報提供の充実、低所得者への配慮、事業者への支援、介護給付等の適正化への取組み）を講じて、介護保険制度の持続可能性を高めることを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 適正な介護サービスの提供
- (2) 公正で効率的な介護認定体制の構築
- (3) 介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援
- (4) 低所得者への配慮

4 施策の体系

基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る
～地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す～

基本方針

主要施策

基本方針 1

高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくりを目指して
～健康寿命の延伸～

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 健康づくり
- (3) 自立支援と重度化防止

基本方針 2

支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目指して

- (1) あんしんケアセンターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の強化
- (3) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- (4) エンディングサポートの推進
- (5) 安心して暮らせるための地域等による支援
- (6) 災害・感染症対策

基本方針 3

だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して（認知症施策推進計画）

- (1) 認知症への理解の促進
- (2) 認知症予防に向けた活動の推進
- (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上
- (4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援
- (5) 権利擁護の充実

基本方針 4

必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して

- (1) 介護保険施設等の計画的な整備
- (2) 在宅支援サービスの提供体制の整備
- (3) その他介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確保支援

基本方針 5

適正な介護を提供するために

- (1) 適正な介護サービスの提供
- (2) 公正で効率的な介護認定体制の構築
- (3) 介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援
- (4) 低所得者への配慮

5 自立支援・重度化防止の取組目標

「人生100年時代」を迎え、本市においても100歳以上の高齢者が400人を超えるなど、100歳まで生きることが珍しくない社会となっています。

このような超高齢社会においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護や支援を要しない生活を送ることができるよう、現状のデータを活用した自立支援・重度化防止の取組目標を下記のとおり設定し、PDCAサイクルに沿って「高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくり」を目指します。

目標1は、介護・支援を要する高齢者の割合が、75歳以上85歳未満では約20%、85歳以上では約60%と年齢とともに急激に上昇していることから、介護サービス利用者数及び介護サービス利用量が今後も増加する見込みとなるため、75歳になる前の早い段階から介護予防に積極的に取組む施策を推進し、設定した目標値で効果を検証します。

目標2は、低栄養傾向について早期から介護予防の観点を持って取り組むことにより、65歳以上の低栄養傾向の割合で効果を検証します。

目標3は、介護予防に重要である人とのつながりを通じた生きがいを持てる地域づくりとして、高齢者が年齢や心身の状況等によることなく参加できる住民主体の通いの場について目標値を設定し、取組みを推進します。

目標1 介護・支援を要しない高齢者の増加（対象：75歳以上85歳未満）
令和2(2020)年度 81.7% → 令和5(2023)年度 82.5%
【出典及び検証方法】認定状況による

目標2 低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制（対象：65歳以上）
令和元(2019)年度 18.9% → 令和5(2023)年度 22%
【出典】令和元年度：千葉市国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査結果
令和5年度：「健やか未来都市ちばプラン」中間評価・見直し報告書
【検証方法】千葉市国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査結果による

目標3 介護予防に資する住民主体の通いの場へ的高齢者の参加人数の増加
（対象：65歳以上）
令和元(2019)年度末 20,999人 → 令和5(2023)年度末 21,600人
【出典】令和元年度：千葉県及び国への報告数（保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標の該当状況調査）
令和5年度：国の基本指針（総合事業の量の見込み：高齢者人口の8%）
【検証方法】千葉県及び国への報告数による

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1

高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

【現状】

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の活動拠点として、いきいきプラザやいきいきセンター、コミュニティセンター、公民館など様々な活動の場を提供するとともに、学習活動の促進を図るため各種講座を開催しています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、生きがいはあるかとの問いについては、「生きがいあり」と回答した方の割合が52.5%となっています(問4(20)の結果)。
- 地域における仲間づくりや社会奉仕活動を担う老人クラブへの支援やシニア層による就労やボランティア等の地域活動のための総合相談窓口である生涯現役応援センターによる情報提供・相談・紹介を行っています。
- シルバー世代が長年にわたり培ってきた知識・技能・経験を活かし、生きがいの充実や地域貢献ができるよう、就業の場を提供するシルバー人材センターの運営を支援しています。
- 地域課題の解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を育成するため、「ちばし地域づくり大学校」を開校しました。
- 地域の実情に応じた通いの場の創出や活動支援、担い手の発掘等を生活支援コーディネーターと連携し実施しています。

【課題】

- 少子高齢化が進展しニーズも多様化してくる中、一人でも多くの方が積極的に社会参加できるよう、魅力のある効果的な取組みの実施や多彩な情報の提供が求められています。
- 老人クラブは会員の高齢化や役員の担い手不足等により会員が減少していることから、負担を軽減し活動を持続させていくための支援やクラブへの入会がメリットをもたらす魅力あるクラブづくりに取り組んでいく必要があります。また、シルバー人材センターについても、組織の活性化を促し、雇用開拓による新規会員の増強や介護・育児等の人手不足分野へのマッチング体制の強化が重要です。
- 今後、団塊の世代を中心に、豊富な知識・経験をもった高齢者が地域社会の中で生きがいをもって活躍し、地域に貢献できる仕組みを強化していく必要があります。

【今後の取組方針】

- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいき暮らせるよう、生活支援コーディネーター等と連携し、これまで培った知識・技能・経験やライフスタイルにあわせて、学習、スポーツ、ボランティア活動などを行うことができる場の確保や機会の創出、情報提供をさらに進めていきます。
- 少子高齢化の進展に伴い、現役世代（担い手）が減少していくことから、高齢者の社会参加を促進し、人手不足分野での就業機会の開拓や地域における支援の担い手など、活躍の場を広げていきます。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
生涯現役応援センター [高齢福祉課]	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。				
	マッチング件数	人	189	208	228
ちばし地域づくり大学校 [高齢福祉課]	地域課題の解決力の強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。				
	修了者数	人	72	72	72
いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営 [高齢福祉課]	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。				
	延べ利用者数	人	627,077	631,102	639,420
シルバー人材センター [高齢福祉課]	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく訪問介護事業所（生活援助）を設立します。				
	就業延べ人員	人	217,596	218,992	221,879
老人クラブの育成 [高齢福祉課]	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について指導・育成します。				
	単位老人クラブの会員数	人	11,940	12,017	12,175
高齢者福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進 [高齢福祉課]	地域の福祉拠点を増やすとともに、社会福祉法人と地域住民の交流を促すため、高齢者福祉施設が有する地域交流スペースの利用を促進します。				
介護支援ボランティア [介護保険管理課]	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。				
	ボランティア登録者数	人	2,500	2,600	2,700

《主な取組事業》

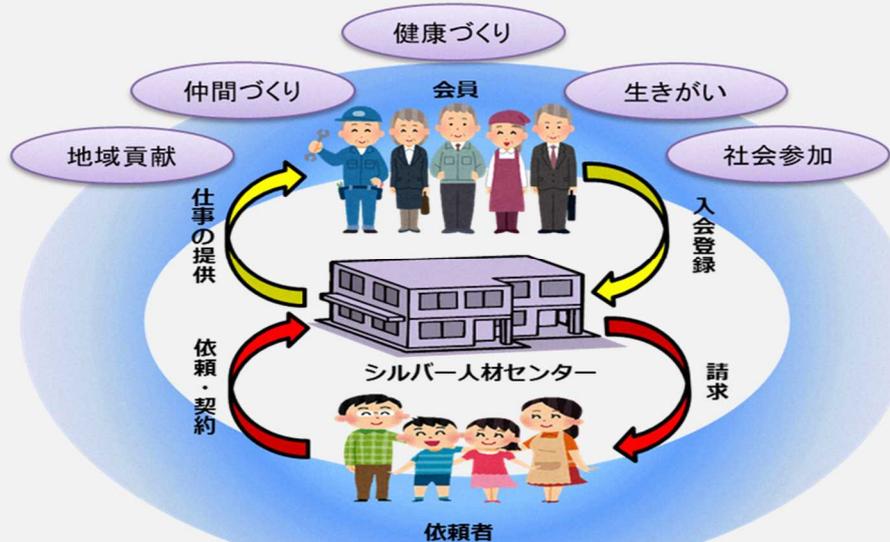
事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
千葉市民活動支援センター [市民自治推進課]	指定管理者のノウハウを生かした各種講座や相談業務の実施により、市民活動団体の活動の底上げを図るとともに、活動場所の提供や団体間の交流促進を図っていきます。 また、さらなる施設の認知度向上を図るため、積極的なPRを行っていきます。				
生活支援体制の充実 【拡充】【再掲】 [地域包括ケア推進課]	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				
	第2層生活支援 コーディネーター 配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域	6区28圏域

コラム

シルバー人材センター ～得意な仕事？新しい仕事？ライフスタイルに合わせた就業～

シルバー人材センターでは健康で働く機会を希望する会員に、臨時的かつ短期的又は軽易で高齢者に向けた安全な仕事を紹介しています。
豊富な知識・経験・技能を生かして、地域社会に貢献してみませんか？

シルバー人材センターでの就業



コラム

ちばし地域づくり大学校 ～ボランティアとして、地域のリーダーとして、活躍しませんか？～

ちばし地域づくり大学校は、地域課題を解決するために、講座や実地体験を通じて地域福祉活動のボランティア活動の担い手や、地域でのリーダーとして活躍できる人材を養成するための大学校です。

基礎コースとステップアップコースがあり、それぞれ自分に合ったコースを選んで受講することができます。



コラム

千葉市生涯現役応援センター ～生涯現役の道へ一歩踏み出してみませんか～

人生100年時代を見据え、シニアの方が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍できるよう支援しています。

- ・働き方の個別相談
- ・就労情報の提供
- ・相談者に合う就労支援機関紹介
- ・相談者に合うボランティア活動の検討
- ・起業をサポートする専門機関の紹介
- ・市内ボランティア情報の提供
- ・学習機関やサークル情報の提供
- ・セミナーの開催



生涯現役 と言っても、
一体何をしたらいいのかな？



(2) 健康づくり

【現状】

「第2期千葉市国民健康保険データヘルス計画」及び「千葉県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」より抜粋	R5末 目標	H31 受診率
○特定健康診査受診率の向上	47.0%	37.6%
○75歳以上の健康診査受診率の向上	41.8%	35.4%

「健やか未来都市ちばプラン」中間評価・見直し報告書より抜粋	R4末 目標	中間値 (H29)
○介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加	88.0%	85.1%
○ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している人の割合の増加	80.0%	44.2%
○低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	22.0%	19.1%
○この1年間に地域活動やボランティア活動に参加したことがある高齢者の割合の増加	40.0%	27.7%
○がん検診受診率の向上	50.0%	46.4%

○がん検診や特定健康診査、健康診査の受診率は、横ばいで推移しています。

○高齢者の健康づくりに向けた指標として重要な4項目の中間評価時点における状況は、以下のとおりです。

- ①介護・支援を必要としない高齢者の割合は、現在、横ばいで推移しています。
- ②ロコモティブシンドロームを認知している人の割合は増加していますが、健やか未来都市ちばプランの目標値には達しておらず、全国平均も下回っています。
- ③低栄養傾向の高齢者の割合は、全国平均を上回っています。
- ④地域活動等に参加したことがある高齢者の割合は増加していますが、目標値には達していません。

【課題】

○がん検診や特定健康診査、健康診査の受診率向上に向けた取組みについて、民間事業者の活用や関係機関との連携などが課題です。

○高齢者の健康づくりに向けた指標として重要な4項目は、以下のとおりです。

- ①介護・支援を必要としない高齢者の増加
- ②ロコモティブシンドロームを認知している人のさらなる増加
- ③低栄養傾向の高齢者の割合の増加を抑制するための支援
- ④地域活動等に参加したことがある高齢者のさらなる増加

○今後、高齢者が大幅に増加し、介護を担う世代の大幅な減少が見込まれるため、健康寿命の延伸により、介護・支援を必要としない高齢者の増加がさらに求められます。

【今後の取組方針】

- 生活習慣病予防等を目的とした健康診査やがん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診や骨粗しょう症検診、歯周病検診の受診率の向上を目指します。
- 健康教育や広報を通じて、ロコモティブシンドロームに代表される身体機能の虚弱・認知機能の低下・社会的つながりの低下といったフレイルに関する知識の周知に努め、介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指します。
- 栄養バランスの取れた食生活や口腔ケアについて、知識の普及啓発を行います。
- 運動サークルやウォーキングコースの情報提供、健康づくりの取組みへのポイント付与など、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
健康づくり広報・啓発 [健康推進課]	健康づくりの重要性を訴え、興味を持たせることで健康づくりに取り組む市民を増やし、健やか未来都市ちばプランの重点項目等（栄養・食生活、地域の絆による社会づくり、喫煙等）について周知を行うことで具体的な行動を促すとともに、「100年ダンス」等の周知により、誰もが手軽に運動習慣を身につけるきっかけづくりを行います。 また、高齢者が活用しやすい情報提供の方法を検討します。				
健康づくりへの支援 [健康推進課]	個人が無理なく健康づくりに取り組むきっかけとして、ウォーキングを推進し、地区組織等が行う健康づくりの取組みに対し、ポイント付与等の支援を実施します。				
	支援団体数	団体	70	70	70
健康教育 [健康推進課]	生活習慣病の予防など健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることで、主体的な健康づくりを促します。				
	医師講演会回数	回	18	18	18
介護予防教育 [健康推進課]	運動・栄養・口腔ケア等介護予防に関する事項について、正しい知識や情報を普及することで、高齢者本人が自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援します。				
	フレイルに関する講演会開催回数	回	6	6	6
チャレンジシニア教室 [健康推進課]	市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、介護予防教室を実施します。体操、アミューズメントカジノ、料理実習など、楽しみながら体験できるよう講座を企画・運営しています。				
	教室参加後、効果があったと感じた人の割合	%	50	50	50
	教室終了後、運動などの活動を続けたいと思った人の割合	%	70	70	70

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
健康づくりプロジェクト [健康推進課]	プロスポーツチームのトレーナー、アカデミー（子ども向け）のコーチなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行っています。※市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としています。				
	初めての参加者の割合	%	70	70	70
シニアフィットネス習慣普及 [健康推進課]	市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、フィットネスクラブを利用する費用の一部を助成（利用回数8回を上限）します。※1度制度を利用した方は次年度から3年度の間は申込できません。				
	終了後、健康状態が良かったと感じた人の割合	%	70	70	70
	体を動かすことが習慣になっている人の割合	%	70	70	70
特定健康診査・健康診査 [健康支援課]	国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施するとともに、生活習慣病のリスクがある方に特定保健指導を実施します。また、75歳以上の後期高齢者医療加入者には、フレイルなど高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握することを目的とした健康診査を実施します。				
	特定健康診査受診率	%	44.0	45.5	47.0
	健康診査受診率	%	39.8	40.8	41.8
がん検診・骨粗しょう症検診 ・歯周病検診 [健康支援課]	がん等の早期発見・早期治療を図るため、対象者に受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度後半には再勧奨通知を送付するなど、受診率向上に向け取り組みます。 （国が指針に示す対策型検診 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）				
	がん検診受診率 (男女別・検診種別)	%	50	50	50

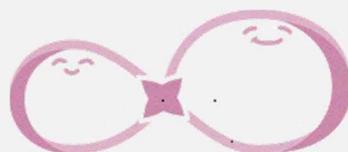
コラム

人生100年時代 ～あなたは、どう生きますか？～

日本人の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳（令和元年簡易生命表）となっており、2050年には女性の平均寿命が90歳を超えると推計されています。千葉市においても、100歳以上の高齢者が400人を越えるなど、100歳まで生きることが珍しくない社会となっています。

長くなった人生を豊かに生きるためには、なによりも健康を維持することが必要です。また健康を維持するためには、一人ひとりが健康を意識し、禁煙や定期的な運動習慣、健康的な食生活、社会的な繋がりの維持などに意識して取り組むことが大切です。

人生100年時代、まずはできることから始めてみませんか。



100年を生きる。
千葉市

コラム

ちばしウォーキングポイント ～楽しく歩いて、健康づくり～

ウォーキングは個人が無理なく行うことのできる健康づくりの1つです。1日6,000歩（約1時間の歩行）以上の身体活動が、健康の維持増進につながると言われています。

千葉市では、一人ひとりが無理なく取り組める健康づくりの一つとして、ウォーキングを推進しています。

「ちばしウォーキングポイント」は、月の平均歩数が1日6,000歩を達成するごとに「ちばシティポイント」が貯まる仕組みです。

貯まったポイントは、市施設利用券などオリジナル特典品に交換することができます。

毎日の生活に、ウォーキングを取り入れてみませんか？

楽しく歩いて、健康づくりに取り組みましょう。

健康を意識するようになったぞ！



[ちばしウォーキングポイント](#) 検索

(3) 自立支援と重度化防止

【現状】

- 地域コミュニティに十分携わってこなかった住民の高齢化、一人暮らし高齢者数の急激な増加が見込まれるため、高齢者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・重度化防止の推進がより重要となります。
- 多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議（自立促進ケア会議）を活用し、自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図る体制を構築しました。
- 多職種連携の介護予防マネジメント体制により、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅で生活できる環境整備が進んでいます。
- 高齢者の自立支援、重度化防止という観点から、地域の関係者が地域に共通する課題や有効な支援策を関係機関と連携協働することで、検討・支援する体制の構築が進んでいます。
- 千葉市内の交流の場・通いの場や見守り活動、外出支援、配食サービスなど、地域の支え合い、助け合いによるさまざまな活動が展開されておりますが、その活動はまだ十分に認識されていないものや、地域の利用希望に十分こたえきれないものもあります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防の取組みについて「日ごろから取り組んでいる」高齢者は57.5%と増加傾向であり、介護予防への意識の高まりが見られます（問2（10）の結果）。
- 住民主体の通いの場は令和元年度末時点で976箇所となり、身近な地域で住民自らが介護予防に取り組む環境が整いつつあり、地域活動への期待の声もありますが、その結果、活動の担い手への過度な負担が生じたり、活動の担い手自身の高齢化も進んでいます。
- 従前は、保険者の変わる75歳を境に、保健事業の実施主体が市と後期高齢者医療広域連合に分かれてしまい、疾病予防・重度化防止を目的とした保健事業の連続性を保つことができませんでした。令和2年4月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者医療広域連合から委託を受けることで、75歳以上の高齢者の保健事業を市において実施することが可能となりました。
- 平成30年国民健康・栄養調査及び千葉市特定健診データを比較すると、千葉市はBMI20以下の者の割合が高い傾向にあります。

【課題】

- 地域コミュニティに十分携わってこなかった住民の高齢化、一人暮らし高齢者数の急激な増加が見込まれるため、高齢者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・重度化防止の推進がより重要となります。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者が、より長く住み慣れた地域で生きがいを持ち在宅で生活できるよう、介護支援専門員のケアマネジメント実践力のさらなる向上を図る必要があります。

- 日常生活上の支援が必要な高齢者が、より長く住み慣れた地域で生きがいを持ち在宅で生活できるようにするためには、これまで以上に、地域で介護予防に関わる専門職それぞれが、地域課題や地域資源に対する共通認識を持つとともに、課題解決のための具体案を示していくことが重要です。
- 交流の場・通いの場や見守り活動、外出支援、配食サービスなど、日常生活をサポートする地域活動の担い手が高齢化しており、担い手不足が深刻です。
- 新型コロナウイルス感染症により、新しい生活様式が求められる中、介護予防活動の展開方法について、ICT等の活用などの検討が必要です。
- 正しい知識に基づいたセルフマネジメントの普及啓発による介護予防の取り組みが必要です。
- 参加しやすく、企画運営にも関与しやすい住民主体の通いの場づくりへの取り組みが必要であり、高齢者に関わる専門職によるサポート体制も重要となっています。
- 高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切なサービスにつなげることによって、疾病予防・重度化防止の促進を目指すことが重要です。
- 低栄養の介護リスクの高い高齢者など、対象者を把握し、その対象者に適した介護予防を行う効果的な取り組みの検討が必要となっています。

【今後の取組方針】

- 地域ケア会議の開催を通して、高齢者の自立支援に必要な方法を検討するとともに、介護支援専門員等のケアマネジメントの実践力向上を図ります。また、地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体が連携し、地域で介護予防に関わる専門職それぞれが、地域課題や地域資源に対する共通認識を持つとともに、課題解決のための具体案を提示できる体制を構築します。
- 新型コロナウイルス感染症等の流行期においては、高齢者の閉じこもり等により、生活不活発な状況が続き、心身機能の低下等が危惧されます。そのため、心身の健康を維持するために必要な情報の伝達及び通いの場等の活動方法について、新しい生活様式に応じた活動のあり方も含め検討します。
- いきいき活動手帳（介護予防手帳）を活用し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントの普及啓発による介護予防の取り組みを推進します。
- 住民主体の通いの場の運営に対する支援の充実（活動補助金、医療専門職・リハビリ専門職による活動支援）を進めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するために、庁内外の連携体制を構築するとともに、介護予防事業に保健医療の視点を取り入れ、高齢者を適切に医療・保健サービス等に結びつけるため、医療・保健サービス等から介護予防事業を案内する等、関係機関が相互に連携を取るための体制確立を目指します。
- 健診結果等をもとに低栄養等の健康課題を有する者を抽出し、健康づくりや介護予防に関する事業案内を行うとともに、必要に応じて訪問指導を実施します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
住民主体の通いの場に対する医療専門職派遣（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための医療専門職の配置）【新規】 [健康推進課]	医療専門職を配置し、住民主体の通いの場においてフレイルに関する知識の周知を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、支援が必要な者について地域関係機関（医療機関、あんしんセンター）等と連携した支援を行います。				
	医療専門職の配置	—	検討	配置	拡大
住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による支援（地域リハビリテーション活動支援） [健康推進課]	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。				
	事業利用者の満足度	%	70	70	70
生活支援体制の充実【拡充】 [地域包括ケア推進課]	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				
	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域	6区28圏域
高齢者の低栄養防止 [健康推進課] [地域包括ケア推進課]	健診受診者のうち低栄養が疑われる方に基本チェックリストを活用し、専門職（保健師、管理栄養士等）が関与することで、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じた介護予防事業へ繋がります。				
介護予防の普及啓発の強化 [地域包括ケア推進課]	あんしんケアセンターなどにおいて、パンフレットなどの配布や講演会・相談会等のイベントを開催し、介護予防に関する知識の普及・啓発を実施します。				
	イベント参加者延べ人数	人	20,000	30,000	40,000
千葉市の生活支援サイト（介護予防情報）の充実 [地域包括ケア推進課]	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。				
	生活支援サイト情報公開数	件	維持～増加	維持～増加	維持～増加
いきいき活動手帳（介護予防手帳）を活用したセルフマネジメントの推進 [地域包括ケア推進課]	高齢者が自ら介護予防に取り組んでいただくよう、介護予防手帳（いきいき活動手帳）を活用し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントを推進します。また、あんしんケアセンター以外の関係部署でも、高齢者との関わりの場面で介護予防手帳を活用する体制を構築します。				
	配布数	冊	1,500	2,000	2,500

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域の介護予防活動の育成・支援 [地域包括ケア推進課]	あんしんケアセンターは、生活支援コーディネーターと協力して、地域に不足するサービスの創出、様々なサービスの担い手となる人材を育成するとともに、主体的に介護予防活動に取り組む地域組織や住民グループを支援します。				
	地域の介護予防活動の育成・支援	人	10,000	20,000	30,000
地域活動支援 [健康推進課]	介護予防の「ちばし いきいき体操」などを行う住民主体の場を充実するために、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。				
	参加者延べ人数	人	5,500	5,500	5,500
シニアリーダー養成講座・地域活動支援 [健康推進課]	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的な講義を通して自主的に介護予防活動ができるシニアリーダーを養成します。				
	養成講座修了者が活動登録をする割合	%	100	100	100
糖尿病性腎症の重症化予防 [健康推進課]	特定健診を受診し、その結果、糖尿病性腎症重症化のリスクが高いと判定された者に対し、早期から保健指導を実施します。				
UR都市機構との連携 [政策調整課] [地域包括ケア推進課]	UR都市機構との連携を推進し、地域医療福祉拠点の形成に向けた取組みを進めるなど、高齢者世帯などに配慮したまちづくりの推進を検討します。				
地域ケア会議の充実【再掲】 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進していきます。				
	地域ケア会議開催回数	回/年	150	200	250
地域ケア会議と協議体の連携体制の構築【再掲】 [地域包括ケア推進課]	地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）が連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。				
	協議体設置か所数	か所	26	35	35

「いきいき活動手帳（介護予防手帳）」を活用した介護予防 ～私のプラン～

「いきいき活動手帳」は、生活目標や活動記録、体力測定の結果などを自分自身で記入し、自身の健康管理や介護予防を行うための手帳です。

したいことを実現すること、得意なことやできることを家庭や地域の中で発揮することを目標にし、その目標を達成するために自分が何をしたらよいかを考え、積極的に取り組むために「いきいき活動手帳」を活用してください。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、いきいきと楽しく暮らし続けることができることを願って作成しました。



手帳の構成

この手帳は以下の項目から構成されています

していることや興味の確認 書くひと：あなた

あなたがしていること、趣味、興味のあること、得意なことなどを確認しましょう

私のプラン 書くひと：あなた（あんしんケアセンター職員と一緒に作成することもできます）

あなたの暮らしの支えになるような活動の目標やその達成に向けて必要な取り組みを書いてください

活動記録 書くひと：あなたとあなたの活動に関わるひと

あなたが過ごし参加する場所での活動の様子を書いてください

その他

活動・参加の記録 書くひと：あなた	1回きりの介護予防講座や、コース回数の少ない教室などに参加した際の活動・参加の記録を書いてください
短期リハビリ型通所サービス 書くひと：あなたと専門職の方	「短期リハビリ型通所サービス」を利用する際の目標やリハビリプログラム、評価を書いてください
貼付ページ	配布された紙の資料などをのりで貼ってください
基本チェックリスト 書くひと：あなた	あなたの生活の状態と、心身の状態を知るためにチェックするものです。あんしんケアセンターとの相談などで行う機会があったら書いてください
体力測定 血圧と体重の記録	イベントや教室などで測定の機会があったら記録してください
覚え書き 書くひと：あなた	主なできごとや気になること、専門職の方などに聞いてみたいこと、もらったアドバイスなどがあったら書いて下さい
情報共有・連絡表 書くひと：専門職の方	かかりつけの医療機関や利用中の介護サービスの担当者などが、必要に応じてコメントやアドバイスを書きます

基本方針2

支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目指して

(1) あんしんケアセンターの機能強化

【現状】

- 高齢者人口の増加に応じて、あんしんケアセンター（出張所2か所を含む30か所）に配置する包括3職種を平成29年度137人から令和2年度144人に増員しました。
- あんしんケアセンターの統括・総合調整・後方支援等を行う支援担当職員（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を各区保健福祉センター高齢障害支援課に配置し、あんしんケアセンターの機能強化とセンター間の平準化を図りました。
- あんしんケアセンター等運営部会において、あんしんケアセンターの設置及び運営に関する協議を行うとともに、事業評価については、あんしんケアセンター等運営部会委員の中から専門家を招聘し、令和元年度の評価及び意見聴取を行ったほか、機能強化策について検討しました。
- 日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを、段階的に各区のあんしんケアセンターに配置しています（中央区・稲毛区・若葉区・美浜区には配置済）。
- 介護予防ケアマネジメントの強化として、多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議（自立促進ケア会議）を各区で実施するとともに、研修会を実施しました。
- 多職種連携会議や地域ケア会議、生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）において、地域に共通する課題や有効な支援策を関係機関と連携協働することで、地域包括支援ネットワークを構築しています。

【課題】

- 高齢者の家族が抱える課題が複雑化・複合化（8050問題・ダブルケアなど）しています。
- あんしんケアセンターについて、専門家に意見聴取し、事業評価・機能強化を図る必要があります。
- 介護予防ケアマネジメント業務について、地域ケア会議を活用し、要支援者等に対する適切なケアマネジメントに努める必要があります。
- 地域包括ケアシステム構築に向けて、多職種連携会議や地域ケア会議等を開催し、関係機関とのネットワークの強化や地域づくりに努める必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンター（出張所）の増設及び高齢者人口の増加に応じた包括3職種の適正配置を行い、高齢者等が身近な場所で相談できる体制を強化します。
- 保健福祉センターによる支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。
- あんしんケアセンターについて、国及び市の評価指標を用いて評価し、あんしんケアセンター等運営部会に報告するとともにセンターの支援体制の検討を行い、センターの機能強化とセンター間の平準化及び質の向上に努めます。
- 地域の課題や高齢者及びその家族のニーズを把握しているあんしんケアセンターに第2層生活支援コーディネーターを配置することで、効果的に情報共有や連携を行い、地域包括ケアの推進を図ります。
- 高齢者の自立支援のためのケアマネジメント力を強化するため、地域ケア会議を活用し、ケアプランの振り返りや地域課題の抽出を行います。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
あんしんケアセンター（出張所）の増設及び職員の適正配置【拡充】 [地域包括ケア推進課]	高齢者等が身近な場所で相談できる体制を充実するため、出張所の増設を行います。 また、高齢者人口に応じた包括3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の増員を行います。				
	包括3職種人数	人	146	154	154
保健福祉センターによる支援の体制整備 [地域包括ケア推進課]	保健福祉センターの支援担当職員による、より効果的な支援体制を整備し、あんしんケアセンターの機能強化とセンター間の平準化を図ります。				
あんしんケアセンターの事業評価に基づく機能強化 [地域包括ケア推進課]	あんしんケアセンターの体制を強化するため、あんしんケアセンター等運営部会の専門家による客観的評価及び機能強化策の検討を行います。 センター間の平準化を図るため、研修等の充実を図ります。				
生活支援体制の充実【拡充】【再掲】 [地域包括ケア推進課]	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				
	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域	6区28圏域

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域ケア会議の充実【再掲】 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。				
	地域ケア会議 年間開催数	回	150	200	250

コラム

高齢化社会が抱えるもう一つの問題（8050問題）～まずは相談の一步を～

子どもの「ひきこもり」と言えば、一昔前は、若者の問題と捉えられていましたが、ひきこもりの状態が長く続くことで、子どもの年齢が30代、40代と高くなり、今では、80代の親が、50代の子どもの生活を支えて、その親子が社会的に孤立し、生活にも困窮するケースもあり、「8050問題」と言われています。

これらの家族は、自らがSOSの声を上げることができず、親の介護の問題をきっかけに、初めてひきこもり本人の存在を知ったというようなことも珍しくありません。

ひきこもりの背景には、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題があると言われています。

千葉市では、ひきこもり支援の拠点である「千葉市ひきこもり地域支援センター」を中心に、あんしんケアセンターをはじめ、生活困窮者窓口、就労支援機関、教育機関等と連携した支援を行っております。

ぜひご利用ください。



コラム

あんしんケアセンター～相談先に迷ったら、まずはお電話ください～

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩み、健康や福祉、医療や生活に関する相談などに対応します。

お住いの町ごとに担当が分かれていますので、千葉市のホームページにてご確認ください。

業務時間：月～土曜日の午前9時～午後5時
(日曜日、祝日及び年末年始を除く)
※緊急の場合は、時間外でも電話に応じます。



(2) 地域ケア会議の強化

【現状】

- 地域ケア会議は、地域住民や行政職員、関係機関、専門職などが集まり、高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会整備とを同時に進めていくための会議です。あんしんケアセンターや行政が主催し、地域包括ケアを推進していく1つの方法として実施しています。
- 高齢者への支援について、様々な関係者が集まり情報共有や支援方法を検討するとともに、高齢者個人を取り巻く地域の実情から地域課題を把握し、生活支援コーディネーター等と連携し、地域課題解決に向けた検討をしています。
- 地域ケア会議を通して、高齢者個人の自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図っています。
- 地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）において、関係者とのネットワーク構築や必要な生活支援サービスの創出などを行っています。

【課題】

- 地域ケア会議に第2層（日常生活圏域ごと）生活支援コーディネーターも参加することにより、地域の実情を把握し生活支援サービスの創出や情報発信につなげていくことが必要です。
- 地域ケア会議や協議体（情報の共有・連携強化の場）から抽出された地域課題を関係機関で共有し、政策形成する体制の構築が必要です。

【今後の取組方針】

- 第2層（日常生活圏域ごと）生活支援コーディネーターを、全てのあんしんケアセンターに配置し、高齢者及びその家族のニーズや地域課題を把握しているあんしんケアセンターと連携し、効果的に情報の収集や共有を行うとともに、地域ケア会議や協議体を通して地域の実情に応じた生活支援サービスの創出や情報発信を行っていきます。
- 生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要な、多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの創出や担い手となる地域人材の育成を関係機関と連携して行います。
- 地域ケア会議や協議体（情報の共有・連携強化の場）の開催を積み重ね、会議から抽出された地域課題を集約・共有し、政策形成につなげる体制を構築します。

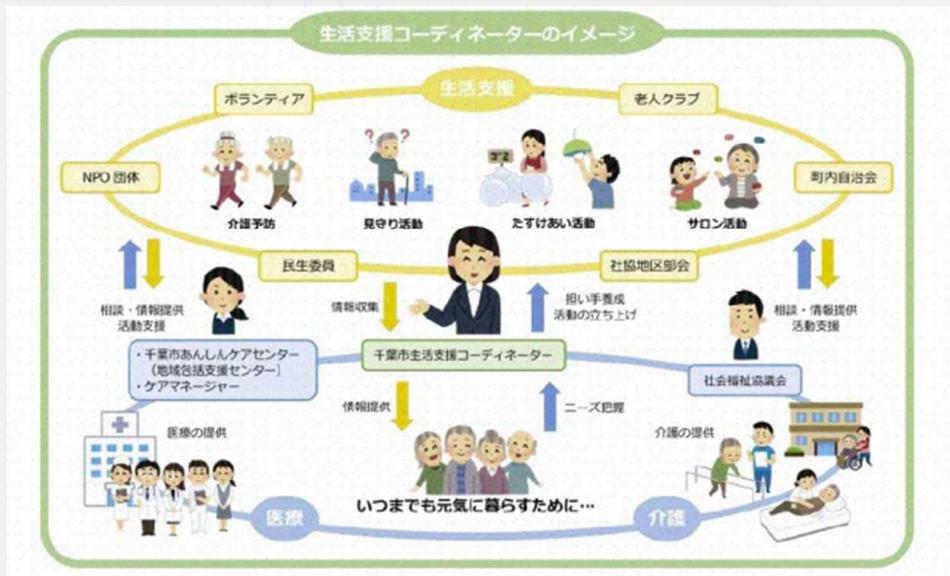
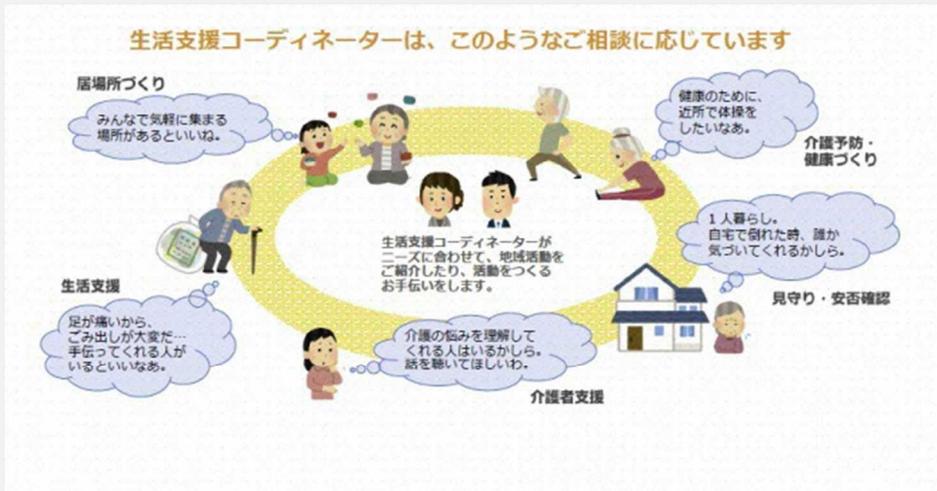
《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域ケア会議の充実 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。				
	地域ケア会議 年間開催回数	回	150	200	250
地域ケア会議と協議体の連携 体制の構築 [地域包括ケア推進課]	地域ケア会議と生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）の連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。				
	協議体設置か所数	か所	26	35	35
生活支援体制の充実 【拡充】【再掲】 [地域包括ケア推進課]	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				
	第2層生活支援 コーディネーター 配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域	6区28圏域

「生活支援コーディネーター」と「生活支援サイト」のご紹介

～暮らしの困ったを・あったらいいな！に応えます～

生活支援コーディネーターの役割は「地域づくりや地域ささえあいの推進・支援」です。地域の皆様がいつまでも元気に安心して暮らせるように、地域活動情報（生活支援や介護予防サービス）を調査したり、地域のちょっとした困りごとの解決や「あったらいいな！」の実現に向けてお手伝いします。



暮らしに役立つ情報がインターネットで検索  できます

<https://chiiki-kaigo.casio.jp/chiba>



(3) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

【現状】

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、市医師会などの関係機関との連携を推進するため、「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、在宅医療・介護専門職への相談支援や多職種研修の開催支援などを通じて、多職種の連携強化を図っています。
- 「訪問診療医師増強研修」の実施や「在宅医療介護対応薬剤師認定研修」など在宅医療を担う専門職向けの研修に加え、令和2年度は「訪問看護ステーション連携支援・増強研修」を実施し、在宅医療と介護に大きな役割を果たしている訪問看護ステーションの運営強化のためのマニュアル作成と研修を実施しました。

【課題】

- 令和元年度に実施した「千葉市在宅医療・介護実態調査」では、令和7年（2025年）の在宅訪問診療の推計患者数が9,862人となることが見込まれる結果となりました。
- 平成28年度に算出した同時期における推計値8,866人よりも増加しており、今後も訪問診療医師、訪問看護ステーション、在宅医療介護対応薬剤師の増強を推進し、在宅医療従事者を支援する体制を強化する必要があります。
- 入退院時の医療・介護連携をスムーズに行えるよう、これまでの入退院支援の取組みを継続するほか、災害や感染症など有事の際においても、サービス提供が切れてしまうことのないように、事業所間だけでなく多職種で連携して、地域医療と介護を切れ目なく提供できるように、医療介護資源や患者情報の共有、迅速な連絡体制構築など、ICTを活用した新しい連携の在り方が求められています。
- 令和元年度に実施した、在宅医療介護実態調査では、訪問診療を受ける1か月あたりの平均患者数の推計人数は、令和2年（2020年）の推計値7,556人から、令和22年（2040年）に11,733人と1.5倍になることが示され、特に、85歳以上の高齢層で在宅医療ニーズは今後高まることが見込まれており、千葉市の将来推計人口を基に、在宅医療を受療すると予想される人数を推計すると2060年に最大になるとの結果を得ました。
- 区ごとの高齢化の進展にも差異が見られることから、いわゆる団塊世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、65歳以上の人口が最大になる令和22年（2040年）に加え、在宅医療ニーズが最大となる令和42年（2060年）までを見据えた、より長期的な展望で、地域性も考慮した計画を策定する必要があります。

【今後の取組方針】

- 災害や感染症などの有事においても、在宅医療介護専門職が連携を図り、日常のサービス提供体制を維持できる多職種連携の在り方を検討するほか、在宅医療と介護の地域資源情報を共有できるポータルサイトの開発など、ICTを活用した、新しい様式での多職種連携を推進します。
- 終末期や緊急時など、様々な局面に対応する専門職を支援するため、医師会などの関係機関と協働して、研修や講演会などを開催し、在宅サービスを提供する訪問医師や訪問看護師を養成します。
- 在宅医療・介護連携支援センターの開庁時間の延長により相談体制を強化し、切れ目のない在宅医療介護提供体制を構築します。
- 現在の在宅医療介護の地域課題を把握し、PDCAサイクルに基づく課題解決を図るため、多職種連携の様々な取組みについて、ガイドラインを作成します。
- 今後の推計人口と高齢化の進展、在宅医療ニーズを把握するため、在宅医療介護実態調査を定期的に行います。
- 多職種の連携を推進するため、在宅医療介護の情報共有システムの構築について、国・県・近隣市との連携を進めます。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
ICTを活用した在宅医療・ 介護の連携推進【新規】 [在宅医療・介護連携支援センター]	災害時や感染症の流行などの事態にあっても、切れ目のない在宅医療・介護の提供を維持するため、ICTを活用したリモート会議、オンライン研修を推進し、途切れることのない在宅医療・介護連携を図ります。				
	在宅医療介護に係る地域資源の情報共有を推進するため、市民・事業者に向けた情報発信サイトを立ち上げます。				
	情報サイト閲覧数	件	開設準備	開設	3,500
訪問看護ステーションへの支援【拡充】 [在宅医療・介護連携支援センター]	在宅医療・介護連携の中核を担う訪問看護ステーションの運営を支援するため、労務管理・人材育成など、事業経営の研修を実施します。				
	ステーションに講師が直接出向いて個別の助言や相談支援を行います。				
	個別相談指導	事業所数	5	5	5

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
在宅医療・介護連携支援センターの機能強化【拡充】 [在宅医療・介護連携支援センター]	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。				
	相談件数	件	400	450	600
多職種連携の推進 [在宅医療・介護連携支援センター]	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。				
	多職種連携関係加算算定件数（令和2年度を100とする）	件	110	115	120
訪問診療を行う医師の増強 [在宅医療・介護連携支援センター]	令和元年度の在宅医療・介護実態調査による、在宅診療を必要とする患者数の将来推計2025年（9,862人）、2040年（11,733人）を見据え、今後増加が見込まれる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療の同行訪問研修を中心とする訪問医師増強研修を実施します。 訪問診療を行う診療所の事務職員向けの医療事務研修を実施します。				
	訪問診療算定回数	回	15,500	16,000	16,500
在宅医療介護対応薬剤師の認定 [在宅医療・介護連携支援センター]	在宅医療の分野で活躍できる薬剤師を増強するため、市の薬剤師会と連携し、在宅医療介護対応のための研修を実施し、受講した薬剤師を認定します。 診療報酬改定において、在宅医療に取り組む薬局に対する加算要件が追加されていることも踏まえ、効果的な研修内容を市の薬剤師会と共に企画し、在宅医療介護対応薬剤師を拡充します。				
	認定者数	人	60	65	70

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
入退院支援の強化 [在宅医療・介護連携支援センター]	入退院時など、療養する場所が変化する際にも、継続して質の高いケアが提供されるように、「千葉県地域生活連携シート」の活用を促進するため、病院窓口一覧などを情報提供します。市内病院の地域連携室担当とケアマネジャーなどの関係者とのネットワークを支援し、入退院時に係る具体的な手引きの作成を進めます。				
終末期における医療・介護の連携促進 [在宅医療・介護連携支援センター]	終末期を迎えても在宅で継続して過ごすため、専門職向けの終末期ケアの研修と相談支援を実施し、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。				
	シンポジウム参加者数	人	150	200	300

(4) エンディングサポートの推進

【現状】

- 将来の不安を軽減するための「終活」を含めた多様なサービスを、本人が選択し、最後まで尊厳を持った生活が送れるように、民間事業者と連携し、あんしんケアセンターにおける相談支援や終活に関する小規模講演会を実施しています。
- 終活に関する啓発を行うため、リーフレットの作成や市民向けに講演会を開催しました。
- 終活に関する課題や支援について、関係団体と意見交換を行いました。

【課題】

- 今後、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、自分の人生の最終段階について不安を持つ高齢者が増加することが予想されます。
- 終活に関する相談に対応するため、あんしんケアセンター職員の終活に関する新たな知識の習得を図る必要があります。
- 企業や団体等による高齢者向けの死後事務や生活支援等に関するサービスは実施されていますが、低所得の高齢者に対するサービスは整備されていません。そのため、低所得の高齢者を含めたすべての高齢者が、必要な死後事務及び生活支援等に関するサービスを受けることができる体制の構築が必要です。
- 高齢者の住まいについて、居住支援協議会等との連携による支援が必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、全世代が人生の最終段階における様々な選択肢を得るとともに、我が事として備えることができる社会を目指す必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンター職員向けの研修や、民間事業者との連携により、必要な情報を提供するとともに、元気なうちから本人や家族が「終活」を我が事として考えられるように、啓発を行います。
- 全ての高齢者が、本人が望む人生の最終段階を迎えられるように、関係機関と協議し、住まい・生活支援・成年後見制度・死後事務委任などの体制整備を目指します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
エンディングサポート（終活支援） [地域包括ケア推進課]	<p>終末期の医療・介護や死後の葬儀・埋葬・財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援を行い、エンディングに関する不安解消に繋がります。</p> <p>終活の啓発を行うために、リーフレットの作成・配布、市民向け講演会を開催します。</p>				
エンディングサポート体制の充実 [地域包括ケア推進課]	<p>市民のニーズ調査や、関係団体との意見交換を行い、低所得の高齢者を含めた全ての高齢者が、必要な死後事務・生活支援等に関するサービスを受けることができる体制を検討します。</p>				
終末期における医療・介護の連携促進【再掲】 [在宅医療・介護連携支援センター]	<p>終末期を迎えた高齢者が自宅で継続して過ごせるよう、専門職を対象に終末期ケアの研修を実施するほか、相談支援を行い、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。</p> <p>終末期における意識を高めるため、市民向け講演会などを開催します。</p>				
	シンポジウム参加者数	人	150	200	300

(5) 安心して暮らせるための地域等による支援

【現状】

- 高齢者が地域とのつながりを保ち、自分らしく安心して暮らし続けられるように、地域住民等の団体や社会福祉協議会地区部会等の活動を支援し、地域での見守り活動や支え合い活動などに助成を行うとともに、サロン活動などの地域交流の場の活性化に取り組んでいますが、令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域住民の有志による地域づくりへの参加者として参加したいかとの問いについては、「是非参加したい」「参加してもよい」の合計が50.7%となっています（問5（2）の結果）。
- 一人暮らし高齢者等の見守り支援として、緊急通報システムなどによる安否確認、宅配業者や日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者などの協力による高齢者宅などの異変を発見した場合の区への通報事業により、地域における孤独死の防止に努めています。
- 社会福祉協議会の実施するボランティア活動の相談受付やコーディネート、高齢者等の日常生活に支障が生じている方への日常生活自立支援事業、コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援などの事業に対して支援を行い、地域福祉活動の担い手の拡大、日常生活に課題を抱える方などへの支援体制の構築を図っています。
- 生活支援コーディネーターを配置し、自治会・民生委員・社協等と連携し、生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備しています。

【課題】

- 一人暮らし高齢者や要介護状態の高齢者などが増加する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民による見守りや支え合い活動など地域における支援の仕組みづくりと活動の促進、地域交流の場の活性化、地域福祉活動の担い手の拡大など地域住民が主体となった活動が重要となります。
- 地域に日常的に関わりのある事業者等の多様な主体との連携・協力をさらに進めていくことが求められます。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を問わない包括的な支援体制の在り方等について、検討を進める必要があります。

【今後の取組方針】

- 今後さらに高齢化が進展することから、支援が必要な高齢者が自分らしく安心して地域で暮らし続けられるように、地域住民による支え合いの地域づくりを促進します。
- 社会福祉協議会を通じて、社会福祉協議会地区部会等の活動を支援し、地域における見守り活動や支え合い（生活支援）活動の拡充、地域交流の場の活性化を図るとともに、企業、大学、社会福祉法人、NPOなど多様な主体との連携を促進します。
- 複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対して、コミュニティソーシャルワーカー、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターとの連携により、適切に支援を実施する体制の強化を図ります。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
コミュニティソーシャルワーク機能の強化【拡充】 [地域福祉課]	複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援をより一層推進するため、社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーを1名から2名に増員し、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ります。				
地域支え合い型訪問支援・通所支援 [高齢福祉課]	買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を行います。				
	登録団体数	団体	訪5、通10	訪6、通12	訪7、通14
高齢者等ごみ出し支援 [高齢福祉課]	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行います。				
	登録団体数	団体	51	56	61
家族介護者支援 [高齢福祉課]	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。				
	延べ研修参加者数	人	50	55	60
	訪問レッスン実施件数	件	55	60	65
高齢者見守りネットワークの構築 [高齢福祉課]	地域における見守り活動を実施するための活動拠点整備に係る初期費用を助成することにより、地域見守り活動の促進を図ります。				
	初期費用交付活動団体数	団体	2	2	2
緊急通報システムの活用 [高齢福祉課]	一人暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。				
孤独死防止通報制度 [地域福祉課]	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。				
	新規協定締結件数	件	1	1	1
高齢者の移動支援 [高齢福祉課]	交通部局や社会福祉協議会等と連携し、高齢者の日常の買い物や通院などの支援に関する施策を推進します。				
高齢者等を対象者としたペットによる生きがいづくり [高齢福祉課]	高齢者が生きがいを持ち、安心してペットと生活できる環境をつくるため、一時飼育ボランティアへの高齢者の参加促進や、高齢者が将来ペットを飼育できなくなった場合に備えた支援をモデル的に実施します。				

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域運営委員会の設置促進 [市民自治推進課]	将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位の地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設置を促進します。				
社会福祉協議会地区部会活動の支援 (千葉県社会福祉協議会補助金(地域ぐるみ福祉ネットワーク事業)) [地域福祉課]	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。				
ボランティア活動の促進 (千葉県社会福祉協議会補助金(地域ぐるみ福祉ネットワーク事業)) [地域福祉課]	ボランティア活動を促進させるために、千葉県ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を、市ホームページなどで紹介するとともにボランティアコーディネート等に必要の支援を実施します。				
	新規ボランティア登録者数	人	160	180	200
生活支援体制の充実 【拡充】【再掲】 [地域包括ケア推進課]	第2層(日常生活圏域を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				
	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域	6区28圏域

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業

～あなたのまちにも、あなたの支援を待っている人がいます！～

高齢化の進展により、介護サービスを利用する方は年々増加すると見込んでおり、サービス提供のための人材を確保する必要があります。そのため、専門職によるサービスを必要としない利用者の受け皿として、NPO法人や地域団体等の多様な主体によるサービスは非常に重要なものになっています。

支えられる側はもちろんのこと、支える側の高齢者の介護予防にも繋がり、見守り活動やごみ出し支援等の地域の支え合い活動が活発になるなど、住民主体サービスの広がりや超高齢社会に適応した地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものです。

令和2年11月末現在、千葉市では訪問支援4団体・通所支援8団体が登録しています。

買い物や掃除などの生活支援のほか、集会所や公園などの通いの場での体操・趣味活動など、工夫を凝らした多種多様な活動が活発に行われています。

活動内容についての詳細は、高齢福祉課にお気軽にお問合せください。



(6) 災害・感染症対策

【現状】

- 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では近所の協力により多くの方が救出されたことから、地域での助け合い（共助（互助））は、要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者の犠牲を抑えるためにいかに重要であるか改めて認識され、本市においても自主防災組織の結成・育成等を進めるとともに、平成23年3月の東日本大震災をきっかけに、真に支援が必要な人を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し活用しています。
- 近年の台風等豪雨災害により、地域の高齢者の安否確認や生活支援等には、公助だけでは困難であり、これまで言われてきた自助・互助の重要性がより認識されました。
- 地域への避難行動要支援者名簿情報の提供や防災リーダー研修会の実施、高齢者施設との拠点福祉避難所の協定締結等による協力体制の構築を進め、在宅の要配慮者支援等に取り組んでいます。
- 市民への災害情報の伝達手段としてちばし安全・安心メール、災害緊急速報メールを配信するほか、新たに令和元年12月より携帯電話を使用していない高齢者などを対象とした電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスを開始しました。
- 台風等豪雨災害を踏まえ、あんしんケアセンターに発電機を配置しました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止については、重度化しやすい高齢者が利用する高齢福祉・介護保険サービスにおける取組みを特に重視し、支援等を行っています。
- コロナ禍においては、生活支援サービスの稼働状況調査を行い、ホームページに特設サイトを作り、利用可能なサービスを市民に配信しました。

【課題】

- 自助・共助（互助）による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。
- 令和元年房総半島台風等の経験から、災害時の長期停電等に伴う要配慮者（高齢者施設、在宅高齢者等）への支援及び安否確認の際の避難行動要支援者名簿のより効果的な活用等について体制を構築する必要があります。
- 感染症を踏まえた拠点福祉避難所の開設運営における福祉関係者等の協力及び介護事業所等の継続的なサービス提供体制の構築が必要となります。
- 高齢者施設等における感染防止のため、利用者・従事者の健康観察やこの結果に基づく従事制限、従事時の手洗いその他の感染防止策の徹底など、引き続き、地道な取組みを継続する必要があります。
- 介護サービスは、利用者の生活に直結するものであるため、濃厚接触者となったこと等を理由としてサービスが途絶えることがないように、施設・事業所のサービス継続を支援する必要があります。

【今後の取組方針】

- さらなる高齢化により、地域活動の担い手が減少する中、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる千葉市の確率は、85%とされており、自助・共助（互助）による災害対策は必須となることから、住民主体の地域防災体制の強化に取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿の充実を図り、地域による避難行動要支援者の支援体制の強化に取り組みます。
- 災害・感染症発生時における要配慮者支援において重要な福祉関係者及び高齢者施設等との連携協力をさらに推進するとともに、事業運営の継続に対する支援を行います。
- 感染症対策として、介護サービス従事者の手洗いや施設内の消毒のほか、従事者・利用者などの健康状態チェックなど、ウイルスを持ち込ませない取組みを継続して行うよう助言・指導を行うとともに、感染者が発生した施設・事業所における感染拡大防止策への支援のほか、濃厚接触者となった利用者に対する介護サービスを継続して提供する施設・事業所に対して必要な支援を行います。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
災害時要配慮者個別支援計画作成促進【新規】 [防災対策課]	災害時における要配慮者の支援体制構築を促進するため、ケアマネジャーと連携した要配慮者の災害時個別支援計画作成事業をモデル的に実施します。				
避難行動要支援者の支援体制の強化 [防災対策課]	災害時に、高齢者・要介護認定者・重度の障害者・難病患者等要支援者の安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会や自主防災組織等での活用を促進することにより、地域における避難支援等の体制構築を推進します。また、名簿にハザードマップ情報（土砂災害警戒区域等の該当有無）を追加することにより、支援体制の強化を図ります。				
	名簿提供率	%	35.5	37.0	38.5
福祉関係者・高齢者施設等との連携協力による拠点福祉避難所の開設運営 [高齢福祉課]	災害時に、ケアマネジャー等の福祉関係者及び高齢者施設の協力により、拠点福祉避難所を開設し、在宅または一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、連携して支援に取り組みます。 平常時から備蓄物資を配備し、防災訓練を実施するとともに、災害時には防災部局と連携して必要物資を輸送します。				
高齢・介護施設等への非常用自家発電設備の整備 [介護保険事業課]	高齢・介護施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなるため、各施設等が行う非常用自家発電設備等の整備を支援します。				

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
自主防災組織の結成育成 [防災対策課]	地域住民の助け合い（共助（互助））による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めます。				
	自主防災組織の新規結成数	組織	16	16	16
避難所運営委員会の設立育成 [防災対策課]	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体（共助（互助））となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。				
	活動支援団体数	団体	167	176	185
防災知識の普及啓発 [防災対策課]	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。				
	防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数	人	160	160	160
災害等緊急情報の配信 [防災対策課]	気象庁が発表する警報・注意報等や、市の避難所開設情報等について携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施するとともに、高齢者等の電子メールを受信できる機器を所有していない方には、各家庭の固定電話またはFAXに災害情報を配信します。				
	電話・FAX配信サービス登録者数	人	500	600	700
介護サービス事業所に対する感染防止のための支援 [介護保険事業課]	感染症発生に備えて平常時から、マスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染症発生時には、感染防止のために必要となる情報やマスク、ガウン等の衛生用品の提供等を行うほか、介護サービス利用者または事業所従事者が濃厚接触者となった事業所への支援を行います。				

支えあいカード ～安心の支えあい、助けあい～

災害時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難するには困難を伴うため特に支援を要する人（避難行動要支援者）への支援策のひとつとして、「支えあいカード」があります。

町内自治会等の支援者と避難行動要支援者が、平常時から話し合い、避難時に配慮しなければならない事項や緊急時の連絡先、避難所等の情報、支援にあたる方の情報など、支援に必要な情報を共有するためのカードを作成します。

災害時には、支えあいカードの情報を基に安否確認・避難支援等を行い、避難所等への避難に同行した際には、職員等への引継ぎに活用します。



なお、既往症、かかりつけ医、緊急連絡先などを記載したカードを冷蔵庫に貼ったり携帯することも、急病の場合の救急隊への必要情報の伝達手段等として有効であり、安心の備えになります。

基本方針3

だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して（認知症施策推進計画）

認知症施策推進計画の策定にあたって

本市において、令和2（2020）年で認知症の人は23,586人となり、65歳以上高齢者の約11人に1人が認知症の人となっており、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には認知症の人は29,843人となります。さらに団塊の世代の子供が65歳以上となる令和22（2040）年には認知症の人は36,620人となり、65歳以上の約9人に1人が認知症と見込まれています。

このように、認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中で、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を構築する必要があります。

本市では、認知症の人や家族が希望を持って暮らし続けられるように、認知症への社会の理解を深め、認知症の人でも社会の一員として活躍ができる地域共生社会を目指すとともに、認知症が進行しても、認知症の人が意思決定支援を適切に受けられ、その意向が十分に尊重された保健・医療・福祉サービスが切れ目なく受けられる体制を整備します。また、認知症の人の家族が必要な支援を受けることにより、介護者の負担軽減を図ります。

認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、国において「認知症基本法案」が審議されています。認知症基本法案では市の実情に即した「認知症施策推進計画」の策定に努めることとされており、本市における認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症施策推進計画を千葉県高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）と一体的に策定し推進します。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す
（認知症施策推進大綱）

そのために

○「共生」と「予防」を車の両輪として

「認知症になるのを遅らせる」「なっても進行を緩やかにする」という意味で予防は、ともに元気に生きていくための手段。目指すべきは、地域共生です。

「共生」には2つの意味があります。

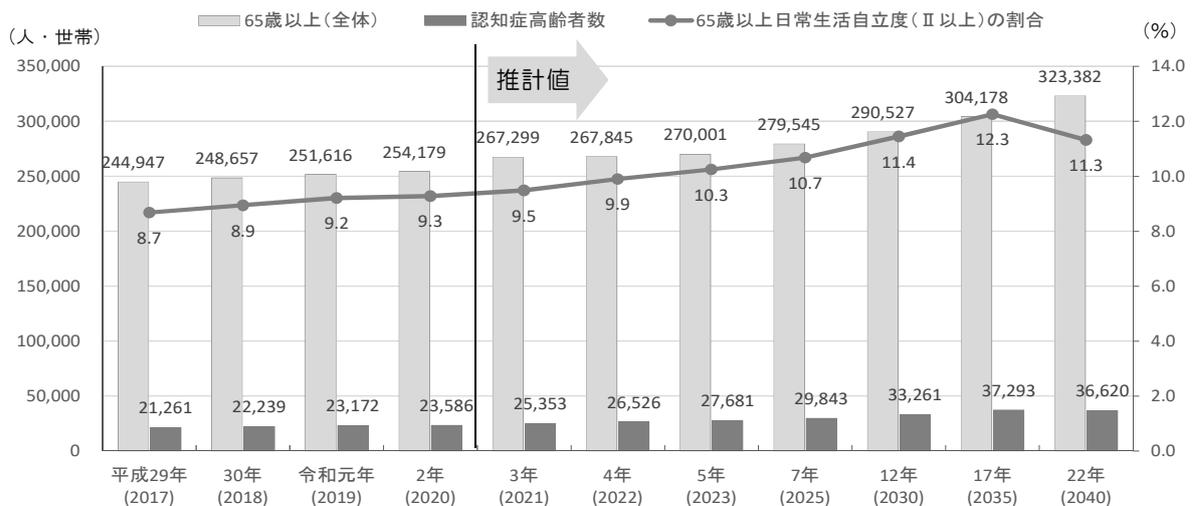
- ① 認知症になっても、希望を持って認知症とともに生きる（一人ひとり）
- ② 認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きる（地域全体で）

認知症高齢者の現状と将来予測

○令和元（2019）年には、認知症の有病率が高くなる75歳以上の後期高齢者が、65歳から74歳までの前期高齢者を上回りました。

このように、高齢化の進展に伴い、本市における認知症高齢者は令和2（2020）年の約2万4千人から、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には約3万人になると予測しています。また、団塊の世代の子供が65歳を迎える令和22（2040）年には認知症高齢者が約3万7千人に増加すると見込まれます。

認知症高齢者数の推移（再掲）



注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

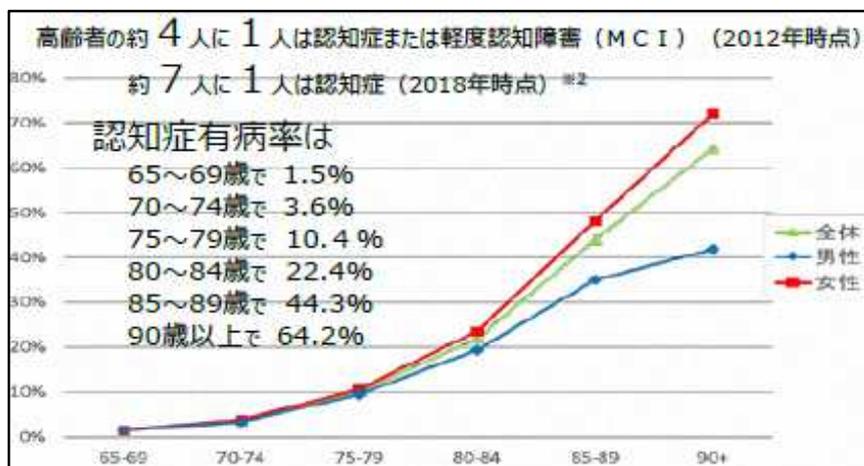
注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。

注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗する方法で推計した。

注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

年齢階級別の認知症有病率



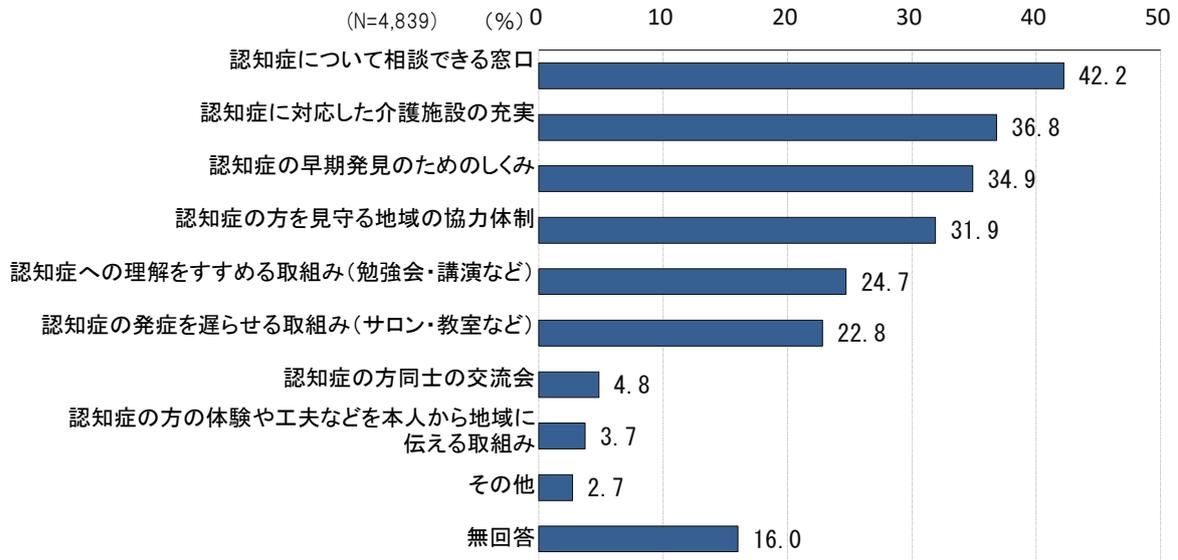
※厚生労働省資料

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」
 悉皆調査を行った福岡県久山町石川健中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果
 （解析対象 5,073人） 研究代表者二宮利治（九州大学大学院）

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

○認知症の人が住み慣れた地域で生活するために必要な取組みは、どれだと考えますか
(3つまで選択)

認知症の人が住み慣れた地域で生活するために必要な取組みについて、「認知症について相談できる窓口」が42.2%と最も高く、次いで「認知症に対応した介護施設の充実」が36.8%、「認知症の早期発見のためのしくみ」が34.9%となっています。

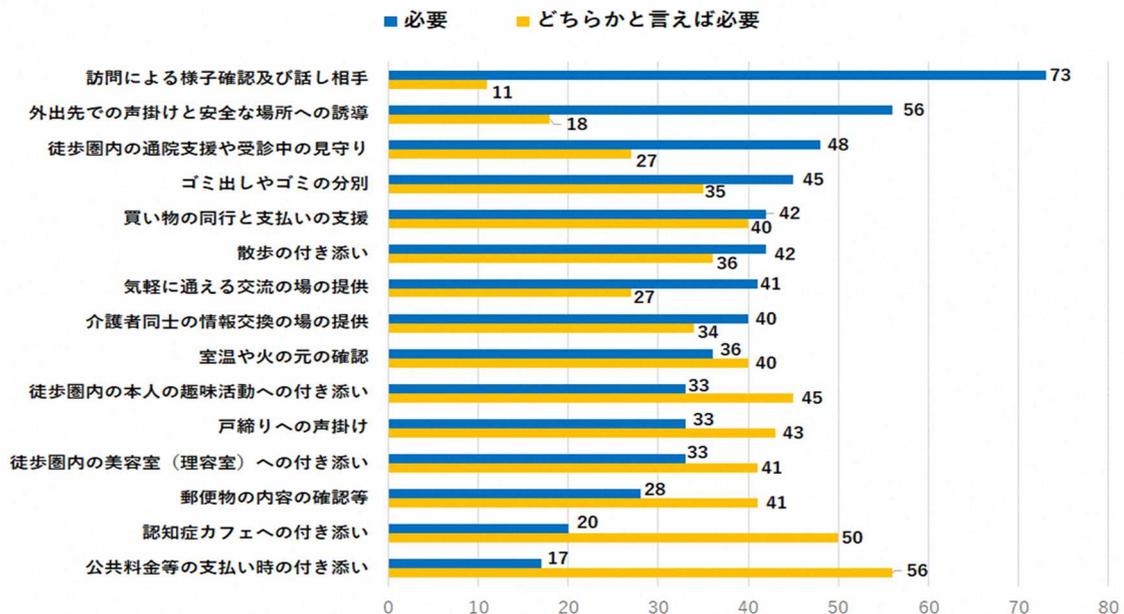


【認知症地域支援推進員による認知症本人・家族へのニーズ調査】

○認知症の人に必要な支援

実施期間	令和2年8月～9月
調査方法	個別の聞き取り調査
回答数	90名(内訳：認知症本人63名 家族37名)

認知症の人が必要と思う支援



(1) 認知症への理解の促進

【現状】

- 認知症に関する正しい知識を広めるため「認知症サポーター養成講座」や「市政出前講座」を積極的に開催しています。
- 市医師会、認知症の人と家族の会千葉県支部及び協定締結企業などとの協働により、市民向け公開講座やショッピングモールでのイベントを開催しています。
- ショッピングモールでのイベントにおいて、認知症の人による講演を行い、認知症への理解の促進を図っています。

【課題】

- 地域共生社会を目指す中で、認知症への社会の理解をより一層深める必要があるとともに、今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が継続して増加することが見込まれるため、認知症高齢者自身が地域で希望を持って暮らし続けられるようにすることが重要になっていきます。
- あんしんケアセンターや認知症疾患医療センター等の認知症の相談窓口の周知を強化する必要があります。
- 若年性認知症への社会の理解を深める必要があります。

【今後の取組方針】

- 認知症の人を地域で見守り支える社会の構築に向け、引き続き認知症サポーターの養成を推進するとともに、小売店や金融機関等の高齢者の生活に関わる機会が多い企業や子ども、学生に向けた認知症サポーター養成講座を推進します。
- 認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿を積極的に発信します。
- 引き続き、イベント等を通して認知症への理解を促進します。
- 早期診断、早期対応の重要性を含め、あんしんケアセンター、認知症疾患医療センターの周知を強化します。
- さらなる高齢化の進展に伴い必要となる地域共生社会の実現に向けた認知症への理解を促進します。
- 若年性認知症への社会の理解を広め、支援体制の整備を推進します。

《主な取組事業》

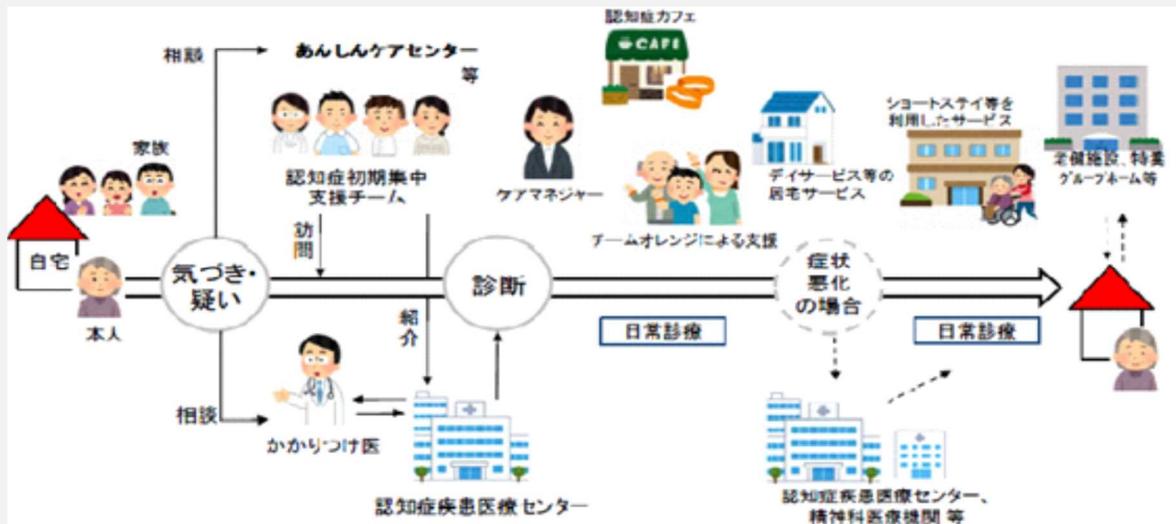
事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症本人の発信支援【新規】 [地域包括ケア推進課]	認知症への理解を広めるため、認知症の人本人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を推進します。				
	認知症本人による講演会	回	2	4	6
認知症サポーターキャラバンの活動推進 [地域包括ケア推進課]	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。				
	認知症サポーター延べ養成者数	人	85,000	93,000	101,000
認知症への理解の促進に向けた普及啓発 [地域包括ケア推進課]	世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを実施します。				
認知症の相談窓口の周知 [地域包括ケア推進課]	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であるあんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報をケアパス、ホームページにより引き続き周知します。				
若年性認知症への理解の促進 [地域包括ケア推進課]	若年性認知症の人が誤解や偏見を受けることなく、社会生活が送れるように若年性認知症への社会の理解を広めます。また、若年性認知症の人が発症初期の段階から必要な支援が受けられるよう、企業等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。				
認知症ケアに関する医療従事者向けの研修【再掲】 [在宅医療・介護連携支援センター]	早期診断・治療が図られるように、認知症サポート医を養成し、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施します。				

コラム

認知症ケアパス ～もしもの今後を見通す参考として、手に取って見てください～

「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したものです。
認知症かもと思ったときや認知症の診断を受けたときに、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものです。
認知症は病気の進行によって、症状が変化します。
どの時期にどのような支援が必要になるのか、大まかな目安が一覧で見られるようになっていきますので、今後を見通す参考としてください。
認知症ケアパスは、あんしんケアセンターや保健福祉センターで配布しています。

認知症ケアパスのイメージ図



「認知症ケアパス」は、市ホームページでご覧いただけます

千葉市 認知症ケアパス

検索

コラム

若年性認知症 ～高齢者だけの病気ではありません。早期発見・早期対応が大切です～

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされています。

若年性認知症の人は働き盛りの年代に発症するため、病気や障害に対する不安の他に、就労、経済、子どもの養育など様々な生活課題に直面することがあります。

そのため、若年性認知症に関する相談窓口の整備や早期発見の取組み、若年性特有の生活課題に対する支援、家族・介護者に対するケア等の支援体制を整備する必要があります。

若年性認知症の症状や能力に応じて、そのときにできる仕事ややりたいことを見つけるなど、本人・家族の希望に寄り添って周りがサポートしながら、少し先を見据えて、切れ目のない支援を行うことが大切です。

(2) 認知症予防に向けた活動の推進

【現状】

- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、あんしんケアセンター等による講演会、講座、イベント等を開催しています。
- 生活支援コーディネーターが、運動不足の改善や社会参加に繋がる、体操教室や認知症カフェ等の地域の通いの場の調査・情報発信や創出支援を行っています。

【課題】

- 高齢者が身近に通える場を拡充するため、担い手を養成する必要があります。
- 多くの高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、自主的かつ継続して介護予防に取り組んでいただけるよう、継続して啓発を行う必要があります。
- 一人で地域の通いの場に通えない高齢者に対する支援体制を整備する必要があります。
- 通いの場等において、医療福祉の専門職が連携し、認知症の早期発見、早期対応、重度化予防に繋げる体制を構築する必要があります。

【今後の取組方針】

- 継続して介護予防の啓発を推進します。
- 通いの場等の周知を強化し、参加率の向上を図ります。
- 生活支援コーディネーター等と連携し、高齢者が身近に通える場の拡充を図るとともに、担い手を養成します。
- さらに高齢化が進展することから、通いの場等において、医療福祉専門職が連携し、認知症の早期発見、早期対応、重度化予防に繋げる体制の構築を検討します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症の早期発見の重要性を含む認知症予防についての理解促進 [地域包括ケア推進課]	認知症の早期発見の重要性をホームページやパンフレットにより周知するとともに、市医師会が作成した認知症の簡易検査を行うチェックリストを市ホームページで実施いただくことで、認知症の早期発見・対応に繋がります。				
	認知症初期スクリーニング簡易検査実施者数	人	6,000	8,000	10,000
認知症地域支援推進員等の活動の推進（通いの場の創出推進等） [地域包括ケア推進課]	運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症地域支援推進員を中心に、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、通いの場において、認知症の早期発見、早期対応、重度化防止に向けた医療福祉専門職の連携に努めます。				
	認知症カフェ数	か所	37	43	49

(3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上

【現状】

- 認知症に係る相談窓口やその人の状況に応じてどのような医療・介護サービスを受けることができるのかなどの情報をまとめた「認知症ケアパス」を作成・配布しています。
- 認知症の人や家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に立ち寄ることができる集いの場である「認知症カフェ」の設置を促進しています。
- 認知症の初期支援を集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を全区に整備し、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター等との連携により、早期発見・早期対応に向けた支援を行っています。
- 医療従事者の認知症対応力を強化するため、かかりつけ医・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員向け研修を実施しています。
- 介護従事者の認知症に対応した介護サービスの適切な提供に向けて、認知症ケア等の基本的な知識や技術の習得のための、認知症介護実践研修、認知症対応型サービス事業管理者研修を実施しています。

【課題】

- 認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症疾患医療センターと地域のかかりつけ医や認知症サポート医との連携を強化する必要があります。
- 診断後の認知症の人やその家族への精神的な支援に向け、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、初期集中支援チーム、あんしんケアセンター等、医療と福祉の連携強化が必要です。
- 認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、その時の状態に応じた適切な支援が受けられるように、医療と福祉の連携を体系化する必要があります。
- 認知症の人や家族が、地域の身近な認知症カフェに通うことができるように、継続して認知症カフェの設置を促進する必要があります。

【今後の取組方針】

- 医療機関との連携による認知症の早期診断、早期対応の体制を整備します。
- 認知症疾患医療センターと地域のかかりつけ医や認知症サポート医との連携強化を図ります。
- 認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、その時の状態に応じた適切な支援が受けられるように、関係者間の連携の体系化について検討します。
- 介護者の負担軽減に向け、認知症の人やその家族が地域の人や専門家等と情報を共有し、お互いを理解し合う場の設置を促進します。
- 認知症の人が意思決定支援を適切に受けられ、その意向を十分に尊重し、尊厳を保持しつつ切れ目なく保健・医療・福祉サービスが受けられる体制を整備します。
- 認知症の人や家族が地域の身近な場所の認知症カフェに通うことができるように、引き続き認知症カフェの設置を促進します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症初期集中支援チームの活用と連携 [地域包括ケア推進課]	認知症初期集中支援チームの効果的な活動及び対応力向上に向け、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター、地域の医療福祉関係機関との連携を強化するとともに、チーム同士の情報交換を行います。				
認知症カフェの設置促進 [地域包括ケア推進課]	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進します。				
	認知症カフェ数	か所	37	43	49
医療機関と連携した早期発見・早期対応の体制整備 [地域包括ケア推進課]	医療機関との連携により、認知症の早期発見・早期対応の体制を整備します。				
認知症疾患医療センターを中心とした関係機関の連携による早期支援の推進 [地域包括ケア推進課]	認知症の人に対する相談・診断等の効果的な対応に向け、認知症疾患医療センターを中心とした、かかりつけ医やあんしんケアセンター等の関係機関との連携により、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを推進し、認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー等、医療・ケア体制の整備を行います。				
	認知症疾患医療連携協議会開催数	回	2	2	2
認知症ケアに関する医療従事者向けの研修 [在宅医療・介護連携支援センター]	早期診断・治療が図られるよう認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施し、研修参加者が増加するよう努めます。				
認知症サポート医の養成 [在宅医療・介護連携支援センター]	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言などを行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。				
	養成者延べ人数	人	76	84	92
かかりつけ医の認知症対応力向上研修 [在宅医療・介護連携支援センター]	地域のかかりつけ医が早期に認知症を発見し、専門医に繋ぐことができるよう認知症診断の知識・技術などの習得を目的とした研修を実施します。				
	修了者数	人	246	256	266

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症介護実践者等の養成 [地域包括ケア推進課]	認知症高齢者の介護に関する研修を認知症介護指導者と連携して実施することにより、介護職員の資質向上を図るとともに認知症介護の指導者養成を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。				
	研修受講者人数	人	300	300	300
認知症高齢者家族介護研修 [地域包括ケア推進課]	認知症の人の介護者などを対象に研修を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。				
	介護者講習会・交流会参加者延べ人数	人	300	300	300
ちば認知症相談コールセンター [地域包括ケア推進課]	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営します。				

(4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援

【現状】

- 保健、医療、福祉及び関係機関による千葉市高齢者SOSネットワークを構築し、高齢者が行方不明になった際の早期発見と安全を確保する体制を整備しています。
- 専用のラベル・シールとどこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）を用いて行方不明となった高齢者を早期に発見するシステムの導入や、地域関係者による「高齢者見守り声掛け訓練」等、地域全体で高齢者を見守る体制を整備しています。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築に向け、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座を開催しています。
- 若年性認知症への支援として、認知症疾患医療センターや千葉大学医学部附属病院に配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携しながら支援を行っています。

【課題】

- どこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）を広く周知し、地域における見守り体制を強化する必要があります。
- 認知症サポーターが地域で活躍できるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを構築する必要があります。
- 若年性認知症の人の活躍や社会参加を推進するため、企業への啓発や地域での居場所づくりとともに、家族支援の仕組みを整備する必要があります。

【今後の取組方針】

- どこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）の普及を図り、地域における高齢者の見守り体制を強化します。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を構築します。
- 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるように、企業やハローワーク等と連携し、若年性認知症の啓発、就労支援、居場所づくり、寄り添える人材の育成を推進するとともに、家族支援の仕組みを構築します。
- 企業を含めた地域全体における認知症の人と共生する社会の構築を目指します。

《主な取組事業》

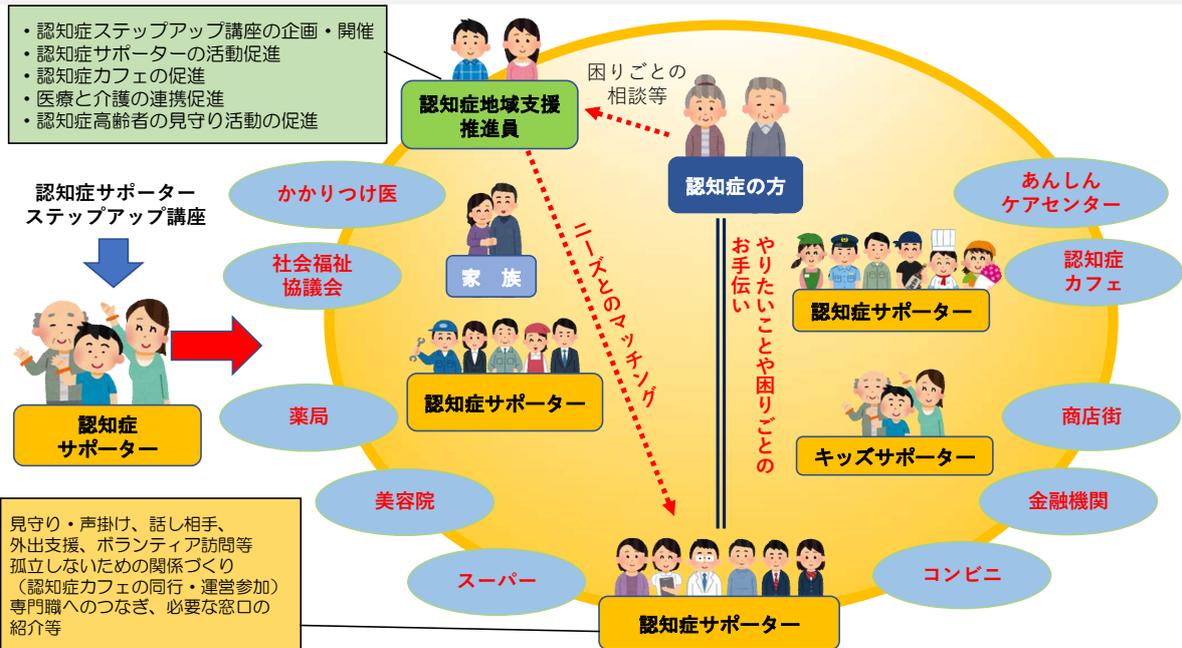
事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症の人同士の交流の推進 【新規】 [地域包括ケア推進課]	認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動等に参画する取組みを推進します。				
	認知症本人ミーティング参加者数	人	10	15	20
認知症サポーターの活動促進 [地域包括ケア推進課]	認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支えるボランティア活動を行うサポーターを養成します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み（チームオレンジ）を構築します。				
	チームオレンジ数	チーム	1	3	6
認知症の人を地域で見守る体制の充実 [地域包括ケア推進課]	認知症の人が行方不明になった際の早期発見・保護ができるように、市内警察署や関係機関によるSOSネットワークの取組みを推進するとともに、どこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）の活用や、地域関係者と認知症地域支援推進員が連携した「高齢者見守り声掛け訓練」を実施し、地域の見守り体制の整備を推進します。				
	高齢者保護情報共有サービス新規利用者数	人	100	125	150
若年性認知症の人や家族への支援体制の整備 [地域包括ケア推進課]	企業に対する若年性認知症の啓発、企業やハローワーク等と連携した就労支援の取組みを推進します。 認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関やあんしんケアセンター、認知症地域支援推進員等が連携し、若年性認知症の相談支援体制を整備します。 若年性認知症の人や家族が集える機会の充実を図るとともに、寄り添い支える人材の育成、家族支援の仕組みづくりに努めます。				

チームオレンジ

～認知症の人を含む高齢者が希望を持って暮らせる地域づくり～

チームオレンジとは、認知症の人が地域で生きがいを持って暮らせるように、認知症の人やその家族の困りごとなどに対して、認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みです。

千葉市では認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる社会を、みんなで作っていくことを目指しています。



どこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）

～このシールに気付いてください。あなたの支援が必要な方です～

対象となる方の衣服や所持品等に貼付されたラベル・シールのQRコードを読み取ると、保護の情報が家族などにメールで送られるサービスです。

インターネット上のどこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）で個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等を共有できます。

市内在住の在宅高齢者の方で、認知症により外出時の見守りが必要な方が対象となります。



これがQRコードです。
読み取ると説明の動画
を見ることができます。

(5) 権利擁護体制の充実

【現状】

- 地域における権利擁護支援の中核機関である成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立て手続き支援のほか、市民後見人の養成・育成・活動支援や判断能力が十分でない方に対する支援（介護・福祉サービスの利用手続き援助、日常的な金銭管理など）を行っています。
- 権利擁護支援を必要とする人を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋ぐために、司法、医療・福祉、地域の関係機関等による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。
- 認知症などで判断能力が十分でない人の消費者被害を防止する為、あんしんケアセンターと消費生活センターが連携し、消費者被害防止の普及啓発や相談対応を行っています。
- 高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図るため居室確保、マニュアルの整備等に取り組んでいます。
- 高齢者虐待防止連絡会を開催し、あんしんケアセンター、民生委員、在宅サービス事業者、弁護士、警察などの連携の強化を図っています。
- 高齢者虐待を防止するため「ちば認知症相談コールセンター」による介護者支援や、あんしんケアセンターを中心とした相談体制の充実に努めています。

【課題】

- 高齢化の進展による認知症高齢者の増加により、権利擁護支援が必要な方も増加することが見込まれるため、中核機関である成年後見支援センターを段階的に機能強化するとともに、権利擁護の相談窓口であるあんしんケアセンターとの連携強化を図る必要があります。
- 権利擁護支援の必要な方を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋がられるよう、地域連携ネットワークを構築する必要があります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見に向け、市民の知識や理解を深める必要があります。
- 地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関の連携を強化する必要があります。

【今後の取組方針】

- 認知症などで、判断能力が十分でない状態になっても尊厳ある暮らしが継続できるよう、成年後見支援センターの段階的な機能強化を図るとともに、権利擁護の相談窓口であるあんしんケアセンターとの連携を強化して、成年後見の利用促進を図ります。
- 権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援に繋がられるよう、司法、医療・福祉、地域の関係機関等との地域連携ネットワークを構築するため、情報や課題の共有と、成年後見制度の効果的な活用等に向けた協議を行います。
- 成年後見制度の利用が困難な高齢者を適切に保護するため、申立者への支援や市長による申立て、成年後見人への報酬の助成を行います。
- 後見人等と関係者が連携し、本人の状況を継続的に把握するとともに、適切に対応できるよう、支援します。
- 高齢者虐待に関する市民の知識や理解を深めるとともに、高齢者虐待対応窓口の周知徹底を図ります。
- 緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察などと連携し対応するほか、被虐待者を保護する施設の居室を確保します。
- 介護施設等における高齢者虐待を防止するため、研修により施設職員の資質向上を図るとともに、施設等に対し、身体拘束の排除及び虐待防止に関する指導・監督を強化します。
- 権利擁護に関する相談を担当する職員の対応力向上を図り、相談支援体制の強化を図ります。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
成年後見制度の利用促進 [地域包括ケア推進課]	<p>中核機関である成年後見支援センターを中心として、制度の普及・啓発、弁護士等による専門相談、申立てに関わる支援を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携による、権利擁護支援を行います。</p> <p>権利擁護支援の必要な人を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋ぐために、司法の専門職、医療・福祉、警察、行政、自治会や民生委員等の地域住民、小売店や金融機関等の高齢者の生活に関わる企業等、関係機関（者）との地域連携ネットワーク構築を推進します。</p> <p>認知症等により、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見等開始の申立て手続きをする親族がないなど、制度利用が困難な高齢者を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人への報酬の助成を行います。</p> <p>親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、本人の状況を継続的に把握し適切に対応できるよう、後見人、本人に身近な親族、福祉・医療、地域関係者の連携を促進します。</p>				
	地域連携ネットワーク協議会開催回数	回	4	4	4
高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応 [地域包括ケア推進課]	<p>市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。</p> <p>個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。</p> <p>介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。</p>				
	高齢者虐待防止連絡会開催回数	回	1	1	1

《主な取組事業》

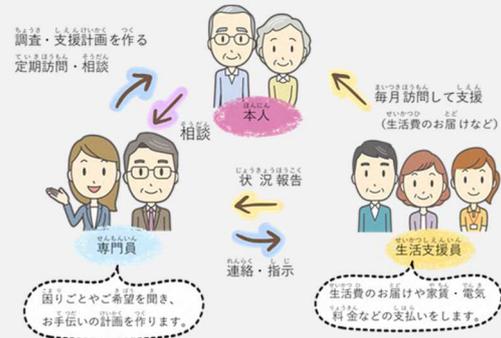
事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
消費者被害の防止と対応 [地域包括ケア推進課]	<p>高齢者や認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、あんしんケアセンター、消費生活センターが連携して、消費者被害防止の啓発を行います。</p> <p>高齢者等の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター、高齢福祉関係機関等との連携による相談支援体制を整備します。</p>				
日常生活自立支援等（千葉市社会福祉協議会補助金（日常生活自立支援事業・法人後見事業）） [地域福祉課]	<p>判断能力が不十分であるために適切なサービスの利用が困難な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。</p> <p>また、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、市民との協働により日常生活に支障が生じている方をサポートする法人後見事業を支援します。</p>				
	日常生活自立支援事業契約者数	人	298	346	394

日常生活自立支援事業と成年後見制度 ～お気軽にご相談ください～

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な高齢者等、日常生活に不安を抱える方々が、福祉サービスの利用等を安心して決めることができるようにするため、相談・助言・情報提供により各種の手続きが行えるよう支援する事業です。

支援内容や頻度は専門員が本人と相談して決定します。

社会福祉協議会にご相談ください。



【支援内容】

「福祉サービスを利用したいけど手続きがわからない」、「公共料金などの支払いが一人ではわからない」、「大事な書類を自分で持っているのが不安だ」といった困りごとがある場合に支援を行います。

1 福祉サービス利用援助 ← 基本サービス

福祉サービスを安心して利用するために

- 福祉サービスについての情報をわかりやすく伝えます。始めるとき、やめるときに必要な手続きをお手伝いします。
- 選んだサービスに不満を感じた時など、「苦情解決制度」を使うためのお手伝いをします。

2 日常的金銭管理サービス ← 追加サービス

毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れ

- 口座から必要なお金を払い戻してお渡しします。
- 家賃や公共料金など払い忘れがないように支払うお手伝いをします。
- ご希望によりお金のやりくりの助言をします。

3 書類等預かりサービス ← 追加サービス

通帳や権利書などの大切な書類や印鑑などを銀行の貸金庫でお預かりします。

※現金、商品券、貴重品、株券、自宅の鍵などは預かることができません。

さらに、認知症等により判断能力が十分でない方を、安心して生活できるように保護し、支援する制度が成年後見制度です。

法的に権限を与えられた後見人等が、本人に代わって財産管理や介護サービスの利用契約等を行う身上保護を行います。

あんしんケアセンターにご相談ください。

基本方針4

必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して

(1) 介護保険施設等の計画的な整備

【現状】

令和2年度（2020）年度末までの累計整備予定量	9,054人分（633人分増）
（内訳）特別養護老人ホーム	3,969人分（400人分増）
介護専用型有料老人ホーム※1	1,054人分（213人分増）
認知症高齢者グループホーム	1,879人分（81人分増）
介護老人保健施設	1,992人分（221人分減）
介護医療院	160人分（160人分増）

※1 第7期中に選定され、第8期中に整備が完了する分も含む

○特別養護老人ホームは計画的に整備していますが、令和2（2020）年10月現在で、待機者数は、2,022人となっており、平成30（2018）年1月の待機者数1,680人と比べて増加しています。

○介護専用型有料老人ホームの利用状況は、令和2年7月現在開設済の15施設・定員894人に対し、入居率は94.5%となっています。

【課題】

○待機者の解消に向けた取り組み

これまで、7期計画や平成28（2016）年に策定した「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」に基づいて計画的な整備を進めてきましたが、特別養護老人ホームの待機者数は依然として多く解消されておらず、認知症対応型共同生活介護の待機者も徐々に減少しているとはいえ解消には至っていないことから、介護人材の確保に努めながら、その充足状況も勘案して引き続き計画的に整備を行う必要があります。

○利用者のニーズや施設を整備する上での環境の変化に対応した整備手法の検討

近年、公募に対する応募数が減少していることから、応募床数に一定の幅を持たせることや、これまで募集開始から2か年の整備事業として行ってきたものを3か年とするなど、事業者が事業計画を提案しやすい公募条件の見直しを引き続き行っていく必要があります。

○介護医療院及び介護老人保健施設の役割・機能についての検討

平成30（2018）年4月1日より新たに創設された介護医療院の利用者のニーズをふまえて計画的に整備する必要があります。

一方、施設入所から在宅生活への移行に向けて重要な機能を有している介護老人保健施設について、現在の状況をふまえ、今後の在り方について検討を行っていく必要があります。

○介護専用型有料老人ホームの整備方針の見直し

令和元（2019）年12月に入居者の内訳を調査した結果、当市保険者の入居率53.8%、当市外保険者の入居率46.2%と、空床がある一方で、市外からの入居者が多くを占めていることがわかりました。

高齢者人口の増加に伴い、今後ますます重要となる介護資源の有効活用の側面から、同施設サービスの整備方針を見直す必要があります。

○今後も要介護者数は右肩上がりが増えていくことが想定されており、施設サービスの見込み量も令和7（2025）年では伸び率119.4%と予想されています。

更にひとり暮らし高齢者世帯の増加をふまえ、在宅サービスの充実を更に進めるとともに、一定の施設整備は今後も必要となります。

【今後の取組方針】

○待機者解消に向けて、特別養護老人ホームその他施設整備を介護人材の確保に努めながら、その充足状況も勘案して計画的に進めます。

○特別養護老人ホームの整備にあたっては、整備手法の多様化などに取り組みます。

○介護医療院の整備については、在宅復帰のための支援を行う介護老人保健施設に医療的ケアが必要な長期入所者が多く入所していることから、介護医療院への転換など、施設機能が活かせ、利用者ニーズに適合した計画的な施設整備を進めます。

○将来に向けて、介護サービスが安定的に提供できるよう利用者数の増加に備え高齢者施設について計画的に整備を行うとともに、老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を進めます。

また、サービス提供における地域の拠点として、介護サービスのほか、地域を支えるという視点で、地域貢献等の取組みを支援していきます。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 [介護保険事業課]	依然として多数の待機者がいることから、計画的な整備を継続します。 整備法人の公募に当たっては、これを取り巻く社会経済情勢をふまえ、募集期間、募集定員、事業期間などについて柔軟な手法をとることにより、応募しやすい条件を検討していきます。 ※3年度整備量については前年度選定残20床を含む。				
	整備量（募集数）	人	180	240	160
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備 [介護保険事業課]	待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域バランスを考慮して計画的に整備します。				
	整備量（募集数）	人	27	27	27
介護専用型有料老人ホームの整備 [介護保険事業課]	空床がある上に市外からの入居者が多くを占めていることから、公募を行う際には、地域密着型に限定するなど、ニーズの動向をふまえて実施します。				
	整備量（募集数）	人	80	160	80

(2) 在宅支援サービスの提供体制の整備

【現状】

○令和元（2019）年度実施の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、日常生活動作等の低下によって介護が必要になった時「自宅で暮らし続けたい」という回答が62.3%であったように、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズは高く、これを支えるための在宅サービスの充実が求められています。（問7（9）の結果）

【課題】

○地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活者向けサービスは、今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要がありますが、他の事業所との統廃合や休・廃止したりするケースもあることから、社会経済情勢をふまえた対応が必要です。

○今後は、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び中・重度者や認知症の人の増加、少子化を背景とした働きながら要介護者等を在宅で介護する家族の負担が大きくなること等をふまえ、住み慣れた地域で安定した暮らしを続けるためには、在宅支援サービスがそれぞれの地域で提供されるよう地域バランスを考慮した整備がより一層求められます。

【今後の取組方針】

○住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるよう、地域バランスにも配慮し、在宅支援サービスの提供体制を整備します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域密着型サービス事業所の整備 [介護保険事業課]	地域包括ケアシステムを構築する上で重要なサービスの一つとして地域密着型サービス事業所の計画的な整備を行います。				
	①小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む) 全ての日常生活圏域に1か所以上、早期に整備されることを目指します。				
	②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 各区に複数の事業所が早期に整備されることを目指します。				
	①整備量(募集数)	か所	1	1	1
②整備量(募集数)	か所	1	1	1	

(3) その他介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確保支援

【現状】

- 超高齢社会にあって高齢者の住まいについてのニーズも多様化しています。
養護老人ホーム・軽費老人ホームは、介護保険が適用される施設と異なり経営基盤が
ぜい弱であるため、市が運営経費を助成していますが、家庭の事情や経済的理由など
により居宅において生活することが困難な方にとって欠かせない施設です。しかし、
施設の65%（令和2年9月）が建設より20年以上経過しており、老朽化が進んでい
ることから、修繕事業を支援することにより施設の維持を図っています。
- 要介護状態になっても高齢者などが地域で安心して生活が送れるよう、居宅のバリア
フリー化の取組みを推進しています。
- 住宅確保要配慮者である60歳以上の高齢者に対しては、民間賃貸住宅への入居支援
を行うなど、高齢者向け住宅の確保に取り組んでいます。

【課題】

- 養護老人ホーム・軽費老人ホームの修繕事業を平成30年から開始し、これまで3施設
に対して実施してきましたが、他の老朽化施設や今後老朽化が見込まれる他の施設に
対しても建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き計画的に支
援を行う必要があります。
- 平成25（2013）年から30（2018）年にかけて、バリアフリー化率は38.8%から
39.1%とわずか0.3ポイントしか増加していません。（総務省：平成30年住宅・土地
統計調査結果より）
- 築年数が経過した団地では高齢化が顕著である中、集合住宅の構造上の問題として、
エレベーターが設置されていないことによる階段での昇降等、生活上の課題がありま
す。
- 民間賃貸住宅では、高齢であることを理由に高齢者が入居を拒まれたり、継続して住
むことを拒否されることが一部にみられます。

【今後の取組方針】

- 今後さらに高齢化が進展することから、生活困窮や社会的に孤立するなど、多様な課
題を抱える高齢者の増加が予想されるため、身体機能の低下、経済的な事情や家庭環
境上の理由などにより、在宅での生活が困難な高齢者が入所できる養護老人ホームや
軽費老人ホームの機能維持に向けた施設の修繕事業支援を計画的に進めます。
- 地域において、それぞれの生活ニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で必
要な生活支援サービスを利用しながら個人の希望に叶う生活を実現するため、高齢者
の住まい確保に関する情報提供や住宅のバリアフリー化を促進します。
- 外出が困難な高齢者を対象に階段昇降機を活用して支援するNPOや管理組合等の
団体を支援する等、共助や互助等を活用する外出支援を検討します。

○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（通称：住宅セーフティネット法）」により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業等を展開します。

○市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会を通じて、住宅確保要配慮者を支援します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
養護・軽費老人ホーム大規模修繕助成 [介護保険事業課]	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる施設に対して、大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図ります。				
サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営 [住宅政策課] [介護保険事業課]	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう、登録審査や立入検査、定期報告を実施します。				
	立入検査件数	件	15	7	7
高齢者住宅改修費支援サービス [高齢福祉課]	要介護（要支援）認定高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるよう、浴室などの改修に要する費用を助成します。				
	65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合	%	増加（H28年度末3.5%、R7年度末目標値4.0%）		
住宅確保要配慮者への円滑入居支援 [住宅政策課]	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料を助成します。				
	助成件数	件	11	11	11
住宅情報の提供の充実 [住宅政策課]	千葉市住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）において、市民が住宅の取得やリフォーム、賃貸借契約時等に適正な判断を行えるよう、的確な情報を提供するとともに、市内への引越しを検討している高齢者世帯などに対して、より身近な地域の住環境の情報提供を行います。				
	斡旋件数	件	23	26	30
高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供 [住宅整備課] [高齢福祉課]	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備を設置し、生活援助員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供します。				
	提供戸数	戸	30	30	30
居住支援協議会 [住宅政策課] [高齢福祉課] [地域包括ケア推進課]	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。				

基本方針5

適正な介護を提供するために

(1) 適正な介護サービスの提供

【現状】

- 介護サービス事業所に対して定期的な実地指導等を行い、適正な事業運営をするために必要な指導や助言を行っています。
- 集団指導及び事業者等連絡会議を開催し、運営基準の解釈や報酬の算定要件について周知するとともに、実地指導における指摘事例を紹介し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図っています。
- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対してケアプラン点検を行い、利用者の自立支援に資するプランとするために必要な助言を行っています。
- 住宅改修事業者等に対して定期的に点検等を実施しています。

【課題】

- 運営基準についての理解不足により、結果として基準違反した運営を行うことがないよう制度についての周知を徹底する必要があります。
- その上で、違反のあった事業所に対しては、早急に是正を求める必要があります。

【今後の取組方針】

- 集団指導、事業者等連絡会議その他の方法により、事業運営に必要な情報を適宜提供していきます。
- 事業者説明会の開催等については、講義内容を動画配信し、多くの従事者が繰り返し閲覧できるようにすることで、研修での活用など、各事業所内における周知を高めます。
- 引き続き、実地指導やケアプラン点検を行い、適正な事業運営とサービスの質の向上を図っていきます。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護保険給付の適正化（住宅改修実地調査） [介護保険管理課]	給付の適正化を図るため、住宅改修費受領委任払取扱事業者への研修会、施工前後の現地確認、施工事業者への指導及び育成などを行い、業務に必要な情報の周知や不適切事例に対する指導を行っていきます。 情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。				
	説明会兼研修会の開催回数	回	2	2	2
介護保険給付の適正化（事業所） [介護保険事業課] [保健福祉総務課（監査指導室）]	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導、介護保険事業者集団指導などを行い、業務に必要な情報の周知や違反事例に対する指導を行っていきます。 情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。 居宅介護支援事業所に対しては、実地指導の際に、ケアプラン点検を実施します。				
	集団指導の開催回数	回	1	1	1
	ケアプラン点検の実施件数	件	65	65	65
	実地指導数（居宅サービス系）	件	250	250	250
	実地指導数（施設・入所系）	件	75	75	75

（２）公正で効率的な介護認定体制の構築

【現状】

- 認定審査会は26の合議体（各合議体は原則7名で構成、審査会には毎回5名ずつ参加）で構成され、令和元年度は延べ1,073回、約39,000件の審査を行いました。
- 介護認定調査については、主に各区介護保険室の職員（6区合計で常勤職員9人、非常勤職員60人）で実施しており、施設入所者の一部について、当該施設へ調査を委託しています。

【課題】

- 申請件数の増加に伴い、申請を受けてから審査結果が出るまでの期間が長くなる傾向にあります。
- 今後、さらに高齢者人口が増加することに伴い、認定申請件数の増加が見込まれることから、事務量の増加に対応できるよう、業務の効率化及び統一化を図り、今後見込まれる申請件数に応じた組織体制を構築する必要があります。

【今後の取組方針】

- 今後も増加が見込まれる要介護認定申請に対応するため、安定的な認定業務を行える体制を構築します。
- 要介護認定に係る訪問調査や認定審査会において、引き続きICTを積極的に活用し、調査員及び審査会委員の負担軽減を図ります。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護認定審査会のオンライン化の推進 [介護保険管理課]	<p>現在、26ある合議体のうち、1合議体については、設置当初からオンライン方式で開催していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、委員からの要望を踏まえ、令和2年度中に計10合議体がオンライン方式での開催となる見込みです。</p> <p>オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和3年度以降も、引き続き拡大に向けた検討を進めます。</p>				
介護認定調査へのタブレット型PCの活用 [介護保険管理課]	<p>平成29（2017）年度より、訪問調査時の現場記録及び特記事項の入力にタブレット型PCを導入し、作業の効率化を進めています。引き続き、調査員から上がってくる改善提案等を活かし、より効率的に調査を進められる体制づくりを進めます。</p>				
公正かつ的確な要介護認定の促進 [介護保険管理課]	<p>認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修（年1回）を実施するとともに、審査会委員の研修（2年に1回）や「審査部会長会議（法改正時・不定期）」の開催により、各部会の審査判定の平準化を図ります。</p>				
	研修開催回数	回	1	2	1

(3) 介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援

【現状】

- 厚生労働省が平成30年5月21日に公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によると、令和7（2025）年度に千葉県内で約28,000人の介護人材不足が見込まれています。また、本市において令和2年1月に実施した「介護保険事業所向けアンケート調査」によると、回答のあった市内介護サービス事業者のうち、約74%が理想とする従業員数よりも少ない人数で事業を行っていると回答しています。
- 介護人材合同就職説明会に加えて、未経験者を対象とした基礎的な介護に関する研修の実施や外国人介護人材の積極的な活用を促すためのセミナーを開催するなど、新たな介護人材の参入を促進しています。
- また、介護現場で働く職員の定着支援のため、主に入職後3年未満の職員を対象とした介護職員交流会を実施するとともに介護ロボットの貸出、介護ロボット・ICTの普及促進に向けた展示会の開催等の取組みを実施しています。

【課題】

- 令和2（2020）年1月に市内介護事業者を対象に実施したアンケート調査において、介護人材を確保するために必要な取組みとして「各種資格取得費用の助成」を求める回答が最も多かったことから、現在実施している「初任者研修受講費用の助成」に加え、新たな資格取得費用助成制度についても検討する必要があります。
- また、同アンケートにおいて、介護ロボットの今後の需要・必要性について「高まると思う」と回答した事業者は92.5%に上る一方で、介護ロボット導入に関する問題として、77.5%の事業者が「導入費用が高額である」と回答しています。介護ロボットの有用性等について周知を続けるとともに、導入に向けた支援について検討が必要です。
- 今後、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、介護サービス利用者の増加により、介護分野における人的制約がさらに強まることが予測されることから、介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保を行い、介護現場全体の人手不足対策に努めつつ、限られた人数で、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいく必要があります。

【今後の取組方針】

- 多様な人材の活用、未経験者を対象とした研修の実施、介護の仕事の魅力向上など、新たな介護人材の確保に向けた取組みを講じます。
- 資格取得費用の助成など、人材育成・資質の向上に向けた取組みを講じます。
- さらには、現場の業務効率化に効果的な取組みを行っている施設に関する情報を横展開するなど、情報の共有を進めるとともに、介護人材の資質向上のため、キャリアアップへの支援などについて検討します。
- 介護ロボット・ICTのさらなる普及促進など、介護職員の定着に向けた取組みを進めます。
- 各種申請書の様式や添付書類の見直しや、手続きの簡略化など業務の負担軽減及び効率化を一層進めます。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護福祉士実務者研修受講者 支援【新規】 [介護保険管理課]	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。				
	助成人数	人	50	50	50
介護職員の定着に向けた取組 み【新規】 [介護保険管理課]	県の基金を活用し、外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舍を整備する際の費用を助成します。				
介護ロボット・ICTの普及促 進【拡充】 [介護保険管理課]	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー（導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など）を開催します。 また新たに、業務効率向上のため、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボット・ICT導入の費用を助成します。				
	介護ロボットセ ミナーの開催回数	回	1	1	1
外国人介護人材の活用 [介護保険管理課]	外国人介護人材の受入れを促進するため、制度等について解説するセミナーを開催します。 また、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講します。				
	セミナー・日本語 教室の実施回数	回	2	2	2
介護人材合同就職説明会 [介護保険管理課]	介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行います。				
	実施回数	回	2	2	2

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護職員等交流会 [介護保険管理課]	主に入職後3年未満の介護職員を対象に、他の事業所の職員との交流を通じ、仕事のやりがいなどを共有することで、仕事への意欲や誇りを持って継続的に介護分野に従事してもらうための交流会を実施します。				
	実施回数	回	1	1	1
介護に関する入門的研修 [介護保険管理課]	介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを身につけるための研修を実施します。				
	実施回数	回	1	1	1
介護職員初任者研修受講者支援 [介護保険管理課]	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。				
	助成人数	人	50	50	50
生活援助型訪問サービス従事者研修 [介護保険事業課]	生活援助型訪問サービスの従事者を養成する研修を行うとともに、書面等にて研修修了者と事業者のマッチングを行います。				
	研修参加者数	人	40	40	40
小中学生向け介護普及啓発研修 [介護保険管理課]	小中学校の児童・生徒を対象に、介護職場の体験研修を通じた介護職への就業意欲を高める取組を実施します。				

介護ロボット・ICTの活用 ～多彩な機能で、介護現場を応援します～

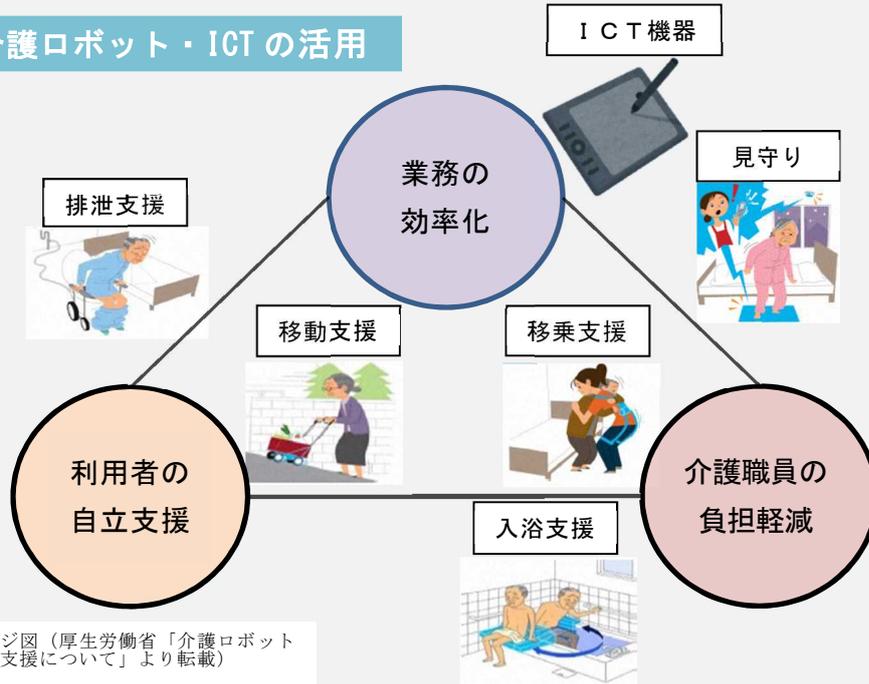
ロボット技術が応用され、利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいます。

具体的には、介助者による抱え上げ動作の補助を目的とした機器や高齢者等の移動をサポートする歩行支援機器、センサー等を用いた見守り支援機器等が挙げられます。

今後、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少及び介護サービスの需要増大が見込まれる中、介護ロボットの更なる活用が期待されています。

また、タブレットPC等を活用した介護記録の共有や、センサー等からの情報を早く正確に伝えるためのICT導入についても、併せて進めていく必要があります。

介護ロボット・ICTの活用



イメージ図（厚生労働省「介護ロボットの開発支援について」より転載）

(4) 低所得者への配慮

【現状】

○令和元（2019）年10月の消費税率の引き上げに伴い、増税分の一部を財源として、低所得者（保険料区分段階第1段階から第3段階）に対して、公費の投入による保険料の軽減を実施しています。

（例）第1段階 基準額に対する保険料率…軽減前：0.5 → 軽減後：0.3

○本市独自の保険料減免を引き続き実施しているほか、施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用軽減などの利用者負担軽減策を実施しています。

【課題】

○保険料の上昇が見込まれる中、引き続き低所得者に対する配慮が必要です。

【今後の取組方針】

○保険料水準等を踏まえて、低所得者に対する適切な減免等の施策を引き続き検討します。

《主な取組事業》

事業名 [担当課]	取組内容				
	指標項目	単位	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
低所得者に対する本市独自の 保険料減免 [介護保険管理課]	介護保険料の第2・3段階については、収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、介護保険料決定通知書に同封するリーフレットを通じて、制度の周知を図り、本市独自の保険料減免を継続します。				
低所得者に対する利用者負担 軽減対策 [介護保険管理課]	施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減、災害などの特別な事情による減免など、引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、社会福祉法人等に対しては制度の理解及び実施への周知を図るとともに、制度の対象者となり得るサービス利用者に対しても制度の周知を図ります。				

第5章

保険給付費等の見込みと介護保険料

第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料

1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込みは、本市の人口推計や、第7期における要支援・要介護認定者数の実績を基に、図表1-1、図表1-2、図表1-3のとおり推計しました。

団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22（2040）年度に向け、急速に高齢化が進展すると見込まれ、要介護認定者やサービス利用者数も、急激に増加すると見込まれています。

図表1-1 被保険者数の見込み

単位：人

項目	期・年度	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
被 保 険 者 数	第1号被保険者数	253,347	267,299	267,845	270,001	279,545	323,382
	65～74歳	122,391	127,392	120,982	114,820	106,294	151,610
	75歳以上	130,956	139,907	146,863	155,181	173,251	171,772
	第2号被保険者 40～64歳	343,980	346,330	347,307	348,166	347,686	273,258
	合計	597,327	613,629	615,152	618,167	627,231	596,640

注1：各年度9月末時点

注2：令和2（2020）年度は実績値、令和3（2021）年度以降は推計値

図表1-2 要支援・要介護認定者数の見込み

(ア) 要支援・要介護認定者総数

単位：人

項目	期・年度	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数		253,347	267,299	267,845	270,001	279,545	323,382
認定者数合計 (第2号被保険者含む)		44,790	46,502	48,850	51,382	56,874	66,529
認定者数 (第1号被保険者)		43,833	45,543	47,883	50,407	55,899	65,766
認定率 (第1号被保険者)		17.30%	17.04%	17.88%	18.67%	20.00%	20.34%

注1：各年度9月末時点

注2：令和2（2020）年度は実績値、令和3（2021）年度以降は推計値

注3：認定率（第1号被保険者）＝認定者数（第1号被保険者数）÷第1号被保険者数

(イ)要支援・要介護度別認定者数

単位:人

期・年度 項目	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者含む)	44,790	46,502	48,850	51,382	56,874	66,529
要支援1	7,049	7,103	7,397	7,739	8,540	9,370
要支援2	5,060	5,089	5,304	5,552	6,125	6,906
要介護1	11,472	12,036	12,585	13,241	14,631	16,948
要介護2	6,686	6,836	7,205	7,586	8,395	9,898
要介護3	5,554	5,867	6,184	6,527	7,263	8,811
要介護4	5,123	5,553	5,911	6,245	6,938	8,490
要介護5	3,846	4,018	4,264	4,492	4,982	6,106

注1:各年度9月末時点

注2:令和2(2020)年度は実績値、令和3(2021)年度以降は推計値

図表1-3 サービス利用者数の見込み

単位:人

期・年度 項目	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者数含む) A	44,790	46,502	48,850	51,382	56,874	66,529
施設・居住系サービス利用者数 B=C+D	9,163	9,855	10,404	10,774	11,087	11,138
施設サービス利用者数 C	4,970	5,344	5,704	5,964	6,201	6,201
介護老人福祉施設	3,184	3,546	3,786	4,026	4,026	4,026
介護老人保健施設	1,623	1,515	1,515	1,415	1,415	1,415
うち介護療養転換分	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	3	3	3	3		
介護医療院	160	280	400	520	760	760
居住系サービス D	4,193	4,511	4,700	4,810	4,886	4,937
認知症対応型共同生活介護	1,737	1,791	1,818	1,846	1,900	1,928
特定施設入居者生活介護	2,312	2,548	2,710	2,792	2,814	2,837
地域密着型特定施設入居者生活介護	55	85	85	85	85	85
地域密着型介護老人福祉施設	89	87	87	87	87	87
居宅サービス利用者数 (居住系サービス利用者数Dを除く) E	28,717	29,207	30,630	32,387	36,689	44,746
居宅サービス利用者数 (居住系サービス利用者数Dを含む) F	32,910	33,718	35,330	37,197	41,575	49,683
サービス利用者数合計 G=C+F	37,880	39,062	41,034	43,161	47,776	55,884

注:令和2(2020)年度は実績見込み値、令和3(2021)年度以降は推計値

2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み

サービスの種類ごとの利用者及びサービス量の見込みは、第7期計画期間の要介護認定者数や給付実績などから推計しました。

図表1-4 1. 介護サービス見込量

サービス	期・年度	第8期計画期間				第9期	第14期
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス(介護サービス)							
訪問介護	回	2,300,358	2,576,148	2,858,647	3,107,702	3,249,980	3,907,051
	人	7,204	7,666	8,136	8,657	9,277	11,001
訪問入浴介護	回	34,416	36,413	39,302	42,774	43,242	52,780
	人	562	627	690	747	756	922
訪問看護	回	455,764	508,057	561,736	607,164	645,046	765,982
	人	3,517	3,870	4,212	4,538	4,836	5,738
訪問リハビリテーション	回	82,822	79,876	85,459	91,846	97,836	116,806
	人	498	535	582	625	667	795
居宅療養管理指導	人	8,018	8,995	9,906	10,769	11,380	13,624
通所介護	回	649,958	616,253	656,562	704,866	759,463	901,723
	人	5,342	5,127	5,465	5,827	6,293	7,451
通所リハビリテーション	回	229,364	201,908	210,646	224,633	242,702	287,614
	人	2,510	2,394	2,546	2,711	2,938	3,474
短期入所生活介護	日	352,090	368,113	388,884	405,520	421,972	406,681
	人	1,609	1,689	1,749	1,809	1,809	1,809
短期入所療養介護	日	14,629	13,742	13,616	12,917	12,917	12,917
	人	157	162	182	184	202	202
福祉用具貸与	人	12,007	13,012	14,069	15,022	16,126	19,148
特定福祉用具購入費	人	195	194	204	213	228	271
住宅改修費	人	127	130	137	146	158	187
特定施設入居者生活介護	人	2,108	2,348	2,508	2,588	2,588	2,588
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	249	283	317	351	419	419
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	358,900	351,895	373,685	395,606	426,466	506,045
	人	3,201	3,111	3,235	3,439	3,734	4,405
認知症対応型通所介護	回	10,780	12,048	13,753	14,393	15,666	18,653
	人	73	78	87	91	99	118
小規模多機能型居宅介護	人	454	454	473	491	527	545
認知症対応型共同生活介護	人	1,734	1,788	1,815	1,842	1,896	1,923
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	55	85	85	85	85	85
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	89	87	87	87	87	87
看護小規模多機能型居宅介護	人	84	120	138	156	156	156
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人	3,184	3,546	3,786	4,026	4,026	4,026
介護老人保健施設	人	1,623	1,515	1,515	1,415	1,415	1,415
介護医療院	人	160	280	400	520	760	760
介護療養型医療施設	人	3	3	3	3		
(4) 居宅介護支援	人	18,422	19,430	20,487	21,601	23,278	27,601

注1:「回」「日」は年間延べ利用回数(日数)、「人」は1月あたり人数

注2:令和2(2020)年度は実績見込み値、令和3(2021)年度以降は計画値

2. 介護予防サービス見込量

期・年度	居宅サービス	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回	61	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	49,424	57,307	62,784	66,554	73,433	82,058
	人	449	485	517	541	597	666
介護予防訪問リハビリテーション	回	6,907	7,327	7,729	8,262	9,137	10,238
	人	52	58	60	63	70	78
介護予防居宅療養管理指導	人	379	402	419	444	490	544
介護予防通所リハビリテーション	人	680	617	643	673	743	829
介護予防短期入所生活介護	日	1,116	636	612	660	720	840
	人	12	10	10	11	12	14
介護予防短期入所療養介護	日	98	134	134	134	134	134
	人	1	2	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	人	2,782	3,008	3,210	3,361	3,708	4,139
特定介護予防福祉用具購入費	人	48	46	48	50	55	62
介護予防住宅改修	人	54	53	55	57	64	71
介護予防特定施設入居者生活介護	人	204	200	202	204	226	249
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	45	45	46	48	52	54
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	3	3	3	4	4	5
(3) 介護予防支援	人	3,536	3,688	3,968	4,161	4,592	5,126

注1:「回」「日」は年間延べ利用回数(日数)、「人」は1月あたり人数

注2:令和2(2020)年度は実績見込み値、令和3(2021)年度以降は計画値

3. 総合事業(介護予防・生活支援サービス)見込量

期・年度	サービス	第7期	第8期計画期間			第9期	第14期
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防・生活支援サービス							
訪問介護相当サービス	人	401	403	423	447	529	524
生活援助型訪問サービス	人	1,912	1,918	2,013	2,127	2,518	2,497
通所介護相当サービス	人	3,186	3,196	3,355	3,545	4,197	4,161
ミニデイ型通所サービス	人	209	210	221	233	276	274

注:「人」は1月あたり人数

3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第8期計画期間の保険給付費及び地域支援事業費は、第7期計画期間の被保険者数、要介護認定者数、給付実績、及び第8期施設整備計画などを勘案して推計しました。令和5（2023）年度には、保険給付費では約773億円、地域支援事業費では約43億円となる見込みであり、それぞれ令和2（2020）年度比で1.20倍、1.30倍となる見込みです。

また、団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22（2040）年度には、保険給付費では約890億円、地域支援事業費では約48億円となる見込みであり、それぞれ令和2（2020）年度比で1.38倍、1.45倍となる見込みです。

図表1-5 1. 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

単位：百万円

項目	期・年度	第8期計画期間				第9期	第14期
		第7期 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
保険給付費		64,533	68,463	73,163	77,332	81,383	89,049
居宅サービス		44,883	46,503	49,837	52,820	55,584	62,612
介護サービス		43,580	45,182	48,443	51,360	53,973	60,815
介護予防サービス		1,303	1,321	1,394	1,460	1,611	1,797
施設サービス		16,119	18,734	20,117	21,140	22,075	22,054
その他		3,531	3,226	3,209	3,372	3,724	4,383
地域支援事業費		3,287	3,877	4,113	4,260	4,542	4,767
合計		67,820	72,340	77,276	81,592	85,925	93,816

注1：令和2(2020)年度は、10月末決算見込み額

注2：令和3(2021)年度以降は推計値

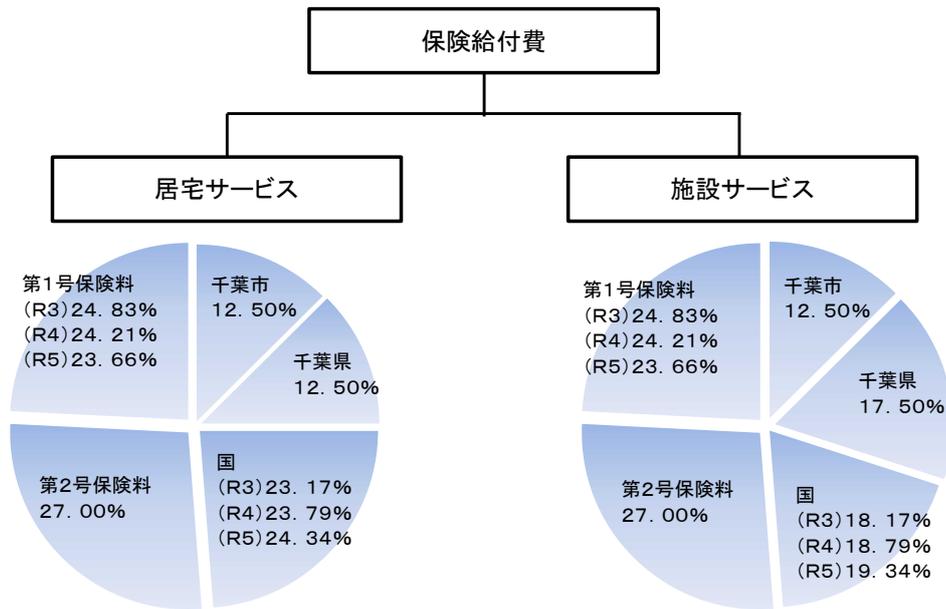
注3：その他は特定入所者介護サービス等費、高額サービス等費、高額医療合算介護サービス費、及び審査支払手数料の合算

4 第1号被保険者の保険料

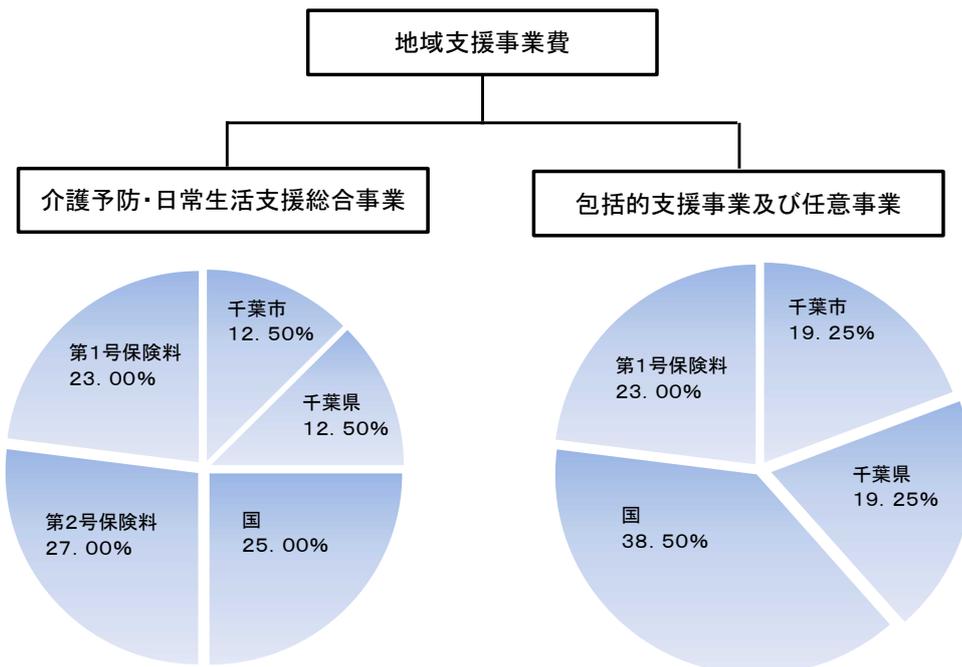
(1) 費用の負担割合（財源構成）

保険給付費及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合は、公費（国・県・市）と第1号（65歳以上）及び第2号（40～64歳）の被保険者が納める保険料で負担することになっています。また、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分は、公費と第1号保険料で負担します。それぞれの負担割合は、図表1-6のように定められています。

図表1-6 第8期における費用の負担割合



保険給付費の第1号被保険者負担割合は、市町村間の格差是正のための調整の仕組み（調整交付金）があるため、市町村ごとに異なり、標準的な市町村では23%となる。
 なお、千葉市の調整交付金の割合は、(R3)3.17% (R4)3.79% (R5)4.34%



地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業とで財源構成が異なる。

(2) 第8期計画期間（令和3（2021）年度から5（2023）年度）介護保険料段階の設定と保険料

第8期計画期間の介護保険料については、全国的に上昇が見込まれており、本市においても同様の状況にあります。

このため、第7期計画同様に、低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に依りて保険料を賦課するよう、保険料段階の多段階化及び料率を維持します。

① 公費を投入した低所得者の保険料軽減強化

国による消費税増税分を財源とした公費の投入による、第1段階から3段階の保険料負担軽減強化を行っています。

第8期計画期間においても同様に、第1段階から3段階の保険料負担軽減強化を行います。

② 千葉市介護給付準備基金の活用

本市に設置している介護給付準備基金は、令和2（2020）年9月末時点で約51億円の残高であり、そのうち約25億円を保険料負担軽減に充てるために取り崩して活用します。

残りの約25億円については、団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる令和7年度（第9期計画期間）以降における保険料上昇の抑制に活用します。

これにより、第8期計画期間（令和3（2021）年度から5（2023）年度）の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は次のとおりとなります。

第8期計画期間における

第1号被保険者の保険料基準額（月額） = 5,400円

また、令和3（2021）年度から5（2023）年度までの保険料段階と保険料額は、図1-7のとおりとなります。

図表1-7 保険料段階と保険料

第7期計画(令和2(2020)年度)				第8期計画(令和3(2021)~5(2023)年度)				
段階	保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)	段階	対象者	保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	※ (×0.3)	※ (1,590円)	※ (19,080円)	第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	※ (×0.3)	※ (1,620円)	※ (19,440円)
	↑ ×0.5	↑ 2,650円	↑ 31,800円			↑ ×0.5	↑ 2,700円	↑ 32,400円
第2段階	※ (×0.4)	※ (2,120円)	※ (25,440円)	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	※ (×0.4)	※ (2,160円)	※ (25,920円)
	↑ ×0.65	↑ 3,445円	↑ 41,340円			↑ ×0.65	↑ 3,510円	↑ 42,120円
第3段階	※ (×0.7)	※ (3,710円)	※ (44,520円)	第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方、転入等により世帯状況等が把握できない方等	※ (×0.7)	※ (3,780円)	※ (45,360円)
	↑ ×0.75	↑ 3,975円	↑ 47,700円			↑ ×0.75	↑ 4,050円	↑ 48,600円
第4段階	×0.9	4,770円	57,240円	第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,860円	58,320円
第5段階(基準)	×1.0	5,300円	63,600円	第5段階(基準)	本人が市民税非課税で第4段階以外の方	×1.0	5,400円	64,800円
第6段階	×1.05	5,565円	66,780円	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,670円	68,040円
第7段階	×1.1	5,830円	69,960円	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,940円	71,280円
第8段階	×1.25	6,625円	79,500円	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,750円	81,000円
第9段階	×1.5	7,950円	95,400円	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	8,100円	97,200円
第10段階	×1.75	9,275円	111,300円	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,450円	113,400円
第11段階	×2.0	10,600円	127,200円	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,800円	129,600円
第12段階	×2.25	11,925円	143,100円	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方	×2.25	12,150円	145,800円
第13段階	×2.4	12,720円	152,640円	第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,960円	155,520円

注: 第1段階から3段階の※印の()内は、消費税増税分を財源とした公費投入後における保険料率、保険料額です。

第6章

計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、以下の点に留意し、計画事業を着実に推進します。

1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携

地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指すことは、行政のみの取組みではなし得るものではなく、市民や地域団体、専門職など様々な主体と、地域の現状や課題、さらには人口減少下における人生100年時代を迎える課題等を共有するとともに、本計画の「基本理念」「基本目標」「取組目標」等の実現を目指して、様々な主体が参加し、連携して取り組むことが必要です。

このため、市では本計画により、日常生活圏域の状況（P46～参照）や現状及び課題を踏まえた取組事業（P65～参照）などの周知に努め、市民や地域団体、専門職など様々な関係者が主体となり連携する体制の構築・強化を積極的に進めます。

2 計画の進行管理と評価

（1）PDCAサイクルに基づく「取組と目標」に対する自己評価シートの活用

第7期計画事業の達成状況等を踏まえた現状と課題を把握し、解決に向けた取組内容及び目標を定め、毎年度、実施内容を振り返るとともに達成状況を評価し、課題と対応策を考察することにより次の取組みにつなげます。

また、評価シートは、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会に報告するとともに公表します。

（2）自立支援・重度化防止の取組目標に関する評価の実施

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法において、（第7期計画より）市は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた施策及びその目標に関する事項を定めること、また、これらの取組みと目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、その評価の結果を公表するよう努めることが定められました。

このことから、取組目標を定め（P73）、毎年度、国から示される評価指標に基づき、評価分析を行うことにより次の取組みにつなげます。

また、評価及び分析結果は、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会に報告するとともに公表します。

3 計画の弾力的な運用

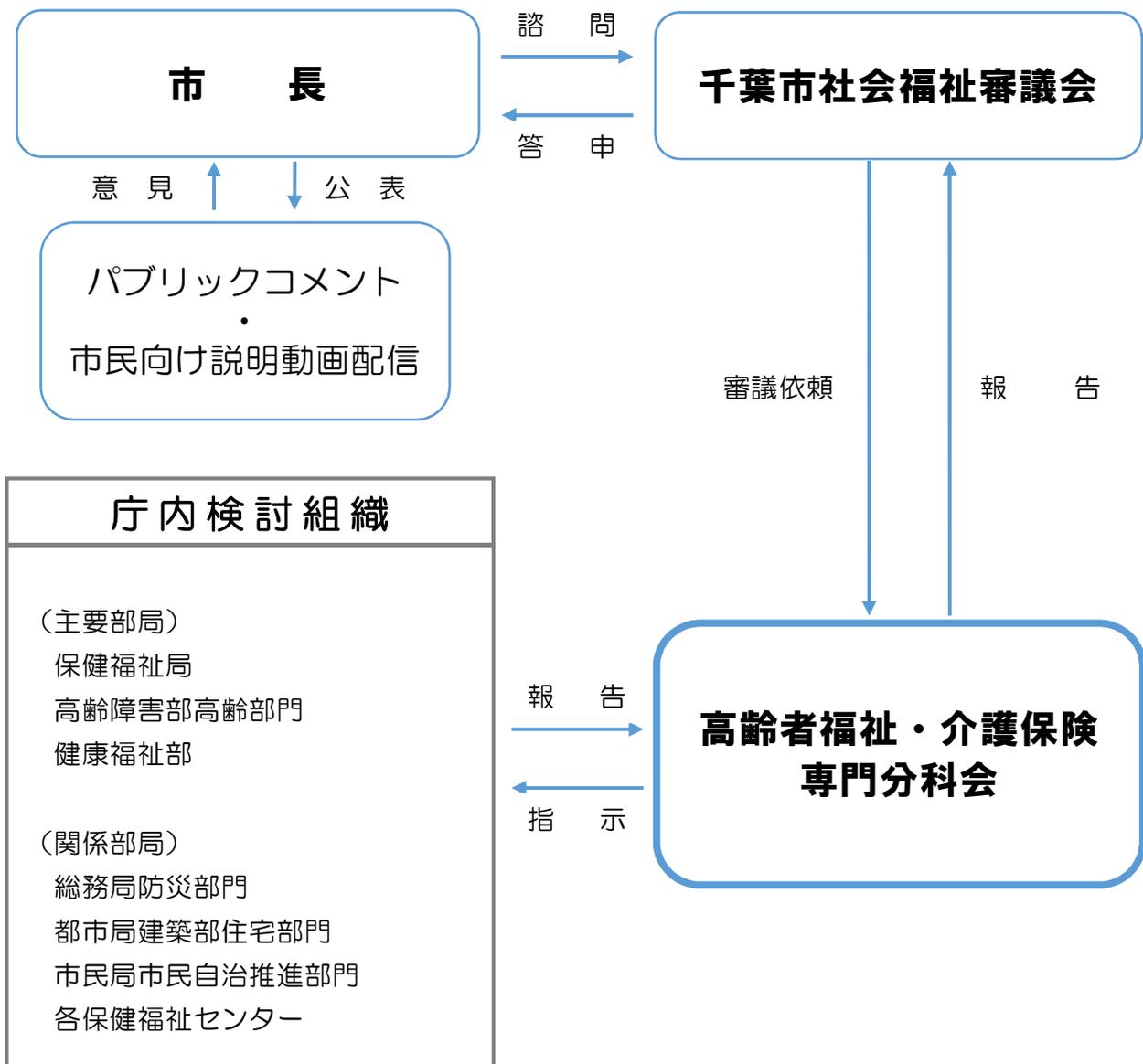
計画事業の実施にあたっては、近年の台風等豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症等による社会的影響に的確に対応するなど、安心につながる弾力的な計画の運用に努めます。

付属資料

付属資料

1 高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）の策定体制

計画の策定にあたり、主要部局を中心に関係部局と検討を行うとともに、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会において審議を行いました。



2 高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画） 策定の過程

年 月 日	会議等	事 項
令和元年度		<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ○在宅介護実態調査の実施 ○介護保険事業所向けアンケート調査の実施 ○在宅医療・介護実態調査の実施
令和2年 (2020年) 8月	第1回高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> (新型コロナウイルス感染防止のため、委員へ資料送付及び意見聴取) ○現高齢者保健福祉推進計画に係る令和元年度の取組状況及び自己評価結果について ○現介護保険事業計画に係る令和元年度の運営状況について ○次期計画の策定について（構成、施策体系） ○新型コロナウイルス感染症への対応について
令和2年 (2020年) 11月4日	第2回高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画の素案について ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について ○「認知症施策推進計画」の次期計画との一体的な策定について ○次期計画における介護保険施設等の整備方針について ○次期計画における介護保険料算定の考え方について ○新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年 (2021年) 1月	第3回高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> (緊急事態宣言再発令のため、委員へ資料送付・説明動画配信及び意見聴取) ○次期計画【原案】（要旨）について ○次期計画【原案】について
令和3年 (2021年) 1月20日 ～ 2月19日		<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント手続の実施
令和3年 (2021年) 1月		<ul style="list-style-type: none"> ○市民向け説明動画配信 (緊急事態宣言再発令のため、説明会開催を変更)
令和3年 (2021年) 3月	第4回高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画最終案について

3 千葉市社会福祉審議会条例

平成12年千葉市条例第10号

(設置)

第1条 本市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、議事につき自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する場合においては、その審議に加わることができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前3項の規定の適用については、委員とみなす。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 法第11条及び第12条第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉・介護保険専門分科会
- (4) 地域福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会
- (6) 社会福祉法人・施設専門分科会

2 前項各号に規定する専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 前3条の規定(民生委員審査専門分科会にあっては、第6条第6項の規定を除く。)は、専門分科会について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「専門分科会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第3項及び第5項並びに前条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

4 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(部会)

第9条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づき、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第6第1項に規定する地域包括支援センター並びに同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの運営に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉・介護保険専門分科会にあんしんケアセンター等運営部会を置く。

- 3 児童の処遇に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を置く。
 - 4 法第31条第1項の規定による社会福祉法人の設立（児童福祉に関するものに限る。）の認可、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第34条の15第2項の規定により実施される家庭的保育事業等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に設置認可部会を置く。
 - 5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号及び第9号から第12号までに掲げるものに限る。）並びに児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）における死亡事故その他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策を検討するため、児童福祉専門分科会に特定教育・保育施設等重大事故検証部会を置く。
 - 6 第2項から前項までに規定する部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
 - 7 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
 - 8 審議会は、その定めるところにより、部会（第1項に規定する審査部会を除く。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。
（委任）
- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。
- 附 則
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 千葉市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成4年千葉市条例第11号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月21日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

（千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例の廃止）

2 千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例（平成22年千葉市条例第34号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例第3条第2項の規定により任命された千葉市社会福祉法人設立等審査委員会の委員である者は、この条例の施行の日はこの条例による改正後の第3条第1項の規定により委嘱され、又は任命された千葉市社会福祉審議会の委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる千葉市社会福祉審議会の委員の任期は、この条例による改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年6月7日までとする。

4 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が施行されるまでの間においては、第9条第4項中「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第34条の15第2項の規定により実施される家庭的保育事業等」とあるのは、「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設等」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 千葉市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に
関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の議事)

第2条 専門分科会の議決は、これをもって審議会の議決とする。ただし、民生
委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項につい
てはこの限りでない。

(部会の議事)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に
掲げる部会の議決をもって審議会の議決とする。

- (1) 医師の指定及び取消に関する諮問並びに身体障害者の障害程度の審査につい
ての調査審議に関する諮問 審査部会
- (2) 地域包括支援センター並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防
サービスの運営に関する諮問 あんしんケアセンター等運営部会
- (3) 児童の処遇に関する諮問 処遇検討部会
- (4) 社会福祉法人の設立（児童福祉に関するものに限る。）の認可並びに児童福祉
施設及び家庭的保育事業等に関する諮問 設置認可部会
- (5) 特定教育・保育施設等における、死亡事故並びにその他の重大事故について
の分析及び必要な再発防止策の検討に関する諮問 特定教育・保育施設等
重大事故検証部会

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員及び臨時委員の互選によっ
てこれを定める。

4 小委員長は、その小委員会の事務を掌理する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、
その職務を行う。

(小委員会の議事)

第5条 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しな
ければならない。

2 小委員会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

2 次の各号に掲げる専門分科会及び部会の庶務は、当該各号に掲げる課において
処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 地域福祉課
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 障害者自立支援課
- (3) 高齢者福祉・介護保険専門分科会 高齢福祉課又は介護保険管理課
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども企画課
- (6) 社会福祉法人・施設専門分科会 保健福祉総務課
- (7) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害者自立支援課
- (8) 高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会 地域包括ケア推進課又は介護保険事業課
- (9) 児童福祉専門分科会処遇検討部会 児童相談所又はこども家庭支援課
- (10) 児童福祉専門分科会設置認可部会 こども企画課
- (11) 児童福祉専門分科会特定教育・保育施設等重大事故検証部会 健全育成課、こども家庭支援課、幼保支援課又は幼保運営課

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 千葉市社会福祉審議会運営要綱（平成4年6月8日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

5 千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険 専門分科会委員名簿

(敬称略、50音順)

職名等		氏名
1	千葉県在宅サービス事業者協会顧問	畔上 加代子
2	認知症の人と家族の会千葉県支部代表	合江 みゆき
3	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	近藤 みつる
4	千葉市歯科医師会会長	斉藤 浩司
5	公募被保険者	鮫島 真弓
6	千葉市社会福祉協議会会長	竹川 幸夫
7	公募被保険者	谷村 夏子
8	公募被保険者	恒吉 良典
9	千葉市老人福祉施設協議会会長	○ 鳥越 浩
10	千葉県弁護士会	中間 陽子
11	千葉市医師会副会長	中村 真人
12	淑徳大学総合福祉学部教授	◎ 西尾 孝司
13	千葉市薬剤師会会長	日向 章太郎
14	千葉市老人保健施設連絡協議会会長	平山 登志夫
15	日本社会事業大学理事	松崎 泰子
16	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）	茂手木 直忠
17	公募被保険者	矢島 陽一
18	千葉市老人クラブ連合会会長	和田 勝紀
19	千葉市介護支援専門員協議会会長	和田 浩明
20	千葉県看護協会常任理事	渡辺 尚子

注1：◎は分科会会長、○は分科会会長職務代理

注2：令和3（2021）年3月25日時点

6 用語解説

あ行

▼あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンター（地域包括支援センター）では、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、地域で暮らす高齢者や家族からの介護に関する悩みをはじめ、健康、福祉、医療、生活等に関する相談に応じ、総合的に支援を行います。

▼いきいきプラザ・いきいきセンター

いきいきプラザ（老人福祉センター）は、各区に1か所、計6か所設置しており、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。また、老人デイサービスセンターを併設している施設もあります。いきいきセンターは、いきいきプラザの補完施設として市内に計9か所設置しており、高齢者の生きがい対策や健康づくりなどのための地域の施設です。

▼NPO（民間非営利組織）

継続的・自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体のことをいいます。近年、我が国においても社会福祉や教育・文化・スポーツ、国際交流・協力など多様な分野の活動が広がっています。

▼MC I（軽度認知障害）

認知症の最も軽い段階であり、厳密に言えば、健常者と認知症の人の中間の段階（グレーゾーン）にあたる症状のことです。最近の研究では、軽度認知障害の方も適切な治療を受ければ、認知症の発症を防いだり、発症を遅らせたりすることができることが分かってきています。

か行

▼介護給付

被保険者が要介護状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものがあります。

1. 居宅サービスの利用（居宅介護サービス費・特例居宅介護サービス費・地域密着型介護サービス費・特例地域密着型介護サービス費）
2. 特定福祉用具の購入費の支給（居宅介護福祉用具購入費）
3. 住宅改修費の支給（居宅介護住宅改修費）
4. 居宅介護支援の利用（居宅介護サービス計画費・特例居宅介護サービス計画費）
5. 施設サービスの利用（施設介護サービス費・特例施設介護サービス費）
6. 自己負担が高額な場合（高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費）
7. 低所得者の施設利用の際に居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費）

▼介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が作成する要介護者及び要支援者等（基本チェックリストで予防が必要と認められた事業対象者を含む）に提供するサービス計画のことで、在宅サービスと施設サービスに関する2種類のケアプランがあります。要介護者が在宅でのサービスを希望する場合は、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）に、要支援者等の場合は、あんしんケアセンターに作成を依頼します。

なお、利用するサービスによっては、本人などが作成することも可能です。

また、要介護者が施設入所を希望する場合は、その介護保険施設（特別養護老人ホームなど）が作成します。

▼介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者及び要支援者などからの相談に応じ、心身の状況に対し適切なサービスが利用できるよう居宅介護サービス事業者や介護保険施設、市町村との連絡調整を行い、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、介護保険施設においては、施設に入所又は、入院中の要介護者の施設介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。介護支援専門員は、社会福祉士、看護師、介護福祉士などで、一定の実務経験のある法定資格者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、都道府県知事が実施する研修の修了証明書の交付を受けた方です。

▼介護支援ボランティア

高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて換金などができる仕組みで、高齢者の社会参加を通じた介護予防などを目的としています。

平成19（2007）年度に介護保険法の地域支援事業の対象となったことから全国的に広がり、政令市では横浜市やさいたま市、県内では柏市や松戸市などで実施されており、千葉市では平成25（2013）年7月より実施しています。

▼介護報酬

介護保険制度において、サービス提供者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいいます。医療保険における診療報酬に対応する語です。提供されるサービスごとに、サービス提供者の種類及び要介護度ごとに細分化されています。また、地域加算や提供するサービスの内容・時間帯による加算など、各種の加算があります。

令和3（2021）年度介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、令和22（2040）年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとされ、報酬額はプラス0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.05%（令和3年9月末までの間））の改定率となりました。

▼介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいいます。平成30年度からは介護医療院も含まれています。

▼介護予防事業

地域支援事業に含まれる事業で、「介護が必要となる状態を予防すること」を目的に、65歳以上の方全員を対象とした事業と、介護が必要となる恐れの高い方を対象とする事業があります。

▼介護予防手帳（いきいき活動手帳）

高齢者が自身の身体状況、疾患等を踏まえ、要介護状態になることを防ぐための自己管理（セルフマネジメント）を推進するため、高齢者自身の介護予防に関する各種情報を記載できる手帳をいいます。介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに示される介護予防手帳を、千葉市ではいきいき活動手帳と呼んでいます。

▼介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設です。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。なお、療養病床としては、介護保険に基づく介護療養病床（＝介護療養型医療施設）と医療保険に基づく医療療養病床があります。

このうち、介護療養病床については令和5年度に廃止が予定されています。

▼介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。

▼介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設です。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

▼介護予防・日常生活支援総合事業

全国一律のサービスではなく、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民やNPO等の多様な主体が参画し、介護予防や、買い物等の家事支援・交流サロンの開催などの生活支援サービスを総合的に提供する事業です。

高齢者の社会参加や地域の支え合い体制づくりを通して、要支援者等の自立支援に向けた多様なサービスを提供するとともに、支援の担い手となる高齢者の介護予防に向けた取組みの推進を目指すものです。

以下のサービスがあります。

1. 訪問介護相当サービス
2. 生活援助型訪問サービス
3. 地域支え合い型訪問支援
4. 通所介護相当サービス
5. ミニデイ型通所サービス
6. 地域支え合い型通所支援
7. 一般介護予防事業

▼家族介護者支援センター

排泄介助や食事介助の方法など、在宅で高齢者を介護している方が日頃困難に感じていることについて、電話での相談対応を行います。

▼看護小規模多機能型居宅介護事業所

自宅から通うことを中心に、必要に応じてヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりするなどの介護を受ける他、看護師による医療的ケアを受ける多機能なサービスです。

▼基本チェックリスト

運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れなどの生活に関連する機能を評価する25項目の質問で、自分に必要な介護予防の取り組みを知ることができます。要支援及び要介護状態にならないために必要なサービスや支援などを考える際にも使用します。

▼居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する会議体のことです。

▼居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）

介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）を作成する事業者のことです。

▼居宅サービス、介護予防サービス

居宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいいます。

介護予防サービスは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいいます。

▼居宅療養管理指導

居宅要介護者などについて、医師、歯科医師、薬剤師などにより、その方の居宅を訪問して行われる療養上の管理及び指導をいいます。

▼拠点福祉避難所

緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする方を収容するため、高齢者施設等の法人と協定を締結するとともに、予め施設を指定し、災害時に必要が生じた際に、指定した施設に対して開設を要請するものです。

▼ケアプラン

P171「介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」の項を参照。

▼ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）

要介護者及び要支援者等（基本チェックリストで予防が必要と認められた事業対象者を含む）のサービス利用者に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための連携・調整などの一連の活動のことです。介護保険制度では、ケアマネジメントシステムとして、要介護及び要支援等の認定後、介護支援専門員（ケアマネジャー）やあんしんケアセンターの専門職による課題分析やサービス計画（ケアプラン）作成、サービスの提供、継続的な管理（モニタリング）、再評価を行うことを指します。

▼軽費老人ホーム

家庭環境・住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な方が入所する施設です。日常生活上必要な便宜を低額な料金で提供します。軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」、高齢者が自炊ができない程度の身体機能（車椅子利用の生活）になっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」があります。

▼健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

▼権利擁護

高齢者が、虐待を受けたり、認知症のため生活が困難となる等により、人権や財産等が侵害されることのないように権利を守ることをいいます。あんしんケアセンターなどで相談を受付け、適切な福祉サービスへつなげたり、専門職と連携して成年後見等の申立支援を行う等の支援をしています。

▼高額介護サービス費、高額介護予防サービス費

要介護者などが居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定の基準額を超えた場合に、要介護者については高額介護サービス費が、また、要支援者については高額介護予防サービス費が支給されます。超えた分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう、自己負担額の軽減が図られます。

▼口腔ケア

口をきれいにしむし歯や歯周病などの病気を予防したり、口の体操を行うなど口の機能の維持向上を図り、口の健康を保持増進することです。口腔のケアは、ひいては全身疾患を予防し健康を保持増進することにつながります。

▼高齢者虐待

平成18（2006）年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、「高齢者虐待」を養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待と定義していますが、虐待内容としては次のように定めています。

1. 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
2. 衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等養護を著しく怠ること
3. 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
4. わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
5. 当該高齢者の財産を不当に処分すること、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

▼骨粗しょう症

骨密度の低下及び骨質の劣化により骨折しやすい状態となる病気で、高齢者や特に女性に多く見られます。

▼コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

複合的・分野横断的な生活課題など、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決にあたる地域福祉のコーディネーターで、地域において支援を必要とする人々を把握し、相談対応や公的サービス・インフォーマルサービスへのつなぎ等を行うとともに、地域の関係機関や活動団体とネットワークを構築し連携して、課題解決に向けた新たな仕組みづくりやサービスの開発を行います。本市では、社会福祉協議会の各区事務所にCSWを配置しています。

さ行

▼サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供する市に登録された賃貸住宅のことです。

▼在宅医療介護対応薬剤師

在宅で療養する患者に対し、患者のご自宅等へ出向き、残薬を含めたお薬の管理や服薬支援などの最適かつ安全安心な薬物療法の提供を行い、必要に応じて、他職種や関係機関へつなぐことが出来る薬剤師のことです。

▼事業者等連絡会議

指定居宅サービス事業者等を対象に、各種制度や事業の説明等、事業運営に必要な情報を提供する連絡会をいいます。

▼施設サービス

介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス及び介護療養型施設サービスをいいます。平成30年度からは、介護医療院も含まれます。

▼実地調査

介護サービス事業所等の現場で、事業所に保管されている書類や事業所職員への聞き取り等をもとに、その場でサービスの提供体制や運営状況に関する調査を行います。

▼シニアリーダー

市が行う「シニアリーダー養成講座」を修了し、「介護予防のための体操（シニアリーダー体操）」の知識を学んだボランティアの市民をいいます。シニアリーダーは、市内自治会等の自主グループからの希望に応じて出向き、介護予防のための体操を教えたり、公民館等で自ら体操教室を立ち上げ実施するなどの活動を行います。

▼市民後見人

一般市民による成年後見人をいいます。弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、専門職と同様に法的に認められた権限をもって判断能力が不十分な方に代わって法律行為や財産管理を行うために、成年後見に関する一定の知識・技術を身につけた方が第三者後見人となります。

▼社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織をいいます。

千葉市では、社会福祉協議会の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために自発的に組織された団体として、社会福祉協議会地区部会があります。概ね中学校区を単位として、地域で活動する団体や個人が横の連携をつくり、社会福祉協議会と協力して地域の福祉活動を推進しています。

▼若年性認知症

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされています。

若年性認知症の人は働き盛りの年代に発症するため、病気や障害に対する不安の他に、就労、経済、子どもの養育など様々な生活課題に直面することがあります。

▼住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭や、その他住宅の確保に特に配慮を要する方をいいます。

▼集団指導

介護給付等対象サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、市内の介護保険事業者を対象に行う説明会をいいます。千葉市では「千葉市介護保険事業者説明会」として、毎年3月に複数日で実施しています。

▼住民主体の通いの場

身体機能維持のために、高齢者が容易に歩いて通える場で、体操などの介護予防に資する取組みを継続的に実施する場（通いの場）です。また、通いの場は地域の身近な場にあることが重要で、そのため市内に多数の通いの場が必要であることから、地域住民が主体となった通いの場の運営が求められます。

▼生涯現役応援センター

シニア層による就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行うことで、社会参加を促進し、自身の生きがいの向上と社会を支える存在として活躍してもらうことを目的として設置した総合相談窓口をいいます。

▼小規模多機能型居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じてヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける多機能なサービスです。

▼自立支援

高齢者が自らの有する能力を最大限生かし、自らが望む環境で、人生を尊厳をもって過ごすことができるよう、多少身体などが不自由になってもその人なりの生活の仕方を続けていけるように支援することです。

▼シルバー人材センター

「高齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村（特別区を含む）の区域ごとに設立された公益法人です。主な事業としては、①臨時的かつ短期的な就業の機会の確保と提供、②臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者のために無料の職業紹介又は一般労働者派遣、③高齢者に対し、臨時的かつ短期的就業に必要な知識・技能の講習を行っており、これらを通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図っています。定年退職などで職業生活から引退過程にあるか又は引退後の、健康で働く意欲と能力があることを原則として60歳以上の高齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同し、会費を納入すれば、誰でも会員として参加することができます。

▼生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、地域のニーズと地域資源（通いの場や生活支援サービス）のコーディネートを行う人のことです。具体的には、地域資源の情報発信や地域資源の開発、生活支援・介護予防の担い手発掘・養成を行っています。

▼生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のことです。

▼成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、介護保険サービスなどの契約を締結したり、財産を管理したりして本人を保護し支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「後見・保佐・補助」の3種類があり、それぞれの業務を行う人を「成年後見人・保佐人・補助人」といいます。

また、成年後見制度は申立てにより家庭裁判所によって後見人等が選任される「法定後見制度」と、将来、判断能力が低下した際に備えて、予め自らが選んだ代理人と任意後見契約を締結する「任意後見制度」の2種類に分けられます。

▼成年後見人

家庭裁判所から選任されて、被成年後見人（本人）の財産管理や介護保険サービス等の契約等（身上保護）を行う人のことです。

被成年後見人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や法人が選任されることもあります。

▼セルフマネジメント

自分で自分の健康を管理することです。

た行

▼多職種連携

質の高い医療・介護サービスを継続的・包括的に提供するため、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、訪問看護師、リハビリテーション専門職等多様な専門職がタイムリーに情報共有を行うなど密接に連携することをいいます。

▼団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことをいいます。

▼地域医療福祉拠点

UR団地における取組みの一つで、医療・介護施設や子育て支援施設の誘致・整備、バリアフリー化の推進、住民の交流機会の提供等様々な手法により、団地を地域医療福祉拠点化することで、高齢者や子育て世代等、多様な世代が生き生きと暮らし続けられることを目指しています。

▼地域運営委員会

将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位に地域で活動する様々な団体に構成される組織です。

▼地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

▼地域ケア会議

行政職員、あんしんケアセンター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される会議体で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の1つです。地域ケア会議の主な目的は、以下のとおりです。

1. 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
2. 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
3. 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握・解決

▼地域支援事業

地域の実情に応じて多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」、あんしんケアセンターが行う総合相談支援業務等のほか、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業で構成される「包括的支援事業」、及び市町村が事業を選択して実施する「任意事業」の3つの事業の総称です。

▼地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護をいいます。

地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいいます。

原則として、その市町村の方だけが利用できるサービスです。

▼地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員29人以下の施設において、日常生活上の支援や介護などを行います。

▼地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話や健康管理などを行います。

▼千葉県地域生活連携シート

医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に、介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者（患者）の情報を共有するための千葉県参考様式をいいます。介護報酬の「入院時情報連携加算」や「退院・退所加算」、診療報酬の「介護支援連携指導料」「退院時共同指導料2」等の関係職種間の情報共有にも活用できます。

▼千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会

高齢者福祉及び介護保険事業の運営に関する協議を行うための、市民公募委員（被保険者代表）、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、サービス事業者などで構成する専門分科会です。

▼千葉市民活動支援センター

ボランティアや市民活動の情報提供や支援のための施設です。NPO等の設立・運営・会計に関する無料相談も行っています。会議室、談話室等があり、打ち合わせスペースなどはどなたでも利用可能です。

▼ちば認知症相談コールセンター

家族など周囲の人の認知症が疑われる、介護の対応に困っている、介護のストレスがたまっているなどの相談に対し、使える制度や情報の提供、対応策の相談・提案などを電話および面談で受け付ける相談窓口です。

▼チャレンジシニア教室

ボードゲームや料理実習、アミューズメント・カジノなど、体を動かしたり頭を使ったりする多彩なプログラムの提供により、男性・女性問わず、楽しみながら介護予防に取り組める教室です。

▼調整交付金

市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付するもので、国が負担する給付費の25%（施設給付費は20%）のうち5%が、第1号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況などを考慮し、調整して配分されます。

▼定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時コールへの対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

▼特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等（特定施設）に入所・入居している要介護者など、その施設が提供する入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話をいいます。

▼特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費

低所得者が施設サービス、短期入所サービスを受けたとき、食事の提供に要した費用、居住又は滞在に要した費用について、一定の基準額を超えた場合に、要介護者については特定入所者介護サービス費が、また、要支援者については特定入所者支援サービス費が支給されます。

な行

▼認知症カフェ

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人とその家族の介護負担の軽減を図ることを目的として運営される集いの場（カフェ）です。

▼認知症ケアパス

「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したものです。

認知症かもと思ったときや認知症の診断を受けたときに、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものです。

認知症ケアパスは、あんしんケアセンターや保健福祉センターで配布しています。

▼認知症コーディネーター

千葉県の事業で、地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に認知症の人に関する初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際など、連携を円滑に進めていくために、専門職に対する助言等支援を行います。認知症の人と家族の支援及び地域生活を支えるための地域連携体制づくりに従事している方で、認知症に関する一定の専門知識と実務経験を有する方が、県が定める研修プログラムを受講することで認知症コーディネーターとなります。千葉市では、認知症地域支援推進員として活動しています。

▼認知症高齢者

認知症高齢者とは、一旦正常に発達した知能が後天的な脳の器質の障害などにより持続的に低下している状態の高齢者の方をいいます。具体的には、最近のことが覚えられない記憶の障害や、時間や季節、場所がわからなくなる見当識の障害、日常生活における理解力・判断力の障害が起きます。

▼認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた人をいいます。特別になにかの活動を要求されるわけではなく、認知症サポーターが、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることで、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになるなどの役割、利点があります。

▼認知症疾患医療センター

認知症専門医や相談員を配置している医療機関で、患者・家族などからの医療的な相談を受けます。相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

千葉市では、千葉大学医学部附属病院内に認知症疾患医療センターが設置されています。

▼認知症初期集中支援チーム

医師や看護師、作業療法士などの専門職3名以上からなるチームで、認知症の人とその家族の自宅を訪問し、病気の進行についての説明や、その方の暮らしに即した助言等を行うとともに、早期の受診や必要なサービスへの橋渡しを行い、自立を支援します。

▼認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の人が共同生活するグループホームにおいて、少人数（5～9人）の共同生活住居ごとに家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行います。

▼認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。

▼認知症地域支援推進員

認知症の医療や介護に関する専門知識・経験を有する専門職で、医療機関や介護サービスおよび地域の専門支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人、家族を支援する相談業務等を行います。

千葉市では、あんしんケアセンターなどに配置し、認知症カフェの推進などテーマ毎に活動しています。

▼徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症を伴う高齢者が徘徊により所在不明となった場合に、高齢者の情報を市の関係機関及び市内5警察署間でファクシミリなどを用いて共有することで、早期発見・保護を図るネットワークです。

▼バリアフリー

障害者、高齢者などすべての人がまちの中で自由に行き来し、社会のあらゆる分野で参加できるように、人の移動や参加を妨げているさまざまな障壁（バリア）をなくしていくことです。また、近年では、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が使いやすいようにと、ユニバーサルデザインという考え方が広まってきており、交通機関、建築物、日常生活用品などに生かされています。

▼避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいいます。

▼PDCAサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。

PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

▼フレイル（虚弱）

「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」（厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」研究代表者 鈴木隆雄）をいいます。

▼ヘルスサポーター養成教室

運動習慣を身につけ、地域で運動を継続するグループを作るために行う教室です。市民がラジオ体操（第1体操、第2体操）やウォーキングの基本と運動実習、地域別によるグループワーク（情報交換）などを行い、教室終了後は、参加した市民はヘルスサポーターとして、地域での運動の輪を広める活動の推進役となります。

▼訪問看護ステーション

医療保険または介護保険における訪問看護を提供する事業所で、訪問看護ステーションから看護師等が利用者の家庭を訪問し、専門的判断に基づいたケアとアドバイスで在宅での療養生活を送れるように支援します。

▼保険給付

介護保険法による保険給付には、以下の3つがあります。

1. 被保険者の要介護状態に関する介護給付
2. 被保険者の要支援状態に関する予防給付
3. 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定める市町村特別給付

▼保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職です。個人や集団に対して、健康の保持増進のための指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行います。

や行

▼有料老人ホーム

高齢者に対し、食事の提供、洗濯掃除などの家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスを提供する居住施設です。

▼要介護状態

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて定められる区分（要介護1から要介護5までの5区分）のいずれかに該当する方をいいます。

▼要介護認定

介護保険で被保険者が保険給付を受けるに当たって、給付の対象となる要介護状態かどうかを判定する手続きです。具体的には、被保険者の申請に基づき、介護認定調査員が調査し、その結果と主治医の意見書などを踏まえ、介護認定審査会で判定を行い、この判定結果に基づき市町村が行う認定のことです。

▼要支援状態

身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて定められる区分（要支援1、要支援2の2区分）のいずれかに該当する方をいいます。

▼予防給付

被保険者が要支援状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものがあります。介護給付と比べると、施設サービスが給付対象とならない点で異なります。

1. 介護予防居宅サービスの利用（介護予防サービス費・特例介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費・特例地域密着型介護予防サービス費）
2. 特定介護予防福祉用具の購入費の支給（介護予防福祉用具購入費）
3. 介護予防住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費）
4. 介護予防支援の利用（介護予防サービス計画費・特例介護予防サービス計画費）
5. 自己負担が高額な場合（高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費）
6. 低所得者の施設利用の際に、居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護予防サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費）

5行

▼ライフスタイル

家族や個人の暮らし方、生活様式のことです。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方をいいます。

▼ライフライン事業者

ライフラインとは、電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称をいいます。ライフライン事業者とは、こうしたシステムを提供する事業者のことをいいます。

▼リハビリテーション

疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって、人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがありますが、生活機能障害をもった人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が大切です。

▼老人クラブ

地域に住む方々が集まり、各種の活動を行うなかで、健康増進や資質向上、地域社会との交流を深め、高齢者の日常生活を健全で豊かなものにする自主的な組織をいいます。

▼ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

骨、関節、軟骨、椎間板、筋肉といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」、「歩く」といった機能が低下している状態をいいます。進行すると介護が必要になるリスクが高くなるため、早期に予防することが重要です。

千葉市高齢者保健福祉推進計画
(第8期介護保険事業計画)

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】

企画・編集 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043-245-5171
FAX 043-245-5548
E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp



古紙バブル配合率70%再生紙を使用

